

青山学院大学

総合研究所報

第23号



2015年10月

青山学院大学総合研究所

学校法人青山学院は、青山学院大学における教育・研究との有機的な関係のもとに、広く学術を統合し、社会と学術文化の進展に寄与することを目的として、大学に総合研究所を設置する。

《 目 次 》

卷 頭 言	所長 浅井 和春.....	1
-------------	---------------	---

I. 研究部活動報告及び研究成果（総括・要約）

(1) 研究部活動報告

課題別研究部	研究部長 浅井 和春.....	4
キリスト教文化研究部	研究部長 伊藤 悟.....	5
人文科学研究部	研究部長 佐伯 眞一.....	6
社会科学研究部	研究部長 菊池 努.....	7
自然科学研究部	研究部長 小池 和彦.....	8

(2) 研究成果（総括・要約）

①課題別研究部

市販本『東北の震災復興と今和次郎 ものづくり・くらしづくりの知恵』 （文化資源マネジメント論に資する都市農村交流の研究）	9
市販本『ヒューマン・ライツ教育—人権問題を「可視化」する大学の授業—』 （人権教育の手法に関する多国間分析と青山モデルの構築）	11

②キリスト教文化研究部

市販本『21世紀の信と知のために キリスト教大学の学問論』 （キリスト教大学の学問体系論の研究）	26
---	----

③社会科学研究部

市販本『「日本型」戦略の変化 経営戦略と人事戦略の補完性から探る』 （企業戦略と経営機能別戦略との影響関係の分析）	39
市販本『利用者指向の国際財務報告』 （財務報告の利用者から見た国際財務報告基準の意義と課題）	48

④自然科学研究部

研究成果報告論集『宇宙線の起源をさぐる理論・観測研究』 （宇宙線の起源をさぐる理論・観測研究）	62
研究成果報告論集『海洋生物の医薬品等への活用とその知的資産マネジメント』 （海洋生物の医薬品等への活用とその知的資産マネジメント）	68

II. 研究プロジェクト資料	77
----------------------	----

巻 頭 言

総合研究所所長 浅井和春

今年は戦後70年の節目のときを迎え、政治や社会のさまざまな局面において、一つの転換期を想わせる出来事が相ついでいることは皆さんもご承知のとおりだろう。青山学院大学総合研究所にとっても、まさに大きな転換のときを迎えているといえる。

総合研究所は1988年の創立以来、今年で27年が経過している。広く学術の「総合」を求めた本研究所は、やがて2003年の改革で「総合」から「統合」へと向かい、現在、その「統合」のもとで多くの研究が運営・実施されてきた。その結果、2015年度までの累計でプロジェクト数は207件、研究者数は1,200人に達しており、青山学院大学の「知」を代表する研究機関として、名実ともにその中心的な役割をにない今日にいたっている。すでに明らかなように、総合研究所改革推進委員会は2012年3月に「提言：知の総合・統合としての青山学院大学総合研究所——新たな四半世紀へ向けた、共同研究推進の強化——」を法人と大学に提出し、新時代に即応した研究体制・運営の改革の必要性をしめしているが、これに対して2014年度には大学学長の諮問機関「研究組織のあり方検討委員会」（以下「あり方委員会」）が設けられ、同年11月25日付で『研究組織のあり方に関する答申』（以下『答申』）が出されるとともに、法人からは2014年12月10日付で総合研究所にたいする『2014年度 内部監査報告書』（以下『報告書』）が提出されている。これらは、いずれも従来の総合研究所の研究体制や同運営のあり方への厳しい評価と改革の具体的な方向をしめすものであり、今年度、新たに設置された「研究推進機構（仮称）・設置準備委員会」（以下「準備委員会」）の議論に今後がゆだねられている。ここでは、上記の法人による『報告書』と大学の「あり方委員会」による『答申』の内容をそれぞれ振り返り、これからの総合研究所の進むべき方向にかんし若干の思いをめぐらせておこう。

法人の『報告書』では、研究所の現状について、今日では「大学の研究組織の中心としての求心力を失い」「学部・研究科等の枠を超えた研究者のグループに総合研究所の資金を前例に従って配分するだけの機能を残す」ととどまっているとし、今後は改めて「総合研究所の設立時の目的を再認し、他の研究施設との役割を明確にすべきことが必要」であり、組織運営と予算の適正執行にかんしても、「総合研究所は予算化した金額の内、費消しなかった運営費部分を中心に大半を翌年度の予算としていることから、研究プロジェクト運営の工夫次第では、基金の果実額と繰越額を合わせれば、基金の取り崩しをする必要はなかったとも言える」としている。また、「あり方委員会」の『答申』では、総合研究所をふくむ研究組織の現状の問題点として、「全学規模の研究センター、学部・研究科附置の研究所が混在し、研究組織の体系と機能があいまいであり、研究プロジェクトの重複や支援体制という面で非効率となっている」とし、総合研究所については「設立当初は全学的な研究組織の中心と位置づけられていたが、現状ではプロジェクト募集型の研究支援が主な活動となって」おり、「学部・研究科附置の研究所における研究支援、科学研究費助成事業（科研費）とは差別化された運営体制への見直しが必要と思われる」と指摘している。そのうえで、新たな組織として「研究推進機構（仮称）」の設置が提案され、その具体的な構成と役割のイメージが提示されるとともに、その設置にあたっては、上記の「準備委員会」において研究支援のあり方、業務内容、具体的な支援組織、設置に必要な諸規則の制定・改廃・整備その他を検討すべきことと、特に「総合研究所および社会連携機構の位置づけと運営方法の検討」の必要が説かれている。

いま、最後の社会連携機構の位置づけとの関係については、すでに6月1日の第一回「準備委員会」で、社会連携機構の「プロジェクト研究所」への移行が提案され、7月27日の第二回「準備委員会」では、様々な議論の結果、それがほぼ承認の方向にあることから、設置当初に運営基金と諸規則をそなえた総合研究所のあり

方とはいちおう区別して考えるべきことも明らかとなっている。従って、総合研究所としては今後、プロジェクト募集型とは異なる、文字通り青山学院大学の「総合研究所」としてふさわしい独自の研究課題を提案・実行することが求められるわけであり、現在、総合文化研究部門と領域別研究部門に分かれて募集がおこなわれているプロジェクト研究も、今年度でその募集は最後であることも確認されている。

以上のような厳しい環境のなかで、今年度は最後の研究プロジェクト募集がおこなわれ、現在その審議が進められているが、それと並行して、今年度下半期においては、来年度以降に新たに進められるべき総合研究所としての独自研究のあり方・内容を策定する準備に入らなければならない。大学の存立を形づくるものが教育であることは勿論、その教育の基盤をなすのは諸先生方の日々の研究に他ならない。本研究所が設立以来、一貫して本学教員の研究支援と推進の中核を担ってきた事実と、その伝統の重さをふまえるならば、本研究所の今後の方向もおのずと明らかであろう。大量の「ヒト」「モノ」「カネ」が国境を越え、「情報」という名の「妖怪」が世界を瞬時に駆けめぐる現代、社会や人間そのものの存立を脅かす事象は枚挙にいとまがない。従って、大学が単に就職のみのための施設とならないためにも、いま立ち止まり、人間や社会・科学の歴史と本質にじっくり目を向け、それがたとえ1・2年で成果の見えない基礎的研究であっても、諸学の発展を支え得る研究の必要性は過去にも増して高まっているのではないか。

本研究所はこれまで、総合文化研究部門の課題別研究部とキリスト教文化研究部、および領域別研究部門の人文科学研究部・社会科学研究部・自然科学研究部の各研究部で構成されており、各研究部長間の合議によって応募プロジェクトの決定とその研究成果への評価がなされてきている。この体制を有効かつ発展的に活用すれば、ともすると「性格が不明」と揶揄されたりもする「総合」研究所として、大学および学院の中核的課題を設定・推進することも可能ではないかと考えるのだが、いかがだろうか？

I. 研究部活動報告及び研究成果 (総括・要約)

(1) 研究部活動報告

総合文化研究部門 課題別研究部

研究部長 浅井 和春

2014年度は、「タイ人日本語学習者の学びを支援する一書く能力・話す能力向上へ向けた ICT 活用と日本語教育のコラボレーション」（以下「日本語教育」。代表・稲積 宏誠）と「自校史研究と教育実践モデルの開発—青山学院史研究—」（以下「自校史研究」。代表・杉浦 勢之）、および「青山キャンパス防災時空間情報システムの開発研究」（以下「防災情報」。代表・岡部 篤行）の三つのプロジェクトにおいて研究が進められた。「日本語教育」と「自校史研究」は研究期間3年の1年目、「防災情報」は同じく3年の2年目である。

まず1年目の「日本語教育」は、タイ人の日本語学習者による話し言葉のコーパス構築を主な目的とするものであり、タイ人日本語学習者を対象に OPI (Oral Proficiency Interview) によるデータ収集・コーパス構築を目指すとともに、最終的には、このコーパスを利用して会話能力の具体的な問題点とその習得状況を提示・考察することを目標としている。2014年度は、タイ人学生（チューラーロンコーン大学在籍）の初級、中級、上級レベルの学生に対して、口語運用能力テストを実施。その音声データにより1次と2次の文字化作業をおこない、そのデータベース化を目指した。

同じく1年目の「自校史研究」は、青山スタンダード科目の一環として開設された「青山学院大学の歴史」講義の教育的効果の検証、およびその結果の自校史教育への適用を目指しつつ、保管史料の整理及び新資料の発掘調査（海外調査を含む）をはじめ、法人及び各部、校友会トップ、学院各部署長、学院関係存命者（教会関係を含む）へのヒアリングや、研究会、教育プログラム反映のための資料作成などを目的としたものである。2014年度の新資料等の発掘調査では、①アメリカでの所在が明らかとなったガウチャー関連文書のデジタル・データベース化にともない、現地との交渉をおこなう準備に入り、また②在米歴代学院宣教師について所在を確認し、生存する宣教師については次年度からのヒアリングを予定、③校友・万代順四郎氏の万代会館の調査をおこない、万代会館の建物が貴重な文化財であることを確認するとともに、次年度以降、その保存を含めて自校史教育への活用を検討し、④校友・米山梅吉氏の米山梅吉記念会館における資料保存状況の確認調査をおこなって氏が生前寄付した多数の図書所蔵を確認し、その調査を実施する方向で同記念館と合意したことなどが主な成果といえる。

「日本語教育」「自校史研究」とともに研究の1年目として順調なスタートを切ったといえよう。

2年目の「防災情報」は、将来起こりうる大震災に備えて、学内業務で使用中の時空間情報を活用し、かつ人数計測センサーを使った観測的調査をおこないつつ、大災害が起きた場合の防災対策策定に資する実務的な防災時空間情報システムの開発を目的とするもので、2014年度は前年度の成果を踏まえ、当初の計画どおり目的1～4のサブシステムに沿って実験・調査等が実施された。その結果、新たな知見として、17号館の避難シミュレーション結果から、曜日・時限によっては階段における混雑度が極めて危険になることが判明したとされ、これについては今後、大学全体で検討されるべき課題とおもわれる。

なお、2013年度までに研究が終了した「文化資源マネジメント論に資する都市農村交流の研究」（研究代表・黒石いずみ）については『東北の震災復興と今和次郎—ものづくり・くらしづくりの知恵—』（平凡社刊）が、同じく「人権教育の手法に関する多国間分折と青山モデルの構築」（研究代表・大石泰彦）については『ヒューマンライツ教育—人権問題を「可視化」する大学の授業—』（有信堂高文社刊）がそれぞれ出版され、各プロジェクト研究を社会に問う好著として、高い評価を得ている。

(1) 研究部活動報告

総合文化研究部門 キリスト教文化研究部

研究部長 伊藤 悟

2014年度は継続3年目の「3.11以降の世界と聖書一言葉の回復をめぐる」(代表 福嶋裕子)プロジェクトが最終年を迎え、また2013年度に終了した「キリスト教大学の学問体系論の研究」(代表 西谷幸介)は2014年度にその成果を公刊した。

「3.11以降の世界と聖書一言葉の回復をめぐる」では、最終年度に4回の研究会、3回の証言研究、1回の公開講演会を実施してきた。とくに証言研究会では、東日本大震災と原子力発電所事故の被災地から片岡輝美氏(会津放射能センター代表)、川上直哉氏(仙台キリスト教連合被災支援センター事務局長)、井形英絵氏(宮城県南光台教会牧師)を迎えて、3年間の被災地での歩みを振り返り、聖書をどのように受け止めたか、また聖書の読み方が人々の間でどのように変化したかを聞き取り、それを記録するという作業を繰り返した。また1月にはスコット・ハイフマン氏(セント・アントリューズ大学神学部)を迎えて公開講演会「パウロにおける苦難の意義」を開催した。ハイフマン氏は、人間の罪の結果として起きた被造世界の墮落がこの世界の崩壊をつねにひきおこすというルカ福音書に特徴的な神学的見解、また社会の危機的な状況では自然災害と人為的災害が区別されないという見解を新約聖書神学の立場から打ち出した点で大きな功績のある学者である。これは被造世界の秩序を脅かす原初的「混沌」と人間社会の秩序を脅かす歴史的「悪」に密接な連関が見られるとするこれまでのプロジェクト研究を裏付けるものでもあり、ハイフマン氏との豊かな研究交流は大いに研究テーマに資するものとなった。

本プロジェクトでは、3.11震災の苦難と死者の記憶を未だことばにできずにいる被災地の方々の思い、また放射能被曝の脅威に怯える生活を声にすることでさらに分断される地域共同体、そうした崩壊状況のなかで慰めと希望のことばを回復するための聖書神学的視座とは何かを探ってきた。研究員の昨年度の研究成果はそれぞれ、「危機を生き抜く信仰者と教会:聖書とサバイバル」(左近)、「ペトロの湖上歩行」(大宮)、「プロメテウスの火と技術智をめぐる聖書解釈への展望」(福島)といった論文のかたちでまとめられている。

こうした被災現場と聖書学との対話の営みは引き続き展開されるべきものであるが、研究プロジェクトとしては3年間の研究を閉じて、ひとまずこれまでの研究成果をまとめることにしている。「苦難とともに立ち続けてきた聖書」という視点を明確にし、震災の記憶と放射能被曝の脅威に寄り添うことを目指し、未来への警鐘となる成果刊行を準備中である。

一方、2013年度で研究期間を終了した「キリスト教大学の学問体系論の研究」については、『21世紀の信と知のために—キリスト教大学の学問論—』(新教出版社)を公刊するかたちで成果をまとめ上げ(2015年2月)、その評価を世に問うている。本プロジェクトでは、すでに研究報告論集全4号を刊行してきたほか、パウロ・ティリッヒ『諸学の体系—学問論復興のために』(法政大学出版局、2012年)、ヴォルフハルト・パネンベルク『学問論と神学』(教文館、2014年)、スタンリー・ハワーワス『大学のあり方—諸学の知と神の知—』(ヨベル、2014年)の邦訳にも積極的に取り組んできた。

新年度(2015年度)からは新たな研究プロジェクト「贖罪思想の社会的影響の研究」(代表 森島 豊)が3年計画で進められることとなっている。大いに期待したい。

(1) 研究部活動報告

領域別研究部門 人文科学研究部

研究部長 佐伯 眞一

2014年度、人文科学研究部では、新規プロジェクトが2件始まり、また、1件が前年度から継続して活動した。

新たに始まったのは、「英日語の「周辺部」とその機能に関する総合的対照研究」と、「“近世”とは何か—世界史的考察—」であり、研究計画はいずれも二年間である。

「英日語の「周辺部」とその機能に関する総合的対照研究」は、小野寺典子・文学部英米文学科教授を研究代表者とし、研究分担者は、Joseph Dias・文学部英米文学科教授、澤田淳・文学部日本文学科准教授、Elizabeth C. Traugott・スタンフォード大学名誉教授、東泉裕子・本学非常勤講師である。このプロジェクトは、近年活発化してきた言語の周辺部（periphery）の問題について、「文化化・意味変遷」と「話しことば」研究の二つの研究潮流をふまえつつ、英語・日本語の立場から言語データを比較対照し、研究しようとするものである。2014年度は、4月・5月・6月・8月・9月・11月・1月・3月に、日本のメンバーで計8回の研究会を開いた他、12月3日から9日にはTraugott教授を招いて、7日間にわたる講演会・研究会を開いた。そのうち、12月7日（日）は一般公開講演会として、Traugott教授による「構文変化と言語学的コンテキスト」の講演がなされた。このように活発な活動が展開され、「周辺部」についての議論に進捗が見られた。また、2015年7月のベルギー・アントワープにおけるIPrA（国際語用論会議）でのワークショップ開催を申請、採択され、準備を進めている。

次に、「“近世”とは何か—世界史的考察—」は、青木敦文学部史学科教授を研究代表者とし、研究分担者は、武内信一・文学部英米文学科教授、佐伯眞一・文学部日本文学科教授、大屋多詠子・文学部日本文学科准教授、岩田みゆき・文学部史学科教授、狩野良規・国際政治経済学部教授である。このプロジェクトは、世界史的な概念としての「近世」を、歴史学と文学、また、日本・アジアと西欧の観点から多角的に再検討し、新たな「近世」像を構築してゆくことを目標としている。2014年度は5月・6月・7月・10月・11月・12月に研究会を開催し、代表者・分担者が全員、研究発表を行った。また、11月25日（月）には、「中国近世の政治文化」をテーマとして、中国・上海師範大学との学術交流会を開催した。研究会では、ユーラシアと中国における「近世」概念の問題、日本文学（軍記物語や馬琴など）、日本の近世在地社会における文化、英文学の「近世」（シェークスピアやチャーターなど）が話題となり、文字・印刷物の普及による読者層の拡大、一部民衆への文化の浸透といった共通性を導き出すに至っている。

また、2013年度に始まった伊達直之文学部教授を研究代表者とする「現代史・演劇と戦争・紛争・災害—癒しの倫理と表現の探求—」が、引き続き活動した。7月・10月・11月・3月に研究会を開催し、代表者の伊達教授をはじめ、研究分担者である外岡尚美・文学部英米文学科教授、佐藤亨・経営学部教授、堀真理子・経済学部教授が各々発表した。英米アイルランドの詩・演劇の中で、戦争・紛争と向き合っている作品に注目し、「癒しの表現」の意義を検証する研究を進めた。研究成果は中間報告として各自の関係学会における口頭発表や学会誌などにおける出版の形で行われ、2015年度の成果刊行に向けて準備を進めている。

(1) 研究部活動報告

領域別研究部門 社会科学研究部

研究部長 菊池 努

社会科学研究部では、2件のプロジェクト「ラテンアメリカにおける地域統合・地域主義の新たな展開」（以下「ラ米統合」。研究代表者・幸地茂）および「国際刑事法の形成と日本法の受容・発信についての基礎研究」（以下「国際刑事法」。研究代表者・新倉修）を実施した。2件とも2013年度から開始し、2014年度が最終年度である。

前者「ラ米統合」プロジェクトは、経済学、国際関係論、国際政治経済学などの分野で研究の進む地域統合・地域主義の問題を、ラテンアメリカを対象に検討し、同地域の地域統合およびラテンアメリカ諸国とアジア太平洋諸国との間の相互関係のメカニズムを解明するとともに、現在試みられているラテンアメリカとアジア太平洋との経済連携への実務面での寄与と地域統合・地域主義研究への学問的貢献を目指すものである。

この成果の一部は、2014年3月および2015年3月に、青山学院大学総合研究所、国連大学地域統合比較研究所および米州開発銀行の共催による国際シンポジウムで披露された。2015年3月のシンポジウムでは、「地域統合を巡るラテンアメリカと太平洋との相互関係」、「地域統合を巡る世界の動き」、「アジア太平洋地域の経済統合に対するラテンアメリカ諸国の戦略」、「アジア太平洋地域の地域統合に向けての日本とラテンアメリカ諸国の関係」を取りあげ、本プロジェクト参加者に加え、内外の第一線で活躍の研究者、政府関係者、国際機関代表が参加し、それぞれのテーマについて研究の成果を披露し、活発な議論を行った。現在、成果の刊行に向けて鋭意作業中である。

後者「国際刑事法」は、英仏語などで蓄積されてきた国際刑事法の先例や法制（条約や諸外国の立法と判例）を日本語で検索できるようにするための「検索インデックス」を作成することが目的である。この検索インデックスの作成により、国際刑事法に関心を有するが必ずしも英仏語などに通じていない人たちが、最新の先例と立法例を日本語で収集することが可能になる。日本国内における国際刑事法への関心と理解、研究の活発化、海外への発信力の強化に資することが期待されている。

関係者の異動など予期しえない事態も発生し、また、当初期待されていた資料入手の困難など紆余曲折もあったが、2015年度は、前年度に続き資料調査に取り組むとともに、検索データベースを設計する基礎資料として、英文文献資料のインデックス情報入力作業などを進めた。現在、プロジェクトの成果が報告論集としてまとめられているが、当初の計画の最終目標である、「利用可能な検索インデックスの作成」にはまだ至っていない。関係者の引き続きの尽力を期待したい。

また、2012年から2013年の2年間に実施した社会科学部のプロジェクト2件の研究成果が出版された。「企業戦略と経営機能別戦略との影響関係の分析」プロジェクト（研究代表者・須田敏子）からは、『「日本型」戦略の変化——経営戦略と人事戦略の補完性から探る』（東洋経済新報社、2015年3月）が刊行された。「財務報告の利用者から見た国際財務報告基準の意義と課題」プロジェクト（研究代表者・橋本尚）からは、『利用者指向の国際財務報告』（同文館出版、2015年3月）が刊行された。

研究成果の刊行は、研究の学問的意義を世に問う上でも、また成果を社会に還元する意味でも大切である。引き続き優れた研究成果を公刊すべく支援したい。

(1) 研究部活動報告

領域別研究部門 自然科学研究部

研究部長 小池 和彦

2014年度に研究期間を終了したプロジェクトは、自然科学分野では「機能性分子骨格ジアリールポリインの電子励起状態」(代表：理工学部教授 鈴木 正)と「数学系講義を補完する自習システムの構築」(代表：社会情報学部准教授 寺尾 敦)の2件である。

前者の研究については、新しい分子の発見という究極の目的は達成されてはいないが、今後の研究活動に有益な新しい知見も得られ、研究計画に沿って着実な研究が行われたと判断できた。また、期間中の学会発表や論文執筆など研究成果の公表も妥当であり、研究所としての成果刊行については、今までの成果を簡単に俯瞰する解説をつけた上で、既発表、及び、提出中、査読中の論文を纏めた簡易製本の形での発表をお願いした。後者の研究は、「数学科目の自習システムの構築」であり、そのための活動内容は大きく三つ、(1)数学の問題や関連する解説などの学習素材の作成、(2)それを基にしたウェブ教材の作成、(3)学生を対象にした自習システムの実践と評価に分けられる。成果としては(1)の素材作成に関しては順調な進展が報告され、(2)については、使用するソフトウェアの見込みが立ち、実践のための準備は整ったことが報告されたが、(3)については、一部の活動のみにとどまっていた。ただ、この(3)にかかわる活動は、学生の協力を得て、時間と手間をかけて初めてできる作業であり、三つの活動のなかで、最も努力を要すると予想されていた部分で、考え方によってはプロジェクト期間終了後も引き続いて実践することのできる活動でもあり、これからも機会を捉えて、実行されることが期待される。プロジェクトの研究成果について2014年度に既に学会報告を行い、また2015年にも報告を予定しているとのことであり、学術的な成果報告としては十分な取り組みになっていた。成果刊行については、研究の性質上、市販本を刊行せず、社会情報学部のウェブサイトで積極的な情報発信が行われることが期待され、また研究所の報告集として、ソフトウェアの使用法、内容の説明等をまとめた簡易製本した形での発表をお願いした。

2015年度に継続するプロジェクトは、「原子を用いた新量子技術創成のための基礎研究」(代表：理工学部教授 前田 はるか)と「英語化授業における日本語注釈つき学習教材の半自動生成と、当該教材を用いた学習促進の研究」(代表：理工学部教授 鷺見 和彦)の2件である。前者については、専門委員の評価もきわめて独創的な研究であると高く、またこの一年間も、着実に成果を上げていることが報告された。後者については、理工学部において、英語で行われた授業に対し、話された講義映像の音声部分を取り出して、英文認識と英和対訳を行い、スーパーインポーズ画面として埋め込む学習教材作成システムの全体設計を行うプロジェクトである。グローバル化が進む中で、日本人の学生が英語の授業に慣れること、およびその理解を助けることを目的とするプロジェクトで、理工系教育において、学習者の英語に対する心理的バリアを下げる、という目的では、時宜にかなった研究である。研究も当該年度においては当初の計画に沿って着実に進展していた。ただし、報告を受けた中で、問題点もいくつか明らかになり、2015年度の研究の課題となった。2015年度、自然科学分野で新規採択されたプロジェクトは「大学生の健康増進のためのヘルステスト開発の試み」(代表：教育人間科学部教授 安井 年文)の1件である。青山スタンダードで身体の技能を担当する教員の学部横断的な取り組みで、本学の学生の心身における健康の促進に寄与することを期待したい。

(2) 研究成果（総括・要約）

①課題別研究部

研究課題：文化資源マネジメント論に資する都市農村交流の研究

プロジェクト代表：黒石 いずみ

市販本

『東北の震災復興と今和次郎 ものづくり・くらしづくりの知恵』

執筆者 黒石 いずみ

地域と都市の文化資源交流研究の活動と成果の報告

黒石 いずみ

研究の背景

本研究は、地域と都市の文化資源交流に関する研究から始まり、2011年の東北大震災を経て、具体的に被災地の方々と交流する中で、東京・山形・気仙沼という三つの地域の相互支援と相互理解のための研究・調査活動へと変容していった。そのために、前半では都市の建築遺産を活用することや、都市・郊外・地方の環境問題の研究、地域の祭り文化の交流などを扱っていたが、後半では食文化と生活様式やコミュニティ、地域資源の流通、景観保存と写真、祭りとコミュニティの再生、住まい方調査と住宅文化など、被災地の状況から見出した生活文化が復興に果たす役割を検証し、現地での文化資源発掘を実践し、その歴史や地理、民俗の意味を検証する方向へ発展した。

研究では、当初から参加していた建築史・地域計画・ワークショップデザイン・農村社会学などの先生方の知見を活かした講演会・研究会を繰り返し行い、そこで得た知識を生かして現場の活動を計画し、地域の研究会では研究参加者と学生、地元の方で交流・議論した。その過程で、山形県新庄市と宮城県気仙沼市と総合文化政策学部や青山学院大学が、文化資源の交流を主とした協定や連携の覚書を結ぶことができたのは、ひとえに地域の方々が、この文化資源交流活動を支援してくださったおかげである。

研究のまとめにあたって

研究をまとめるにあたって、上記の活動の過程で行った議論や講演会、研究会の記録、あるいは参加いただいた先生方の論考を集約することも考えたが、本研究では、東北大震災という国家的な災害がもつ意味を論考することを優先した。復興事業の中で最も問題と思われるのは、被災を繰り返してきた地域の歴史的背景の意味が十分理解されていないように思われたことと、復興計画という国家的な規模の事業では各地域の生活者の論理がなかなかいかにされない宿命があるということのように思われた。そこで、被災地で戦前から行われてきた復興事業の様々を取り上げ、特に東北地方農山漁村生活調査、農村経済更生会と積雪地方経済調査、羽仁もと子のセツルメント運動、東北の農村工芸復興事業に注目して、そこで行われた生活様式や地域産業、文化資源を重視した復興の方法を明らかにして、戦後直後の事業や現在の事業との比較を行った。

近代の都市や建築・地域計画研究の社会とのかかわり、生活という概念の多面的であいまいで矛盾している様子は、その実際の計画や調査が最も鮮明に表現しており、具体的な構築作業にはその問題が露呈している。過去の人々がその問題に取り組んで実際に何を考え問題化し、目的を持って実践し、その失敗と限界をどう乗り越えてきたのかを知ることが、この途方もない災害に向き合うために必要だと思ったのである。

成果本の概要

I. 震災復興の観点から

1. 東北地方農山漁村住宅改善調査（1935-41）

この調査での生活調査や計画の概要と共に、そこで提示された住民の生活や環境に対する考え方にどのような特色があるのか、それが提案にどう反映されているかを述べた。おそらく社会主義的な傾向のゆえに、それは戦時時期以降重視されなかったのであろうし、並行して行われている復興事業との具体的関連性がいま一つ明確でないと思われる。しかし、その現地調査・インタビュー・懸賞募集・アンケート・住宅変遷の動向調査の方法、改善案の提示に民俗学的調査などによる生活様式やコミュニティの性格、経済状況を反映しようとするやり方は、地域的特色を尊重しながら徐々に改善する姿勢と方法が窺われる。その標準住宅設計・漁村調査と計画にも、現在の状況で再評価すべき側面が多い。

2. 「災害公営住宅と住まい方調査」と、3. 「漁村計画」では、上記の提案を現代の復興に取り入れる事が可能な側面と問題とを論考した。そして4. 「震災メディアと景観保存」では、東北地方農山漁村生活調査では扱われなかったが、メディアや景観の問題が現在は重要な意味を持つ事、前述の調査・計画における視点がどう関連するかを扱った。

II. 先人の努力を掘り起こす

このセクションでは東北地方農山漁村住宅改善調査の背景やそれを取り巻く諸事業など、昭和初期から戦後に至るより大きな歴史的背景を述べ、戦時期の事業として批判される経済更生運動や副業振興運動、大政翼賛会運動などと、上記の調査事業や民間の地域振興事業、戦後の復興事業の関連性を説明している。そして、その中で継承された多様な当事者たちの現実の生活に則した理念や方法の開拓、地域の生活を立て直す多様な努力を説明し、歴史的背景による制約と共に、現代に活かすべき理念やアプローチの可能性を論考した。

ワークショップと歴史的考察

本著で述べたワークショップと歴史的論考の相互的な考察を通して、著者は結局は、歴史的事象が指し示す方向性や、そこに通底する継続的な意志や営みのあり方を示唆することにとどまらざるを得なかった。それはその現場には人が生きて暮らしており、生活も社会も常に変化しているというだけでなく、そこでの活動でくみ取られる事柄が一元的な解釈を許さないもので、しかも切実で現地の人々の苦労を通してしか理解しえないようなものばかりだったからである。わずかに言えるのは、次の5つである。

1. 住民の中にある知恵、可能性、判断力、感覚が重要である
2. 小さい試みを息長く続ける事
3. 変化や変更に対応するやり方
4. 既存のものを重視し、そこから始める
5. 新しい提案や試みを出していく

そしてそれを都市や地域、建築の生活調査や計画に活かそうとしたときには、そのまま次の5つの視点につながるであろうということであった。

1. 生業から住宅、社会的仕組み、生活様式を総合的・相互的に考える視点
2. まずは小さい単位から考える
3. 多様な人々と視点の共存、共助と教育の仕組みが重要
4. 当事者意識と蓄積された知恵
5. 調査から計画までの積み上げと提案や修正を繰り返し、「当たり前」を問う事の意味

これらのポイントは、いわゆるソーシャルレジリアンスの議論で取り上げられている視点でもある。しかし、著者にとってはこれまでの現地での調査も活動も、何も確たる成果や学問的知見として完結しているわけではないので、その意味付けは未だできない。しかし、この歴史的に繰り返されてきた具体的な生活の現場での復興の営みを体験的に知り、単純な知的論理の限界にむきあうことで、先人たちの努力の蓄積を我々のたしかな基盤として行かなければならないと感じている。最後に当初から一貫して本研究を支援くださった本間先生他、多くの先生方、また地域の皆さまや活動に参加してくれた学生たちに感謝申し上げる。

研究課題：人権教育の手法に関する多国間分析と青山モデルの構築

プロジェクト代表：大石 泰彦

市販本

『ヒューマン・ライツ教育—人権問題を「可視化」する大学の授業—』

執筆者 大石 泰彦 申 恵丰 別府 三奈子 坂上 香 森本 麻衣子 野中 章弘
高佐 智美 楊 林凱 藤田 早苗

<総 括>

大石 泰彦

1 研究の発想

人権意識の涵養が教育の重要な目標のひとつであることは、あらためて教育基本法などを持ち出すまでもなく、疑う余地がない。にもかかわらず、日本では「人権」を標題とする大学の授業は意外に少なく、また現存の「人権」を冠する授業のほとんどは、いわゆる「同和教育」を中核に据え、あるいはそれを出発点とする「啓発」色の強い授業である。

それ以外では人権は、もっぱら法学部や教職課程における「憲法」の中で、そのひとつの柱として講義されているが、それは残念ながら「旧態依然」という表現がふさわしいものである。一昔前のような法曹・官僚養成機関ではない現在の「大衆化した」法学部においても、憲法の人権論は、概説書や判例集をたよりに、入学したての学生の頭に難しい概念を次々と詰め込んでいくような形式で行われているのである。

しかしながら、彼ら学生は、一部の例外を除き実際には国内外で起きている（起きてきた）さまざまな人権問題とはほぼ無縁の存在である。受験勉強で多忙だった彼らには新聞を読むという習慣、いや、その習慣がないことに対する問題意識すらない場合がある。だから、彼ら自身に被暴力、被差別、貧困、孤立、被弾圧などの体験が乏しいのはもちろんのこと、放置すれば、彼らはいつまでも、共にこの世に生きる他者の悲しみや苦しみに目を向けることをしない。しかし、そんな彼らにいまのような方式のみで人権、ひいては法を理解せよと求めることはたして適切だろうか。

ここで私たちは、法学部の憲法の授業をなくせとか、それを大胆にリニューアルすべきだというような大それたことを主張しているわけではない。私たちは、従来型の概念や理論の伝授と並行して、学生にこの世の現実を、つまり、暴力、貧困、差別、抑圧、環境破壊などにさらされている人々の「生きる姿」を見せ、考えさせること、言い換えれば、ドキュメンタリー作品などを用いて教室で現実を「可視化」させることを、特に人権学習の初期の段階で行う必要があるのではないかと考えるのである。

2 研究の歩み

ざっと以上のような「論」を、数年前から、私は折に触れて、勤務する青学法学部の同僚教員に「雑談」として語ったり、また、学部内の会議の席上などで述べたりしていた。また、そのような中、青学では2012年4月より、それまでいわゆる「キャンパス割れ」状態であった文系学部の教育課程が、青山キャンパスに統合されることが決まり（これは結局、東日本大震災の影響で一年延期され、2013年4月からの実施となったが）、これに合わせて、法学部では従来のコース制・カリキュラムを改編する方針が決められた。

そこで私は、その新カリキュラムに、特に人権問題にかかわるいくつかの「可視化」科目を盛り込み、可能であればコースの一つとして「人権コース」あるいは「ヒューマン・ライツコース」を置くことができないかと考え、その可能性と形態を探るために、青学総合研究所の中に、他の有志の教員とともに学内研究会を発足させることにした。それが、この通称「ヒューマン・ライツ教育研究会」である（2011年4月発足；正式名称は「人権教育の手法に関する多国間分析と青山モデルの構築」）。

この研究会の目標は、「啓発型」でも「知識伝達型」でもない新しい形式の人権教育（ヒューマン・ライツ教育）の探求であり、研究会の名称にある「人権教育の手法に関する多国間分析」はあくまでもその準備作業として位置づけられる。また、研究会の活動内容もその目標に沿って構成され、概要、研究初年度は「ヒューマン・ライツ教育に関する情報収集と分析」、2年目は「教育カリキュラム・メソッドの研究・開発」、3年目は「その実践・改良」がその中心的テーマになった。

さて、先に触れたように、2013年度からのキャンパス再編をにらんで、青学法学部では従来のカリキュラムの全面的な見直しを行うことになり、そのための作業部会として、研究会の発足と同じ2011年4月、学部内に「カリキュラム・ワーキンググループ（カリ WG）」が設置された。そして2012年度、この WG は「ビジネス法コース」「公共政策コース」「司法コース」「ヒューマン・ライツコース」の4コースからなる新コース制、さらに、その下でのカリキュラム案を「WG 原案」として教授会に提出し承認された。

これにより、われわれヒューマン・ライツ教育研究会は、「ヒューマン・ライツコース」という研究成果の実践の場を得ることになったのである。

3 残された課題

残された課題としては、①「可視化に向かっている障壁」の克服、②受講生の「心のケア」、③卒業生の「将来像」、④「現場」との継続的交流などがあるが、ここでは①について簡単に説明しておきたい。

すでに述べたように「可視化」はヒューマン・ライツ教育の方法論の中核に位置する考え方である。大学の各教室に高性能の映像提示装置が設置されるようになってきている現在、可視化教育に設備・技術の面での問題はないが、実現に向かっている障壁になるのは教材となる映像作品に関係する諸権利、特に著作権のクリアである。

日本においては、現在もなお、テレビ映像の教育利用のための仕組みや制度は未整備なままである。また、それ以外のドキュメンタリー作品（映画など）については、それを大学の授業で用いることができるのは、上映権付の DVD 等による場合のほかは、制作者・著作権者と大学教員との間に私的な人間関係・信頼関係がある場合に限られている。

この研究会では、その障壁をどうクリアするかについて、かなり長い時間をかけて議論が行われた。その結果、権利問題について早急な改善が見込めない状況の中で私たちにできることは、映像作品の大学教育における利用が有効であり、必要であることを社会に粘り強く訴えかけていくことに加えて、たとえば、①ドキュメンタリー制作・配給にかかわる企業・組織（ACT、シグロなど）、あるいは、ジャーナリスト・ネットワーク（アジアプレス・インターナショナルなど）と大学（学部）との間で、包括的・部分的な映像利用契約を締結すること、②授業で作品を上映するのみならず、その制作者・ジャーナリストにゲストとして教室に来ていただくこと、などの方式をとる必要があるとの認識に至った。また長期的には、いくつかの有志の大学が集まってコンソーシアムを設立し、ジャーナリスト等と連携して独自にドキュメンタリー作品を制作し教育利用するしくみの構築を模索すべきであろう。

4 研究報告書の概要

本研究の報告書は、ヒューマン・ライツ教育研究会編『ヒューマン・ライツ教育—人権問題を可視化する大学の授業』（有信堂、2015年）としてまとめられ、公刊されている。参考までに、以下、その構成（目次）を提示しておく。

はしがき

- I なぜいま、ヒューマン・ライツ教育なのか（大石）
 - 1 ヒューマン・ライツ教育への接近
 - 2 ヒューマン・ライツ教育の実践
 - 3 ヒューマン・ライツ教育の課題
- II ヒューマン・ライツ教育の実践

- II - 1. 青学法学部の「ヒューマン・ライツコース」(申・大石)
 - 1 ヒューマン・ライツコースの設置の背景と趣旨
 - 2 ヒューマン・ライツコースの現状と課題
- II - 2. ヒューマン・ライツの現場 A (大石)
 - 1 授業の概要
 - 2 各単元の進行
 - 3 学生による授業評価・授業への感想
- II - 3. ヒューマン・ライツの現場 B (申)
 - 1 滑り出しまで
 - 2 滑り出し
- II - 4. 人権調査論 (坂上・別府)
 - 1 授業のコンセプト
 - 2 授業の構成・内容
 - 3 現場、という空間の力
 - 4 対話 (ダイアログ) の力
 おわりに
- II - 5. 戦争・紛争と人権 (森本)
 - 1 講義デザイン—なぜ「歴史」か
 - 2 講義ドキュメント—「戦争の世紀」と人権
- III ヒューマン・ライツ教育の諸課題
 - III - 1. ヒューマン・ライツ教育における「現場」の意味 (野中)
 - 1 人権侵害の現場での学び
 - 2 現場研修の実際
 - 3 沖縄研修
 - 4 ホームレス研修
 - 5 国外研修
 - 6 現場研修の留意点
 - III - 2. ヒューマン・ライツ教育における「実践」の意味 (坂上)
 はじめに
 - 1 「他者」と出会う体験と大学
 - 2 「接点」としての大学1—学内に接点をつくる
 - 3 「接点」としての大学2—学外に接点をつくる
 - 4 「協働的表現」という体験から見てきたこと
 - III - 3. 憲法を通じての「人権」教育 (高佐)
 - 1 現行の「法教育」の問題点
 - 2 憲法学における「人権」の多義性—「人権」を教える前に
 - 3 今後の「人権」教育の課題—国際人権法の積極的活用
 - III - 4. ピース・ジャーナリズムとヒューマン・ライツ教育
 はじめに—ヒューマン・ライツから見えるジャーナリズムの課題
 - 1 ジャーナリズム改善の手法
 - 2 ピース・ジャーナリズムの試み
 - 3 ヒューマン・ライツ教育とジャーナリスト養成教育
 おわりに—ヒューマン・ライツ教育が促す構造転換
- IV 諸外国のヒューマン・ライツ教育

IV-1. ヒューマン・ライツ教育の国際的動向（申）

- 1 国連の人権活動と人権教育
- 2 ヒューマン・ライツ教育研究会による国外調査

IV-2. 中国におけるヒューマン・ライツ教育（楊）

はじめに

- 1 中国におけるヒューマン・ライツ教育の現状
- 2 北京大学におけるヒューマン・ライツ教育の先駆的取組み
- 3 中国におけるヒューマン・ライツ教育の課題
- 4 中国におけるヒューマン・ライツ教育の刷新

IV-3. 英国エセックス大学におけるヒューマン・ライツ教育プログラム（藤田）

- 1 ヒューマン・ライツセンターについて
- 2 アカデミックスタッフ
- 3 ヒューマン・ライツコース
- 4 教授法
- 5 学校の授業とチュートリアル
- 6 大学院の授業とセミナー——必須科目と選択科目
- 7 経済的、社会的、文化的権利（社会権）の選択科目
- 8 セミナーのスタイル
- 9 アジアの人権カンファレンス
- 10 日弁連との協定
- 11 実践を重んじる

結びにかえて

資料

あとがき

索引

<要 約>

大石 泰彦

「ヒューマン・ライツの現場 A」〔1年前期配置、2単位、月曜6限開講（18:30-20:00）〕は、ヒューマン・ライツコースの「ショウ・ウィンドウ科目」として、入学直後の学生に、このコースにおける学習全体のイメージを示し、コース選択の際の基礎情報を提供することを主な目的として開設された講義形式の科目である。過年度（2013年度、2014年度）においては、この科目を履修した1年生の大多数がヒューマン・ライツコースを選択している。

当初は、この科目と「ヒューマン・ライツの現場 B」（1年次後期配置、2単位）との棲み分けについて、前者は日本国内の人権問題、後者は世界各地の、あるいは国際的な人権問題を素材とするという大まかな区分が想定されていたが、映像資料の確保等の問題から、現在はこの科目（A）が日本のみならずアジア各地の人権問題をテーマとするようになり、AとBの区別は相対的なものとなっている。ただし、「自分の立ち位置（いま・ここ）から人権の現実を見る『旅』をはじめ」というこの科目の基本方針は変わっておらず、まず、学生にとって身近な日本の問題から紹介から授業を開始すること、および、その後アジア各地の人権問題を見ていく際にも、その問題と「日本」「日本で暮らすわれわれ」とのかかわりについて詳しく紹介し議論すること、というスタイルを維持している。

受講者数は、2013年度が166名（1年生96名、2年生14名、3年生19名、4年生37名）、2014年度が208名（1

年生92名、2年生46名、3年生19名、4年生51名)である。2013年度の2・3・4年生、2014年度の3、4年生は、旧カリキュラムの「地域社会と法Ⅱ」という科目として、この講義を履修した。

この授業のシラバスは次の通り(一部を掲載)。

講義概要: 1)「ヒューマン・ライツ」を学ぶことは、これまで学生諸君がなじんできた「勉強」とは全く異なっている。それは、単語や用語を暗記したり、参考書や問題集を一冊あげたりするようなものではない。頭でっかちにならず、まずは「現場」を見つめること、そして、それを他人事として簡単に割り切ったり、安易に理論化したりしないことが必要になる。

2)ここで展開されるのは、高校までのいわゆる「人権学習」「平和学習」の延長線上にある啓発的な授業ではない。そこには簡単な「答え」はない(「答え」は大学4年間の学びの中で探究してほしい)。そんな学びに関心を持つ学生諸君の受講を期待する。

授業方法: 1)担当者のうち1名は「人権」を研究テーマとする大学教員、1名は日本とアジアの社会と人間の現実をテーマに取材を続けるインディペンデントのジャーナリストである。各回、この二人がともに教壇に立つ。また、現場をよく知るジャーナリストなどをゲストとして招くこともある。

2)授業は原則として3回をワンセット(1単元)にして、すなわち、ひとつのテーマに270分の時間をかけて行われる。各セットは、

第1回—簡単なイントロダクション(約10分)のあと、ヒューマン・ライツにかかわる映像を視聴。授業終了後、映像への感想、意見、質問などをA4判1枚程度の用紙にまとめて提出。

第2回—寄せられた感想をふまえて、担当者2名が講義を行う(約40分)。ゲストが話をする場合もある。そのあと、質疑応答やグループ・ディスカッション(第3回の説明参照)の準備を行う。

第3回—受講者が、だいたい10名ずつのグループに分かれて、グループ・ディスカッションを行う。ディスカッション終了後、ディスカッション報告と感想(A4判1枚程度)の提出が求められる。

3)テーマが変更される場合もある。

授業計画: 第1講—ガイダンス 第2~4講—孤立に向き合う 第5~7講—私たちは「自由」か 第8~10講—戦争を知っているか 第11~13講—貧困を見つめる 第14講・第15講—汚された大地に立つ

評価方法:受講者が発する言葉(文章、発言)によって採点する。その内容が高度であるかどうかではなく、熱意と真摯さを求める。このほかに課題レポートを課す場合もあるが、期末試験は行わない。

なお、この授業の体制面での最大の特徴は「複数講師制」である。法学部に所属し、憲法を専攻する教員(大石)と、主にアジアの戦争・紛争・貧困等をテーマに取材活動が続けてきたジャーナリスト(野中)が毎回、共に教壇に立ち、それぞれの視点から映像を解説し、それに補足説明やコメントを加え、さらに学生とディスカッションしていく。両担当者の分担は、大まかに、大石が、文献・資料によりつつ各問題を俯瞰的に分析するのに対して、野中は常に「現場に立つ者」の問題意識や感覚にこだわり、その地点から考察を行うというものであり、ある問題について両者の見解が相違する場合でも、それを調整せず、その相違を学生にそのまま教壇上に乗せ、発信することになっている。

申 恵丰

本プロジェクト「人権教育の手法に関する多国間分析と青山モデルの構築」では、成果刊行物として、2015年3月に市販本を公刊した(ヒューマン・ライツ教育研究会編『ヒューマン・ライツ教育—人権問題を「可視化」する大学の授業』有信堂)。分担者(申)は本書で、第II章「ヒューマン・ライツ教育の実践—青学「ヒューマン・ライツコース」の取組み」の第1節「青学法学部の『ヒューマン・ライツコース』」(15~19頁)を大石泰彦教授(本プロジェクト代表者)と共同執筆したほか、第3節「ヒューマン・ライツの現場B」(39~50頁)

及び、第IV章「諸外国のヒューマン・ライツ教育」の第1節「ヒューマン・ライツ教育の国際的動向」(169～185頁)を執筆した。以下、要約する。

「青学法学部の『ヒューマン・ライツコース』」は、2013年度から本学法学部におかれることとなった同コースの趣旨と、これができるまでの背景について述べた節である。法科大学院時代にあつて、法学部教育の独自の存在意義が一層問われるようになってきているが、本学法学部では、長らく2つのキャンパスに分かれて行われてきた教育が青山キャンパスに集約されることになったのを契機に、ここ数年間、カリキュラム改革に向けての議論が重ねられてきた。そして、形骸化していた6つのコース制を見直し、「ビジネス法コース」「司法コース」「公共政策コース」「ヒューマン・ライツコース」の4つのコース制をとることになったのだが、このうち、従来なかった新しいコースがヒューマン・ライツコースである。人権は、法学部生であれば憲法の授業で必ず学ぶが、その学び方は、条文解釈や判例という旧態依然たるものであり、また、「企業は人権番外地」と言われてきたように)いったん社会に出れば無縁になってしまうかのような机上の知識としてのものに近かった。本コースは、そのような現状への問題意識を元に、学生が将来、企業、公務、メディア、NPOなど社会のどのような場で働くにせよ、鋭い人権感覚と法的素養をそれぞれの持ち場で発揮してほしいという趣旨で設置され、構想されている。

「ヒューマン・ライツの現場B」は、「ヒューマン・ライツの現場A」と並んでコースの1年生を対象とした「ショーウィンドウ科目」として設置された同名の授業を紹介している。この2つの授業は、人権問題の「可視化」をキーワードとし、学生が、人権を知識として学ぶ前に、現実の人権問題をまず見て考える機会をもつことができるように考えられたものである。授業の進め方は、人権問題を扱ったドキュメンタリー映像を学生に観てもらい、教員からのコメントや参考資料を提供した上で、学生同士でグループ・ディスカッションしてもらい、2～3回の授業で1つのテーマを扱う。この節では、「ヒューマン・ライツの現場B」の授業を構想する過程で検討した様々な検討事項(進行の仕方、成績評価方法など)について記しているほか、初年度(2013年度)実際に授業を行った際に扱ったテーマや得られた反省点などについて述べている。

「ヒューマン・ライツ教育の国際的動向」は、「人権教育」が「人権についての教育」と「人権としての教育」という2つの側面をもつこともふまえて、1990年代以降国連で推奨され各国で活発に推進されている人権教育のあり方を考察した節である。国連総会は、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」と定め、そのための行動計画も採択しており、日本でもこれを受けて、『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定され、人権教育・啓発の推進に関する法律も成立している。これにより、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する公務員に対する人権研修が実施されるようになるなど、一定の進展がみられる。ただ、全体としてこの法律は、いわゆる同和教育の発展的解消という性格が強いため、公権力と国民の関係というよりも国民相互間の教育・啓発に重点がおかれているという問題がある。人権教育をめぐるのは、北欧をはじめ諸外国に先進的取組みがあり、また、国際会議も継続的に開催されているところであるので、分担者は、本プロジェクト期間中、これらについて国外調査を行い多大な示唆を得た。本節はそれを紹介したものである。とりわけ、2012年12月に参加した第3回「人権教育国際会議」は、全体会・分科会含めて非常に多くの報告及び討論が行われた大規模な国際会議で、大学関係者も多数参加して有益であった。本稿ではそのうち、「教育に対する人権、カリキュラムの倫理的責任、そして『安全な空間』のアイロニー」と題する南アフリカ・ノースウェスト大学教授の報告にふれ、本学のヒューマン・ライツ教育においても教師と学生がともに大学の教室という空間で人権をめぐる対話のプロセスに参加することの意味と可能性について考察している。

別府 三奈子

ジャーナリズム研究とヒューマンライツ研究の接点から立ち上がる主だったテーマは、今のところ次の3点に集約できると考えている。

1. 取材過程や記事内容が、被取材者や関係者の人権を侵害する。

2. 記者や編集者が人権問題の存在に気づけず、取材対象にならない。
3. ニュースの価値構造自体が、人権問題に光をあてるものになっていない。

既存の研究領域から俯瞰すれば、上述の1についてはある程度の専門知の蓄積があり、2については少しずつ研究が積み重ねられ始めている。しかし、3については、日本においてほぼ未開拓領域とっていい。

ジャーナリズムは、民主主義社会において対話によって社会問題を解決するための、非常に重要なしくみである。社会問題に関する情報共有、問題の存在に対する社会的認知の形成、解決方法をめぐるパブリック・フォーラムの構築、といった流れを生み出すパーツを組み込んだ、問題解決のための社会装置である。

この装置は、人権侵害がもたらす社会問題に対して、その社会の構成員全体の感度が高い時、より良く機能する。青山学院大学のヒューマンライツ教育研究会が試みる教育アプローチは、現実社会におけるヒューマンライツの重要性への気づきを促すことから始まる。まさにジャーナリズム教育の出発点と同根であるだけに、この両方を重ねた場合、相乗効果が生まれる可能性は大きいと期待している。

・「我々」と「彼ら」を隔てる見えない壁に対する自覚を育てる

冒頭のテーマ3に関する問題意識は、主に欧州の人権専門家たち、あるいは、紛争や人権侵害の最先端取材する現場記者たちから指摘されている。今日、この問題意識を共有するもっとも実践的なアプローチは、「ピース・ジャーナリズム」と呼ばれる試みである。従来の戦争報道が、いずれの国にしても政府高官や軍司令官の言い分に偏って伝えられているとの認識から、戦時下の人々の苦しみを意識して拾うための具体的なノウハウと、戦争回避や戦争終結に向けた対話に積極的に光を当てる取材の方法論を開拓している。ジャーナリズムの現場におけるこの種の試みは、客観報道主義を極端に重視する日本では、全くと言っていいほど顧みられてこなかった。

ピース・ジャーナリズムの唱道者たちは、既存のジャーナリズムが、客観的な手法と立ち位置を原理原則としていたために、いつのまにか‘我々と彼ら’ (us and them) という2分法に陥ってしまっているとの現状認識を共有している。出来事を‘我々と同じ人間’ (people like us) のこととして捉え、ともに問題解決に向かう姿勢をジャーナリズムに持たせる必要があるとして、既存のジャーナリズムの原理や規範論の見直しを行っている。その結果、ジャーナリズムの構造的な問題に行き当たり、改善案としていくつかのオルタナティブを提案するに至っているのである。(Ibrahim Seaga Shaw, *Human Rights Journalism- Advances in Reporting Distant Humanitarian Interventions*, Palgrave Macmillan, 2012., p. xi)。

その代表例は、紛争／平和研究の第一人者ヨハン・ガルトゥング博士 (Johan Galtung, 1930年～) が指摘する、戦争の暴力行為中心の報道 (war journalism) からピース・ジャーナリズムへの転換である。その狙いは、暴力行為が始まってしまう以前に問題の存在に気づき、社会で共有することにある。似たようなオルタナティブとして、人間の悪行中心の報道 (human wrong journalism) からヒューマンライツ・ジャーナリズムへとといった試みも始まっている。いずれも既存のジャーナリズムの構造転換を促すものとなっている。

既存のジャーナリズムに対するこれらの問題提起の基盤は、ドイツ観念論哲学を説き、西洋哲学に大きな影響を与えたカント (1724-1804) の世界市民や世界正義、1948年の世界人権宣言における‘すべての人間’といった考え方にある。

筆者は、2011年9月に青山学院大学ヒューマンライツ研究プロジェクトの一環で、青山学院大学法学部の申教授が企画した北欧人権調査に同行させていただく機会を得、初めてオスロ大学に行った。ガルトゥング博士が半世紀前にまいた種が、時を経ながら場を作り、思想を広げ、人をつないできた様は、人的交流を促す工夫が盛り込まれた建物の環境とともに、大変感慨深かった。この60年の間に、同教授が出版した単著は86冊を超え、共著や共編も含めれば165冊に上る。論文や論説は1700本を超える (Galtung, J and Fischer, D ed., (2013) *Johan Galtung- Pioneer of Peace Research*, Spriger, 2013, p.25-31)。

筆者はさらに2012年8月に欧州数カ国とイギリス調査に赴く機会を得、ヒューマンライツ教育研究所の研究員でもある藤田早苗氏のご助力をいただき、関係者への聞き取りのほか、ケンブリッジ大学やエセックス大学では文献調査を行った。この時は主に、ヘイトスピーチと言論の自由の兼ね合いを欧州ではどう考えているの

かを調べた。ジャーナリズム先進国と目される欧米ながら、そのスタンスに大きな違いがあること、特に欧州にはヒューマンライツの考え方を重視する姿勢が強いだけでなく、社会に広く浸透させる努力を積極的にしていることを、行く先々で改めて実感した。

これまで筆者は、米国のアグレッシブ・ジャーナリズムの規範形成過程、フォト・ジャーナリズムの世界基準、日本型報道の規範構造のなどについて分析を行ってきたが、ヒューマンライツの思想と実践を分析軸におくジャーナリズムの規範研究のアプローチは、米国型とは一線を画するスタイルを持っており、発見の連続で興味深い。

本研究会を通して、ヒューマンライツの領域からのジャーナリズム改善のアプローチ例としてのピース・ジャーナリズムと、その発展系のヒューマンライツ・ジャーナリズムへの知見を深められたことは、大きな収穫である。その成果の一端は、教育カリキュラム「人権調査論」のコンセプトに反映されている。また、本研究会での活動から得られた数々の知見を、教育の現場に還元していくための方法論、ジャーナリズムの現場の改善につなげていくための方法論については、今後さらに研究を深める余地がおおいにある。優れた専門家の多い本研究会に参加させていただいたことにより、数多くの示唆をいただいたことに、心より感謝したい。

坂上 香

筆者は、現在フリーのドキュメンタリー映画監督であるが、2012年までの9年間、大学の専任教員としてメディア教育に従事していた。実践的教育に力を入れ、フィールドワークという手法を使って、マスメディアが取り上げない（もしくは歪めた表象をされてきた）不可視化された人々と学生たちを会わせ、メディアというツールを使ってその体験を両者が協働で可視化しようとし、さらには大学という場を社会に開くことによって、学内を超えた可視化と緩やかな社会的つながりの構築を試みてきた。青山学院大学のヒューマン・ライツ教育研究会から声がかかったのは、そういった実践的教育アプローチに可能性を感じてもらえたからだろう。

『啓蒙型』でもなく、『知識伝達型』でもない新しい形式の人権教育（ヒューマンライツ教育）の探求¹を行うという同研究会の姿勢に共感し、筆者もメンバーに加えて頂いてからは、法学部におけるヒューマン・ライツ教育の意味や有り様について思考し、それを実現するための効果的なフィールドワークの有り様を模索してきた。そこで参考にしてきたのが、米国の法学者マーサ・ミノウによる、「共存のための教育（education for coexistence）」²である。

ミノウは、長年、戦争犯罪やジェノサイドといった大規模集団暴力への対応に具体的に関わっており、関連著作も少なくない。紛争の予防教育の重要性を訴え、平和の構築には人々の「差異」が差別や排除を生むことのない価値観を育む必要があると提唱してきた。そして、この「共存のための教育」には5つの要素（紛争解決、異なる集団間の接触、ヒューマン・ライツ、モラルに基づいた思考、歴史的比較および自省）が不可欠だとしている。

同時に、ミノウはヒューマン・ライツ教育の難しさも指摘している。人権そのものが漠然とし過ぎてしまうこと、現実感の伴わない理想論に陥りがちであること、それらが若者たちにとって人権をさらに遠いところに押しやっけてしまっていること。言い換えると、人権教育をめぐる課題は、「いまここ」の若者たちに、どれだけリアリティをもって迫ることができるかにかかっているように思える。

リアリティを感じられるフィールドと教育的アプローチ

2014年度は、法学部のヒューマン・ライツコースの選択科目である「人権調査論」を共同担当の別府三奈子

1 大石泰彦、「なぜいま、ヒューマンライツ教育なのか」、ヒューマンライツ研究会、『ヒューマン・ライツ教育——人権問題を可視化する大学の授業——』、有信堂、2015、p.4.

2 M. Minow. Education for Coexistence. Antonia Chayes & Martha Minow. *Imagine Coexistence*. Jossey Bass, 2003.

氏（日本大学教授）と共同担当させていただくことになった。そこでの課題は、ミノウが指摘していた「いかに学生がリアリティを持てるか」を意識したテーマ設定や教育的アプローチであり、それをいかに15時間という限られた枠組みの中で行うかだった。

テーマ設定には多に悩んだ。ヒューマン・ライツをめぐる問題は限りなく存在する。別府氏と相談のうえ、筆者の専門領域でもあり、学生たちにとっても馴染みがありそうな「暴力（加害・被害）の諸相」とすることにした。そして、これらをより身近なイシューとして考えてもらうために、関連する実際の現場（フィールド）を訪れたり、関係者の話を直接聞く機会を持ったり、語り合う場や、思考した結果をビジュアルに表現できる場を作ろうということになった。

準備段階では、同研究会から事前調査費を捻出して頂いたおかげで、国内の複数の矯正施設（少年院および刑務所）を始めとして、DVの被害者支援団体、精神疾患や障がいを持つ人々のコミュニティ、セクシャルマイノリティのコミュニティなどを実際に訪問することが出来、先駆的で意味のある試みを知ることができた。フィールド実習に関しても、直接顔を突き合わせて検討することができた。

2014年度は、暴力のなかでもDVに集中させ、DV被害者支援を行っている栃木県の認定NPO法人サバイバルネット・ライフへの訪問をお願いすることとなった。そこでは支援者の話に加えて被害当事者からの生々しい話に触れる機会もあり、学生たちは身近で起きている問題の深刻さ、その事実気づいてこなかったこと、さらには法が時として弊害になっているという事に衝撃を受けていたようだ。同時に、自らの体験をDV、虐待、いじめの文脈で捉え直すなど、他人事だった問題が急接近してくるという体験をした学生も少なからずいた。そのうえで、DV事件を手がける弁護士の講義を設けたので、DVに関する法の可能性と限界を両側面から考える機会を持つことが出来たように思う。また、グループディスカッションや、KJ法を使った考察方法も学生にとっては新鮮だったようで、最初は口数の少なかった学生たちが、水を得た魚のようにイキイキと発言したり、アンケートでは「話し足りなかった」という意見が多く見られて、別府氏と共に驚かされた。

2015年度は筆者が単独で担当することになるが、前年度の課題や反省を踏まえ、ヒューマン・ライツの現場ABも意識しながら進行していきたい。たとえば、メディア・リテラシーの要素を加えた授業を行い、加害・被害当事者に対するイメージの構築や影響を考える。そのうえで矯正施設や薬物依存症者の回復施設を訪れる。その後、DV被害者支援団体や、犯罪被害者遺族、加害者の家族らから話を聞き、当事者の置かれた実情を知る機会を持つ。そして、語り合うことにより時間を割き、暴力の被害と加害と事件の実情を多角的に学ぶと同時に、その後の対応をヒューマン・ライツの観点から深く考える機会を持ちたいと思う。

森本 麻衣子

法学部ヒューマン・ライツコースの新設から二年目にあたって「人権法特論A」の枠で新たに「戦争・紛争と人権」と題する講義が設けられることとなり、本研究においてその講義デザインを検討、作成し、またその一年目（2014年度）の実施状況を総括した。

講義デザインは、学生たちの大学生活を通じた学び全体における本講義の位置づけを検討するところから出発した。社会・人権問題の「可視化」を授業目標として掲げるコース必修科目の「ヒューマン・ライツの現場A」「同B」（以下、「現場A・B」とする）においても、戦争・紛争と人権をめぐる問題は一部取り扱われている。また「国際政治」や「国際法」といった専門知を授ける講義でも同じテーマで学ぶ機会がある。本講義は、人権の概念と実践およびその侵害を戦争・紛争の局面に特化して検討するところに特色があるが、一方でこれら既存の講義枠に対して屋上屋を重ねるものとならないことが求められた。そこで、映像資料を活用する「可視化」の手法を「現場A・B」より継承しつつ、新しく講義の主軸として導入したのが「歴史」という観点であった。すなわち、「現場A・B」が日本や世界の様々な社会問題の現場を映像資料を通じて訪ねる疑似的な空間旅行として組み立てられていた（もちろん、そこではそれぞれの社会問題の歴史的背景に目を向ける重要性も折に触れて強調されていた）のに対し、本講義はそれと対を成すかたちで、いわば時間旅行として構成し、「戦

争の世紀」とも総括される前世紀の歴史を駆け足にはならざるを得ないが時間軸に沿って振り返ることとしたのである。

戦争・紛争を「人権」という観点から教える以上、作戦司令室の議論ではなく、戦場で殺され、傷つく具体的な人間の姿をまずは視界に捉えること（可視化）が必須の課題であるが、その際、そうした苦しみをそれぞれの戦争・紛争（第一次世界大戦に始まり、冷戦後の民族紛争まで）の具体的な歴史的な文脈のなかで捉え、それらが私（たち）の現在とどう結びつくのかを考えさせることによって、可視化によって引き起こされる問題意識の発展をはかることが本講義のねらいとなった。そこで肝要となるのは、どの出来事が何年に起こったかなどの外在的知識としての歴史を覚えさせるのではなく、また教える側が正しいと信じる立場ないしはイデオロギーとしての歴史を吹き込むのでもなく、歴史的に思考する態度とはどのようなものかということそれ自体を学生たちとともに探っていくことである。したがって到達目標としては、一定の知識を得るというよりも、よりオープン・エンドに、学生それぞれが現在の世界とそこでの人権状況を、「戦争の世紀」と呼ばれることもある20世紀によって形作られ、条件づけられた「跡地」として複眼的・重層的に見ていく視点を獲得する、ということ掲げた。そのための手法として、過去の戦争・紛争にまつわる映像や文字の資料を学生たちにまず課題として与え、講義で課題資料の読み取りに必要なコンテキストを講師から提示し、また課題資料に関する講師や学生の意見を交換したうえで、授業終了時のレスポンス・シートの提出や筆記試験を通じて、課題やその背景にある問題群に対する学生の考えの深まりを見ることとした。

本講義は2014年8月に集中講義という形で実施され、4年生1名、3年生2名、2年生18名の計21名が出席した。2年生は全員「現場A・B」の両方またはどちらかを履修済みであり、授業が進むうちに分かったことだが、彼らのなかには「現場A・B」で観た映像にショックを受け、自分自身のそれまでの無知や無関心に対する反省、あるいは他者の苦痛を前にして感じる無力感に関する葛藤を動機としてこの講義を履修した学生も少なくなかったようだ。第一次世界大戦における総力戦形態の成立、第二次世界大戦終了後のいわゆる東京裁判とそこで裁かれた「平和に対する罪」の問題、冷戦期の代理戦争のひとつベトナム戦争における枯葉剤使用とその現在まで続く被害、冷戦終結後のユーゴスラビア紛争における集団レイプ、前世紀末の歴史の再審の流れのなかで問題化された「従軍慰安婦」問題と、取り上げた課題はどれも重いテーマを扱ったものだったが、授業中の発言は総じて少なかったものの、レスポンスや筆記試験には各学生の真剣な思考の跡をうかがわせる言葉がつつられた。それらの抜粋を講師が次の日までにまとめて配布する（この際、見解の割れる問題に関しては特に、講師の検閲によって問題に決着をつけるのではなく、各学生の意見を尊重してできるだけ見解の割れたそのままを提示し、そのコントラストから学生たち自身にさらに考えさせることを心掛けた）ことで、他の学生の見解に刺激を受けてまた自分の考えを書いてくる学生も多かった。当初、「残酷な戦場の映像を見てやっぱり戦争はもうしてほしくないと思った」のように、無垢な子どもの立場から大人に平和のお願いをする小中学生の意識を引きずったまま書かれたように感じられるコメントも散見されたが、歴史的・複眼的に戦争・紛争の問題性を捉えようとする言葉、あるいは少なくともそうした姿勢の必要性を認識するコメントが増えていったように思う。講義実施初年度ということもあって、履修する学生たちにどこまでの問題意識や前提となる歴史的知識があるのか、手探りでゆっくりと進めざるを得なかったが、国家と暴力の問題をより多面的に考えさせるよう、旧植民地独立の過程や、21世紀のテロリズムとカウンター・テロリズムの下での新しい人権状況、そこにつながってくるホロコーストからイスラエル建国・パレスチナ問題に至る系譜など、もう少し論点や課題を盛り込みたかったという反省が残った。

野中 章弘

私は人権侵害の現場を取材してきたジャーナリストとして、日本や世界の人権侵害の実態を把握しつつ、その背景や原因を探り、事態の改善、克服に向けた努力をどのように行うべきなのか、それを考える材料の選択、提供に関わってきた。

必修科目である「ヒューマンライツの現場 A・B」で扱うテーマは、孤独死（松戸市・常盤平団地）、戦争（イラク・バグダッド）、貧困（フィリピン・マニラ郊外のゴミ捨て場）、枯葉剤の被害者（ベトナム）などであり、私自身はこれらの現場の取材経験を持っている。被害者たちの声や生き方、人権侵害の実態などを伝えることで、問題を包括的に捉え、より根源的に思考する力を養う手助けを行う。現場を目撃した者の言葉を学生たちは、真摯に受けとめてくれている。

残念ながら、これまでの経験によれば、学生たちの社会問題に対する感受性は高いものの、人権に関する意識や現実に生起している社会、政治的問題に対する基礎的な知識はきわめて乏しい。戦争や貧困、差別など、私たちの社会に内在化する諸問題への知識は断片的、表層的であり、包括的、歴史的に問題を捉える能力は弱く、経験値も低い。

現実の課題と自らの関係性、言い換えると問題を外部化するのではなくて、内面化する力を身に付けることが重要である。人権侵害を行っている主体は誰あり、何がこのような現実を生み出しているのか。それを深く思考することにより、多くの場合、私たち自身が侵害を行う側、加害の側の一部に与しているという認識に至る。同時に時として加害と被害が逆転することもあり、常に加害と被害は重層的に絡み合っているという現実、事実をきちんと受け止める力を身につける必要もある。

また人権侵害の実態に触れながら、どの立場、視点から問題を考えていくのか。国家、政府、行政、市民、被害者など、さまざまな当事者の中で、いったい誰の視線で物事を見ていくのか。自らの立ち位置、距離を決定しなければ、たんなる「傍観者」「観察者」では問題の内面化はおぼつかない。内面化もしくはある種の当事者性の意識の獲得なくしては、人権侵害への適切かつ主体的な取り組みは期待できない。

今後、ヒューマンライツ・コースにおける私の役割は、人権という概念の内面化に向けた作業を担うことである。

その意味で、上記の課題克服において、もっとも効果的なメソッドは現場研修である。この社会のゆがみや矛盾（人権侵害）の集約されている現場へ足を運び、不条理に苦しむ人びとの声に耳を傾けることを通して、人間や社会に対する洞察力を深め、自らを問題解決の主体として認識するのである。現場研修は教場だけでは学びきれない人権教育の重要な部分として有効である。

現在、私自身はジャーナリストとしての活動を留保しながら、この10年ほどの間、本務校（早稲田大学）を中心に、ジャーナリスト志望の学生たちに向けて、毎年さまざまな現場研修を行ってきた。社会改良を目指すジャーナリスト教育とヒューマンライツ教育には多くの共通点があり、問題の包括的な理解と内面化という点において現場研修の内容はほぼ同じものである。

現場研修の「現場」として選んでいるのは、国内では、沖縄（米軍基地のある本島、「強制集団死」の起きた渡嘉敷島など）、福島（飯舘村、南相馬市、いわき市、富岡町など原発事故の被災地）、岩手（大船渡市など東日本大震災の被災地）、秋田（「貧困」地帯としての秋田市、仙北市、湯沢市）、大阪（日雇い労働者の街・大阪市西成区の釜ヶ崎）、熊本（水俣病の発生した水俣市とその周辺）、千葉（「孤独死」で知られる松戸市の常盤平団地）など。また都内では狛江市（ホームレスの人たちの住む多摩川の河川敷）、枝川（朝鮮人学校とその周辺地域）などを訪れている。

国外では、中国（日中戦争の現場として、南京、揚州、上海、北京、河北省、遼寧省、吉林省、黒竜江省など）、韓国（植民地時代における日本統治の実態と朝鮮半島情勢を学ぶため、ソウル、板門店、軍事境界線など）、東南アジア（枯葉剤の被害などベトナム戦争の傷跡の残るベトナム、大量虐殺の後遺症に苦しむカンボジアなど）など、アジア太平洋戦争の舞台となった東アジアを中心に研修を行ってきた。

ヒューマンライツ教育の現場は私たちのすぐそばにもある。暮らしの中で目にしながらも、「私たちとは違う世界の出来事」として、意識の外においてきた社会事象に向き合う機会を作ることも、大切な学びの場となる。

私たちの世界ではさまざまな形で人権侵害が起きている。その現場で求められるのは、「他者の痛みを感じる心（感受性・想像力）」であり、行動の原点には矛盾を生み出している社会への「怒り」と不条理を押し付

けられながらも懸命に生きている人たちへの「共感」がなければならない。

そのような「怒り」と「共感」を内面化する場所としての「現場」は、決定的に重要な意味を持つ。今後、現場研修や現場感覚を織り込んだヒューマンライツ教育のあり方を引き続き模索していきたい。

高佐 智美

憲法を通じての「人権」教育についての検討を行った。

まず問題意識として、昨今、「法教育」がブームであると言われていたにもかかわらず、肝心の「人権」教育がほとんど行われていない現状をとりあげ、その要因として、憲法に対するイメージが、一般市民と研究者とはかなり異なることを指摘した。たとえば、多くの学生や市民にとって、国とは国民を守ってくれる「頼れる味方」であり、憲法は国のあり方を定めた法であるから、国民一人ひとりがそれを守る義務がある、そして人権とは、国から与えられ、国が守ってくれるものである。また、「人権」侵害といった際、一般市民や学生が思いつくのは、マス・メディアによる有名人のプライバシーの暴露や企業におけるセクシャル・ハラスメントなどであり、「国家が人権を侵害することがある」と言っても、あまりピンと来ない人が多いといえよう。

こうした一般国民と研究者との間の憲法や「人権」に対する認識の「ズレ」を埋めていくために必要な視点として、国際人権法（条約）をとりあげた。たとえば、上述のような私人間における人権侵害につき、憲法学説においては、近代立憲主義と私的自治の原則に鑑み、私人間に憲法を直接適用することを認める者は少数であるが、一方で、憲法が制限規範としての性質だけではなく、社会における基本的な価値秩序を示す性質をも有していることから、憲法の私人間への適用を全面的に否定する者もほとんどいない。そこで、この中間をとって、憲法の条文の趣旨を民法の一般条項を通じて私人間に適用していくとする間接適用説が通説・判例となっている。

他方、国際人権法（条約）の場合、条約の国内法的効力について一般的受容体制を採る日本においては、国際人権条約の実施立法がない場合、形式上は国家のみを義務の名宛人とする国際人権条約がそのまま「国内法化」されて法規範として存在することになるため、条約で保障された人権の私人による侵害について裁判所が救済を求められた場合、裁判所は、直接国際人権条約を適用することにより私人間において国際人権規範を実現できるかという問題に直面することになる。ここに、「国内法化」した「国際人権」について、立法によらずに裁判所が介入して実現することができるかという意味での「国内における諸国家機関の間の権限分配の問題」が生じることになり、これはまさに「私人間効力」の問題そのものとなる。したがって、私人間における人権保障の実現に向けて、国際人権法を一つの媒介として、さらなる議論の活発化や精緻化が進むことになれば、一般国民と学者との「ズレ」をも解消することにつながるであろう。

一方で、私人間における人権保障はどうあるべきかを考える際、人権擁護法案のように、外見上は一般国民の望む人権の尊重を謳いつつも、その実、表現の自由などが侵害される危険性の非常に高い法案を無批判に受け入れないようにするためにも、国民一人一人が政府に対してチェック機能を働かせることができなければならない。そして、そのような「自立」した国民を育成するために必要なのが「シティズンシップ教育」である。「シティズンシップ教育」の定義は論者によって様々であるが、市民の育成や個人の尊厳を中心とした法教育、主権者を育てるための憲法教育などが挙げられる。この点につき、グローバル化が進む今日、地球市民というコスモポリタンな存在としての市民概念の拡張も踏まえた上で、偏狭なナショナリズムをどのように克服して、グローバルな視点へと拡張できるかも課題といえる。

このような「シティズンシップ教育」の意義を踏まえた上で、「人権」教育を行う際に一助となるのが、やはり国際人権法であると思われる。なぜなら、国際人権法はいわば国際社会における人権基準のコンセンサスであるから、一国内の価値観にとどまらず、より普遍的な価値観を前提として成り立っている。したがって、今日のシティズンシップ教育において、グローバルな視点が不可欠なことからすれば、そこで「人権」を語る際に、国際人権法を抜きにして語ることは、もはやできないからである。

また、国際人権条約は、憲法よりも詳細かつ具体的な規定を置いていることが多い。たとえば、性差別の禁止につき、日本国憲法は14条で性に基づく差別を禁止する他、24条で家族生活における両性の平等を定めているが、その具体的な内容については、法律家の解釈を待たなければならない。しかし、女性差別撤廃条約は、11条で雇用の分野においてどのような権利が保障されるのか、また16条で家族生活においてどのような権利が保障されるのか、非常に詳細な規定を設けている。この具体性は、「人権」を教える上で大きなメリットとなるであろう。

楊 林凱

本研究は、中国のヒューマン・ライツ教育を研究対象とするものである。主に以下の点について、課題を探ってみた。

1. 中国におけるヒューマン・ライツ教育の現状に関する調査研究

この課題については、主に文献調査およびヒアリング調査を進めてきた。中国のヒューマン・ライツ教育は、20世紀90年代後半からスタートしたが、長い間教育システムの中で適切に位置づけられることがなかった。その後、ヒューマン・ライツに関する事件が注目され、法の支配の実現プロセスにおいて重要視されるようになった。とりわけ、2004年憲法改正において人権の遵守および擁護がはじめて規定され、人権の価値や理念について人々関心度は一気に高まった。

その後、大学法学部において開設される人権法科目は注目されるようになった。2004年4月現時点で、法学部または法学科を設置された300大学の中に、人権法科目を開講した法学部が少なく、15校にとどまり、5%を占めるにすぎなかった。これに対して、2006年に入ると、人権法科目を開講した法学部・法学科設置大学は30校にのぼり、10%を占めるようになった。また、2002年前までは、人権法関連教材が存在しなかったが、2002年に中国教育省は第10回の5ヵ年計画の教材編集プランにはじめて「人権法教材の開発」を取り入れた。その後、『国際人権法教程』（2002・中国政法大学出版社）をはじめヒューマン・ライツ関連教材がぞくぞくと刊行された。それから、大学教育レベルで学部生や大学院生に対してヒューマン・ライツ教育を実施するほか、政府関係者に対してもヒューマン・ライツ教育を行うようになった。ヒューマン・ライツ教育を担う人材を育てることは非常に重要であると最初から認識され、学生の教育とともに力をいれて行ってきた。市民に対するヒューマン・ライツの啓蒙活動において、NGOやマスメディアは重要な役割を果たしてきた。中国人権研究会など教育・研究機関は、ウェブサイトを立ててネットユーザーに電子資料（講義資料を含む）をタイムリーに提供している。

2. ヒューマン・ライツ教育の先行事例（北京大学モデル）

この間、6回ほど北京大学法学院附置人権・人道法研究センターを訪問し、ヒアリング等を行ってきた。同センターではヒューマン・ライツ修士プログラムが開設され、定員は25ないし30名であり、1年間コースで選択科目から6科目を履修し、北京大学法学部とRWIとの共同修了証書が授与される。同プログラムは十年にわたり、ヒューマン・ライツ教育の重要拠点として、若手教員の育成も確実に業績をあげている。次の目標としては、他の研究教育機関に対する指導や支援を提供していくことである。

3. 中国におけるヒューマン・ライツ教育の課題と対策

(1) ヒューマン・ライツ教育の実施範囲および教材の課題

中国は、主に高等教育の法学専攻においてヒューマン・ライツ法教育が実施されてきた。しかし、ヒューマン・ライツ教育は、これに限定すべきではないと思われる。また、ヒューマン・ライツ教育に関する教材の開発が不十分である。

(2) ヒューマン・ライツ研究教育内容の土着化

中国のヒューマン・ライツに関する研究の多くは、人権の定義、分類、性質、特徴、哲学基礎および歴史などの理論的研究（理論的人権）であり、具体的な人権論や人権の実施・保障メカニズムに関する研究

(実質的人権)が相対的に欠けているといえよう。このような「実質より理論」というヒューマン・ライツ研究方法はヒューマン・ライツ教育にはマイナス影響を与えていると指摘する。

(3) 人権知識の伝授の問題点等

中国におけるヒューマン・ライツ教育は、現に人権の知識とりわけ国際および国内人権関係法の条文の伝授を中心に実施されてきたため、人権の価値や人権の認識の形成について不十分である。また、NGO、マスメディアおよびコミュニティはヒューマン・ライツ教育における影響が弱く、期待される役割を十分に果たしていない。

4. 中国におけるヒューマン・ライツ教育の試み

中国では今後、学校教育以外の領域でヒューマン・ライツ教育をより活性化していくため、さまざまなアプローチが求められる。

調査研究によると、一部のNGOはマスメディアを利用してヒューマン・ライツ教育活動を行っている。また、今日まで大きく展開してきたコミュニティ（地域共同体）において、ヒューマン・ライツ教育が重視されるようになった。さらに、北京大学ヒューマン・ライツ修士課程において、ケーススタディの手法を取り入れ、受講者による参加型ヒューマン・ライツ教育が進められている。

藤田 早苗

私は1999年にエセックス大学修士課程（国際人権法）に留学以来、博士課程、研究員かつ学内非常勤講師を経てフェローとして同大学ヒューマンライツ・センターに所属しており、本研究会では、同センターの教育プログラムや活動を紹介し、情報提供をしてきた。

エセックス大学は毎年130か国以上からの留学生が集まるイギリスでも最も多様性のある大学の一つである。そしてヒューマンライツ・センターは1982年に設立された世界でも最も歴史のあるセンターの一つであり、英国で最初の国際人権法の修士課程を創設した。ヒューマンライツプログラムの卒業生はすでに2000人を超え、世界各国で国連や地域人権機関、人権NGOなどで人権の保護と促進のために活躍している。日本人の卒業生もすでに70人を超え、国連機関、国際NGO、国内NGO、政府機関などで活躍する卒業生も多く、また研究者や弁護士として国際人権法を教え、活用して活動する卒業生もいる。当センターは法学、政治学、社会学、言語学、哲学、経済学、歴史学など大学内の11の学部から80人以上のアカデミックスタッフをメンバーにもち、人権に関する学際的な研究、活動、教育を行ってきた。

修士課程のヒューマンライツ・コースは法律を中心にしたLLM（法学修士）コースと、学際的に人権問題を学ぶMA（学術修士）コースに分かれるが、コースの必須授業以外の選択科目では同じ授業にLLMの院生もMAの院生も同じように登録して出席し、センターが企画、支援する様々な活動も一緒に行うので、実際の大学生活にあまり大きな違いはない。

エセックス大学の講義では、100人以上の大講義室でも授業中に必ず教師は受講生から質問を受け付け、「対話」が行われる。これは学部でも大学院でも同様である。日本の大学でよく見かけるような、教師が一方向的に話して終わるだけの授業はここではほとんどみられない。イギリスの大学では日本に比べて教授法はずいぶん重視されている。大学には教授法などを専門に担当するユニットがあり、訓練を受けた専任のスタッフが、教えるときの心構え、どのような質問が効果的か、シラバスや課題の準備で心がけること、障害を持つ学生への対応など、多岐に渡る講習や定期的なセミナー等を開いている。

学部レベルではいわゆる講義のほかにチュートリアル（tutorial）があり、各授業の内容を実際の事例などを用いて少人数のグループで議論する時間が設けられている。大学院では、人権法LLMコースの院生は通年の必須科目である「国際人権法：法、機構、実施」を受講するが、この科目は1年間で30以上のテーマに分けて、かなり広い範囲の人権問題をカバーする。そしてこれは15人ほどの教員がそれぞれ実務や研究などで特に従事してきた分野のテーマを講義するので、内容も専門性が高い。この必須科目には講義のほかに、講義の内

容の理解を深めるために具体的な判例などを用いて議論する時間としてディスカッショングループが隔週で設けられ、クラスを約20人ずつのグループに分けてセミナールームで行われる。

エセックス大学の人権教育は理論や法解釈だけでなく、実践を重んじる点が特徴の一つである。人権機関の現場を見ることは重要であるが、エセックスの人権プログラムでは夏季にジュネーブの国連人権関連機関やハーグの国際刑事裁判所と司法裁判所、そしてストラスブールの欧州人権裁判所などを訪問し見学する「ユーロ・トリップ」という約1週間の企画がある。院生たちはそれらの機関を見学し、スタッフと会合をもち詳しく話を聞くことができる。

講義と並行して、私はセンターのスタッフとして日本・アジアに関して働きかけてきた。たとえば、アジアには地域人権機構も人権条約もないため、ヨーロッパでの人権コースでは、アジアが軽視されているという共通の問題がある。エセックス大学では8年前、アジアからの留学生のイニチアチブで、「授業ができないなら、せめてカンファレンスを企画してアジアの人権について議論する場をもとう」とカンファレンスを始め、私は毎年アドバイザーを務めている。この企画はカリキュラムへのアジアの側面の補充だけでなく、院生たちが準備を通してテーマの選択、プログラムの作成、資金調達、広報など、卒業後どのような職種についても必要になるようなスキルを習得するという目的がある。また日本での国際人権基準実施促進のためには、もっと多くの弁護士が日本で国際人権基準を使えるようになる必要があると考え、日弁連の「弁護士派遣制度」にエセックス大学を紹介し、協定が設立された。この協定のもと2012年から毎年、LLMに一人、客員研究員として一人、計二人の現役の弁護士がエセックス大学に留学し学んでおり、帰国後も人権NGOなどと協力して活躍している。

近年、日本の人権状況は思わしくない方向に進んでいることは否めない。よって大学における人権教育は極めて重要で、2013年に青山学院大学がヒューマン・ライツコースを開設したことは非常に画期的である。このようなコースが日本で広まることが望まれるが、エセックス大学のカリキュラムや豊富な経験を基に、私は今後も日本のヒューマンライツ教育に関与・貢献していきたいと思う。

②キリスト教文化研究部

研究課題：キリスト教大学の学問体系論の研究

プロジェクト代表：西谷 幸介

市販本

『21世紀の信と知のために キリスト教大学の学問論』

執筆者 西谷 幸介 清水 正 小柳 敦史 中井 章子 茂 牧人 東方 敬信
大森 秀子 塩谷 直也 濱崎 雅孝

<総括>

西谷 幸介

共同研究プロジェクト「キリスト教大学の学問体系論の研究」は2010年度より4年間に渡り独自の研究活動をさせていただいた。まずこのことに感謝したい。私自身は青学に入りまだ3年目であったが、キリスト教文化研究部長ともさせて頂き、また宗教部長からの励まし促しも頂いたところで、長年温めていた研究課題が実現しうる環境をこの総研プログラムに見出した。そこで、学内外の同志の研究者たちにも快く集って頂いて、その代表として、勇躍、航海に乗り出した、ということであった。当時はまだ5年の期間も認められていたようであったので、その旨希望を出したが、4年間との決定を受けた。潤沢と思われた各プロジェクト予算がその後年毎に徐々に切り詰められていったことも含め、こうしたことが総研のその後の流れを暗示していたとも感じている。これは総研そのものではなく背後の青学の学内行政の問題の影響であったろう。とにかく色々なことが起こった4年間であった。

そうした中で総研にとりわけ感謝したいのは、本プロジェクトで可能ならばぜひ実現したいと考えていた3冊の大学学問論の邦訳刊行を、この度の成果刊行と共に、総研叢書の刊行として可能にして頂いたことである。従来、そのような慣行はなかったと理解しているが、総研所長及び運営委員の先生方の本プロジェクトの主旨への深いご理解によって、プロジェクト予算の一部をそれらの出版のためのいわば呼び水に振り分けることを承認して頂いた。この特別措置がなければ以下の本邦初訳書は日の目を見なかったかもしれない。

- ・パウル・ティリッヒ『諸学の体系——学問論復興のために』（原著 *Das System der Wissenschaften nach Gegenständen und Methoden*, 1923；清水正・濱崎雅孝訳、法政大学出版局、2012年、四六版、264頁）
- ・ヴォルフハート・パネンベルク『学問論と神学』（原著 *Wissenschaftstheorie und Theologie*, 1973；濱崎雅孝・清水正・小柳敦史他訳、教文館、2012年、B5版、493頁）
- ・スタンリー・ハワーワス『大学のあり方——諸学の知と神の知』（原著 *The State of the University. Academic Knowledges and the Knowledge of God*, 2007；東方敬信監訳、大森秀子・塩谷直也・高砂民宣他訳、ヨベル、2014年、B5版、382頁）

大体、わが国の大学人たち自体が無関心な——それは自分たち自身が学生時代に教わってもこなかったからなのだが——従って、然るべく彼らに購入して読んでもらえるかどうかもわからない、こうした学問分野の大冊を出版公刊するという冒険に踏み切って頂いた出版社にも、心からの謝意を表するものである。大学レベルの学術書の出版ということに使命感を感じておられる法政大学出版局に初めにティリッヒの出版を依頼し、快く引き受けて頂いたことは、まさに幸運なことであった。そこで、あとの2冊の刊行にも弾みがついた。

以上に示唆したように、本プロジェクトの課題は、わが国における明治初期の近代的大学のまさに出発においてすっぱりと抜け落ちた、学問の学問としての「学問（体系）論」に照明を当て、各大学の大学としてのインテグリティ（統合性・健全性）の自覚への促しとして有益な議論を展開するということであった。しかも、青学にはそうした視点をもちうる特権のみならず、それを率先して学問的に意味づけ展開する義務も責任もあ

る、という判断が、そこにはあった。寄付行為第4条1項に明記された「青山学院の教育は、永久にキリスト教信仰に基づいて、行なわれなければならない」という建学の精神が、その根拠である。青山は何と言ってもキリスト教なのである。

本プロジェクトの成果刊行としての今回の叢書『21世紀の信と知のために——キリスト教大学の学問論』（新教出版社、2015年2月）に、これこそ「わが国のみならず恐らく世界的にも稀有な、従ってまた貴重な……明確なキリスト教大学としての建学の精神」としてさせて頂いたが、これを大学学問論の文脈において意味づけるとというのが、本プロジェクトのねらいであった。

このように、本プロジェクトが「大学の学問体系論」なるテーマに取り組んだことは有意義であったとあらためて考える。この表現自体はいささか時代色を帯びてはいるが、事柄としては大学に本質的で普遍的なテーマである。わが国ではいまだ十分に踏破されておらず、手付かずの要素も多い学問領域であることもあって、ある種のマイノリティ心情を強いられる研究でもあったが、その分、やり甲斐も感じられるというものでもあった。ちなみに、つい最近、文科省が全86の国立大学に人文社会学系の学部・大学院の廃止や見直しをするようにとの、実に奇妙な通知を出した。人文社会科学系大学人はこの措置にたいしては決然と立ち上がるべきであろう。先に述べたわが国の大学草創期の学問論への無理解は、わが国の表現を用いれば「実学」志向の故であり、わがプロジェクトの研究からすれば近代の大学を毒してきた「功利主義的価値観」——このほうがもっとわかりやすい——の故であったが、上記通知はわが国の大学観、とくにその国公立大学観はその悪しきDNAから抜け出し切れていないことの紛れもない証拠である。私自身は91年の大綱化に関わる文科省政策をせいぜいよく解釈したつもりであったが、こうなるとそれは撤回したくなる。そして、こうした状況こそ本研究プロジェクトの意義をあらためて深く認識させてくれる現象ではないのかと感じる。如何であろうか。

さて、本プロジェクトは年に5～6回の定期の研究会をもち、各メンバーが自分の関心領域からの報告をし、感想を交わしあった。楽しいやり取りであったが、それによって各自が学びを深め合うことができた。その報告の年毎の記録が研究報告論集 *Credo Ut Intelligam*, No.1～4である。この表題はアンセルムスの神学的標語「信じ、而して、理解する」から拝借したものである。学外メンバーの大学の異動などによりメンバーの入れ替わりもあり、のべ12人のメンバーやゲストメンバーが、論文20篇を執筆した。『21世紀の信と知のために』はそのうちの9人による書き下ろし論文集であり、力作が揃っているが、もちろん *Credo Ut Intelligam* の論文が元になっている。

以上の定期研究会の他に、年度末、3月には、本プロジェクトと共通する問題意識や研究テーマをもっておられる先生方を学外よりお招きし、公開シンポジウムを開催した。順番にそれら先生方のお名前と講演題を記しておく、以下のごとくである。いずれも学びの多い、有意義なシンポジウムであった。

潮木 守一氏（名古屋大学名誉教授、教育社会学者）

「フンボルト理念の終焉？」

（予定は2011年3月12日、変更して5月14日）

ダンター・ヴェンツ氏（ミュンヘン大学プロテスタント神学部組織神学教授）

「精神における思惟と存在の統一——ティリッヒの『諸学の体系』について」

「〈全体〉の意味について——『学問論と神学』におけるパネンベルク」

（2012年3月10日）

西山 雄二氏（首都大学東京哲学教授）

「人文学と制度」

（2013年3月9日）

近藤 勝彦氏（東京神学大学前学長）

「キリスト教大学の学問の在り方」

（2014年3月28日）

以上、本プロジェクトの総括とさせて頂く。

青学の建学理念の意義理解のための知的文脈の提示 本プロジェクトの研究の目的の一つは、わが国における私立・宗教立の大学としての青学という存在とその意義を従来に増して明確に自覚し、またしっかりと確認する、という点にあった。方法論的に言えば、「寄付行為」第4条1項「青山学院の教育は、永久にキリスト教の信仰に基づいて、行なわなければならない」という伝統的な条項に象徴される、青学の建学の精神の意義を、それをより深く理解させてくれる学問論の文脈において、提示しようとするものであった。字句や事柄の意味はその文脈の提示において初めて十全に理解される、と言語学は告げるが、青学の建学の精神も、そうした context の提示がない場合、単なる宗教的熱心から噴出した非理性的な標語にすぎない、と片付けられかねないからである。なお、以上の寄付行為の条文は「わが国のみならず恐らく世界的に見ても希有な、従ってまた貴重な、明確なキリスト教大学としての建学の精神」であることがこの際覚えられねばならない。

大学統治論としての学問体系論 カントは「大学」とは「学問の専門分野の数だけ公の教師が…学問の受託者として任用されて」「学識の全総体を…分業によって取り扱う」「学者公共体」であると規定し、「学識には教説の体系的総括が必要である」と述べた。こうして、大学とは唯一にして全体である真理を理性により探求する府であり、そこでは真理探究のために集った諸学問の研究者たちが分業によりその探究を遂行するのであるが、真理の唯一性と全体性の故にこれらの研究は必然的に相互関連化即ち体系化され統合化を求められるのである。しかるに、ハワーズによれば、現代の大学は多様にして多数の学部・学科・科目の設置によってその諸学問の「まとまりのなさ」incoherence の状況を招来し、そこで正当に展開されるはずの真理探求が阻害されてしまっている。大学がかろうじて表面の一体性を保っているように見えるのは「官僚主義的経営管理」によるものであり、要するに現代の大学は「功利主義的価値観」に支配されているのである。従って、大学の指導的立場は、学問体系論の専門家である必要は勿論ないとしても、少なくともそうした学術的伝統があることを知り、その基本的な理屈には通じた存在であることが、期待されるのである。

人格統合論としての学問体系論 19世紀後半のドイツ人哲学者シェリングも、20世紀後半のアメリカ人一般教養学教授ブルームも、「既に職業への意識をもった学生を大学の学問体系即ち統合的カリキュラムのうちに——とくに一般教養教育の観点から——いかに導入していくか、という問題意識を共有していた」。確かに就職の成功を第一の目的として入学してくる学生は少なくなく、それに対応する功利主義的価値観をもってこの顧客が求めるカリキュラムを提供するなど、大学教育をビジネスとしてとらえる傾向もなくはない。しかし、そうした大学の雰囲気を感じ取り、「僕は〔職業や生計だけに限定されない〕全体として人間 a whole human being だ。僕が全体として自己形成するのを助け、僕の本当の潜在能力を発揮させてほしい」という学生の心からの叫びも聞かれるのであり、それこそが大学教育の本来あるべき内実を指し示している。学生が全体的な人間存在であり、自ら大学教育を通じた人格の統一的形成を求めている故に、大学もそれに応えうる統合的カリキュラム即ち学問体系論による学生の教育と研究の指導を行なうべきなのである。ここで、青学の建学理念も学生の教育ということを深く自覚したものであることが覚えられべきである。

日本における私立キリスト教大学としての青学の在り方 わが国の近代的大学はドイツの大学を範とした国立大学として始まったが、彼我の最大の相違は日本の国立大学は神学部を排除したという点にある。大学における諸学の体系的統合化を担ってきたのは神学ないし哲学であったが、わが国では哲学自身が専門化しその営為を放棄し、学問体系論の営みも抜け落ちてきたのである。そして、私立大学もこれに追随した。その学部構成は、学問として共通の根幹をもつ「ササラ型」でなく、その根幹を無視し閉鎖的な仲間意識で個々に群れる「タコ壺型」だと言われる所以である。しかし、あの「大綱化」政策をよく解釈すれば、私立キリスト教大学は政教分離原則下で中間団体にも容認される信教の自由によって自由で個性的な建学理念の展開が期待されるはずである。青学は、かの明確な建学の精神に基づき、そこに学ぶ者たちの人間性陶冶のためにも日本社会の健全性維持のためにも、その教育と研究の力を生かさなければならない。

総研プロジェクト：「キリスト教大学の学問体系論の研究」の4年にわたる研究成果をまとめて、『21世紀の信と知のために』（新教出版）が刊行された。そこに掲載された私の論文の意図を簡単に述べておこう。

21世紀、第3ミレニアムに突入して、世界の思想状況は20世紀とは異なった方向に進んでいる。今日の世界はこれまでにない深刻な問題に直面しつつある。それは人間主義・合理主義の行き詰まりである。これは先進的な思想家らによってすでに19世紀後半には指摘され始め、その問題が20世紀には一般的に顕在化していったのである。経済的・政治的・軍事的対立が世界規模で拡大し、再度の世界大戦、それに続く冷戦下における代理戦争、単に戦闘員のみならず一般市民をも巻き込む非人道的な大量破壊兵器の開発による戦争の非人間性などによって、科学技術のもつ非人道的な側面が露呈されてきたのである。これらは従来の人間中心主義的、性善説的人間観の根本的な問題性を突きつけ、その変更を迫る事象である。

学問とは理性による営みであり、理性とは自己超越的な能力である。カントが人間理性の批判を体系的に行ったことで明白なように、自己超越的な理性の能力は自己の限界を自覚することによって真実の自己存在を確立する能力である。すなわち理性の自己超越とは、自己を超越した存在・神との関係を自覚する能力である。カントは単なる人間認識能力である「悟性」と区別して、理性を無制約関係の能力とした。「悟性」の認識は対象的「概念」であり、理性の認識は非対象的「理念」である。従って「理念」は合理化されえないのである。

人間性の限界を自覚するためには「理性の真実の復権」が不可欠である。人間の自然的欲求を無制限に充足することが善であると主張する思想（浅薄な合理主義・ヒューマニズム）は、聖書によればサタンの誘惑である。それはバベルの塔を築く愚行である。人間性の限界は自覚されなければならない。古代の迷信的な世界観、自然的諸力を神格化して、それが人間に限界を設定すると考えることは、現在では不可能である。自然を神とする自然宗教は人間理性に受容不可能である。そのことをギリシアの哲学たちは認識していた。そこから人間の歴史が前面に出て来ることとなった。歴史は人間の自由な能力の発展として肯定的に見られてきた。進歩発展史観である。無限の前進への信頼である。しかしその歴史自体が永遠でも絶対でもないことが現在では広く自覚され始めている。それゆえ自然と歴史においてそれらを超越する関係を自覚する能力である理性の復権が急務なのである。

パウロ・ティリッヒはこの超越的關係を「神律」と名付けた。この概念は「自律」「他律」との關係において明確になる。他律とは反理性的な關係、理性を犠牲にして成立する關係、批判を許さず、特定のイデオロギーを押し付けるような態度、いわゆる洗脳である。これに対する反発としての自律は、それだけではブレーキが利かずに無制限の自己主張に落ち込み、かえって非理性的な結果を生むようになる。このような他律と自律の悪循環を断ち切るために、自己超越の能力である理性は自然と歴史を超越し、同時にそれを基礎づける「神」との關係を保持しなければならない。これを「神律」と言うのである。人間の理性は本来的に神律的理性である。今世紀になって、このことが広く自覚されうる思想状況に至ったと言って良いであろう。

キリスト教大学とは、人間性の限界を聖書が証言する「神」との關係において自覚する大学である。パネンベルクによれば、「神とは万物を規定する現実性」であり、自然と歴史を規定する現実性である。ティリッヒによれば、「神とは存在自体であり、存在の根底・根拠・力」である。このような意味における神關係の自覚が神律的理性によって可能となる。なぜなら現実世界の究極的根拠を求める能力である理性は、神關係において存在するからである。すなわち「神」を認める謙虚な理性が超越的性格を持つのである。本学院の教育方針に、青山学院の教育は・・・「神の前に真実に生き、真理を謙虚に追求し」と明言されているように、キリスト教大学は神律的理性による学問研究を目指しているのである。万物を規定する現実性、存在の究極的根拠を謙虚に認めて、真理を真実に追求することは、神律的理性の復権によって可能なのである。その土台の上にキリスト教大学の学問体系論が構築されうるのである。

本稿ではマックス・ヴェーバー（1864-1920）の講演記録『職業としての学問』が発端となって巻き起こった論争の分析を通して、大学における学問の意義について考察した。大学における学問論を考察するためには、古典的な位置を占めているヴェーバーの主張だけでなく、それに対して異を唱えた若者たちの見解を対置し、さらに両者を調停するような、あるいは両者を克服するような可能性を模索することも一つの手がかりとなるだろう。

本稿ではヴェーバーに対して示された二つの反発の声を取り上げる。一つは、詩人シュテファン・ゲオルゲ（1868-1933）の圧倒的な影響のもとに結集した知識人のサークルであるゲオルゲ・クライスに所属する学者たちからのもの、もう一つは「保守革命」と呼ばれる知的潮流の代表者であるエルンスト・クリーク（1882-1947）によるものである。そして、本稿ではヴェーバーの立場と批判者の立場を共に克服するために、ヴェーバーの盟友であったエルンスト・トレルチ（1865-1923）の思想を参照した。大枠を示せば、古き学問の擁護者としてのヴェーバー、学問の革命を求めるゲオルゲ・クライスとクリーク、この二つの陣営の二者択一ではない可能性を模索するトレルチという構図となる。

さらに、この布置の中で、本プロジェクトにおいて訳出されたパウル・ティリッヒ（1886-1965）の『諸学の体系』の意義も論じた。一九二三年に公開されたこの書物は、まさに学問の革命を求める論争のさなかに書かれた学問論であり、それはトレルチの意図を受け継ぐものであった。

ヴェーバーに対する反論の概略は以下のようなものである。ゲオルゲ・クライスの学問論を代表するものとしてトレルチが批判の対象とするのはE・カーラー（1885-1870）の議論であった。美的直観により学問の中心に生を取り戻そうとするカーラーの要求に対してトレルチは、学問と生の連関を回復するという理念には理解を示す。しかし、学問の営みの中に生を取り込むのではなく、生の連関の中で学問を営んでいくことをトレルチは訴える。一方、保守革命論者であるクリークの見解は、歴史的な生の連関の中に学問の意義を考える姿勢としてはトレルチおよびティリッヒと共通するものであった。しかし、学問の手続きが軽視され、本来多元的に理解されるはずの歴史の意味が一元的に切り詰められ、恣意的に乱用される結果となってしまう点を指摘した。

この結果を、学問と共同体という観点からまとめ直すと次のようになる。まず、ヴェーバーにおいては、学問的業績が明らかにする個別的真理と、実践的＝政治的に選ばれる態度が切り離されていた。トレルチはここに過度の決断主義の危険性を感じ取っていた。そのヴェーバーを批判したカーラーの主張にトレルチが感じた不満は、ゲオルゲ・クライスにおいて実践される学問の追求する真理が、学問の外につながりを持たない点であった。ゲオルゲ・クライスの学問における真理は、彼らが前提とする美的直観を共有しない人には伝達不可能である。ここには、学問的な真理を共同体全体で共有しようとする姿勢がない。一方、クリークの学問論における真理は共同体で共有されるものであるが、画一的であり、共同体の内外で複数の真理が存在する余地はない。したがって、ゲオルゲ・クライスにおいてもクリークにおいても、異なる立場に立ちながら、共に共同体の形成に向かい討議を重ねるといった民主主義的なプロセスは考慮に入っていない。むしろ、批判的な討議の必要性を否定するものであるだろう。その意味で、ヴェーバーの学問論に対する批判においては学問の合理的・批判的方法への疑義が示されたが、それは民主主義への懐疑でもあった。学問の危機は民主主義の危機なのである。しかし、単純にヴェーバーに立ち返るだけでは、学問と民主主義的な社会の形成を結びつけることは難しい。

共同体を民主主義のプロセスによって形成していくためには、あるいは他の共同体と民主主義的な共存を可能にするためには、誰もがそれぞれに異なる形で真理の一片を持っているという、真理の理解が求められるだろう。そのような真理思想と、そこに基づく学問論として、トレルチとティリッヒの思想を積極的に評価したい。確かに、ゲオルゲ・クライスのメンバーや保守革命論者のような、第一次世界大戦に従軍した若い世代にとってこのような構想は、前線で感じた敵国の砲弾の恐怖、塹壕内で育まれた連帯感と比べれば、あまりに楽

観的でリアリティのない、か弱く青白い声でしかなかっただろう。しかし—だからこそ—、学問の力と民主主義の可能性をどこまで信じていることができるのかが問われることになる。私たちがこの社会という共同体を民主主義的に共に形成していくことを願うなら、真理の多元性を認める学問論から学ぶべきことがあるはずである。そしてそれは、大学という学問共同体にとっても同様である。

1800年前後のドイツ大学論・学問体系論

中井 章子

2014年現在、日本の諸大学は改組、改革のただなかにある。その中で、本稿は、ドイツの1800年前後に遡って、大学論や学問論を考える。

ティリッヒ『諸学の体系』(1923年)では、「体系はすべての認識の目標であるのみならずその出発点でもある」、「すべての学問は唯一の真理に奉仕するものであって、全体との関連を失えば死滅してしまう」と言われている。しかし、21世紀の現代、「学問の体系」や「真理」や「学問」について考えるのは、容易ではない。

現代の学問は専門に細かく分かれていて、全体を見通すのが難しい。「学問」や「科学」や「真理」などの基本語の理解もさまざまである。価値の相対化、多様化という状況もある。しかし、それにも関わらず、学問の全体を見渡すこと、「真理」や「真実」を問うことは、必要なことであると思う。

カントは大学論『学部争い』(1798年)において、「哲学部」という基礎課程の学部(下級学部)と「神学部」「法学部」「医学部」という専門の学部(上級学部)との関係を論じている。現代の日本でいえば、「教養課程」と「専門課程」の関係である。

「神学部」「法学部」「医学部」などは、中世以来、資格や職業と結びつき、そのときどきの政治体制のなかで、「専門家」を養成していた。「哲学部」は専門学部の準備課程として位置づけられていた。その中で、ドイツ語圏では次第に、学びや教えや研究の「自由」の傾向が強くなり、「理性」を中核に置く「哲学部」の勢いが増していた。

カントは、「哲学部」こそ、大学の中心であり、「哲学部」は「理性」に基づいて自由に、専門学部に批判すべきであるとする。カントは『啓蒙とは何か』(1784年)において、「啓蒙」とは、人間が「自分の理性を使う勇氣」をもつことだと述べていた。そして、「自分の理性を働かせる代わりに書物に頼り、良心を働かせるために牧師に頼り、自分で食事を節制する代わりに医者に頼る」というように、専門家に「考えるという面倒な仕事をまかせてしまうこと」を批判している。世界や社会や学問の現状に、「理性的な批判」を加えるのが「哲学部」の仕事である。ただ、カントの場合、「批判」は、社会や世間を威張って指導するのではなく、毅然としつつも、控え目な謙虚な姿勢がある。権力をもたない「慎ましさ」がある。

カントの大学論は「啓蒙」の大学論と言える。カントの、「世界市民」、「社交性」、「永遠の平和」などの思想は、21世紀の大学の「リベラル・アーツ」にとっても重要なテーマである。

1789年にイエーナ大学で歴史を教えることになったシラーは、「世界史とは何か、世界史を何のために学ぶのか」と題した就任講演で、将来の職業や名声のための「パンの」学問と、哲学的な姿勢をもつ学問を区別している。哲学的な姿勢をもつ学問の特徴が、「調和している全体」を見渡し、学問分野相互の関連を視野に入れるということである。そのため、新しいことに対して開かれた態度でのぞみ、「自分の古い体系」が壊されることをおそれず、「真理」を求めて前進していくことができる。

イエーナ大学の大学行政には、ゲーテが関わっていた。その人事政策もあり、イエーナは、カント哲学受容の中心地となっていた。

イエーナに集まった人々のなかから、重要な哲学的大学論が成立している。シェリング『大学における学問の方法についての講義』(1802年の講義、1803年公刊)、フィヒテ『ベルリンに設立予定の高等教育施設の演繹的プラン』(1807年)、シュライアマハー『ドイツの意味での大学についての随想』(1808年)、シュテフェンス

『大学の理念について』、W・フンボルト『ベルリン高等学術施設の内的ならびに外的組織について』（1809年から1810年）などである。

ドイツ語圏では、18世紀終わりには、フランス革命を遠くから観客として眺め、フランス革命を「非利己的な」「共感」（カント）をもってながめていた。ところが、ルイ16世の処刑などを境に、フランス革命についての見方が分かれるようになり、19世紀に入って、ナポレオンによりドイツ語圏が占領されてからは、ナショナリズムの意識が強くなる。その結果、ベルリン大学創立以降の大学は、「国民文化の形成拠点」という面を強くしていく。そのドイツの大学は、ドイツでは「教養市民層」の形成に重要な役割を果たし、世界の大学に影響し、日本の帝国大学のモデルとなっていく。

1800年前後のドイツ大学論は、19世紀以降の「国民文化の形成拠点」としての大学において、十分に活かされなかった要素、忘却された要素を含み、新たに見直される価値がある。たとえば、ノヴァーリスは、「百科全書（エンツュクロペディー）」の構想の中で、さまざまな学問の関連、学の目的、体系について思索している。また、学問や科学を全体として歴史的に見る眼差しをもっている。

現代の問いを携えて、1800年前後の大学論を見ると、21世紀のリベラル・アーツにとって参考になる発見があるのではないかと思う。

「現象学の学問論」と「解釈学の学問論」

茂 牧人

筆者は、本書に二本の論文を掲載した。「現象学の学問論」と「解釈学の学問論」である。それぞれの要旨を述べる。

1. 「現象学の学問論」について

本論文は、20世紀の初頭におこった現象学の学問論を論じた。19世紀とくにヘーゲルまでの壮大な形而上学に対して、20世紀には、人間の手前の事柄から哲学を始める運動が起こった。そのなかの一つが、現象学運動である。

本論文ではまず創始者のフッサールの現象学運動のモチーフについて論じる。フッサールは、初期のころは数学の基礎付けの問題を扱って、それを心理学に求めた。しかし、心理学による基礎づけでは、イデア的ものの基礎づけを人間の能力に還元することになり、真理自身の相対化が起こる。そこでイデア的なものの真理は、それ自身で成立しているという心理主義批判を展開する。その後、そのようなイデア的なものがいかにして人間の意識に与えられるかを問い、意識の志向性の分析を遂行するようになる（『論理学研究』第2巻第5研究、第6研究）。フッサールは、とくに範疇的直観という意識の志向性の概念によって、真理自身が、人間に先立ち自存しており、人間によって構築されてくるものではないことを明らかにする。

さらに第2節では現象学の現象と学という概念を明らかにする。現象概念は、「自らを示すこと」を意味するので、現象学自身は、「自ら示す当のものを、そのものが自らを自ら自身のほうから示すとおり、自ら自身のほうからみさせる」という意味をもつ。つまり、現象学は、学を遂行しているものが、対象を構築するのではなく、対象が自らを示してくるとおりに、記述するという学となる。それゆえ、「事象そのものへ」というスローガンとなったことを明らかとした。

この現象学の現象概念は、フッサールの弟子のハイデガーの真理概念となっていった。第3節では、真理概念を明らかにする。真理は、ギリシア語では、アレーティアであり、それは隠れなさを意味している。つまり、真理とは隠れと現れの運動であり、隠れを取り除くときに、対象自身が現れてくることを意味する。

それゆえ、現象学の真理概念は、「顕現しないもの」が顕現してくることを意味しており、現象学とは、「顕現しないもの」を顕現させることを意味していることになる（第4節）。そして、その「顕現しないもの」は、最終的には「同語反復」の構造を取ることを闡明した。

2. 「解釈学の学問論」

本論文は、ガダマーを中心とした解釈学の学問論を論じている。解釈学は、現象学と異なり、無前提性を前提とせず、歴史の中の伝統や権威を前提として、過去の歴史との対話を遂行して、新しい意味を創出していく学問であることを明らかとした。

まず第1節では、ガダマーの『真理と方法』という著書からその解釈学の方法論を整理する。一つには、18世紀の啓蒙主義や19世紀のロマン主義、歴史主義を批判的に検討する。ガダマーは、啓蒙主義が、理性に絶大な信頼をおき、理性のみを真理の究極的な基盤としていることを批判して、理性とは元来歴史的理性であることを主張する。さらにロマン主義に対しては、単純に啓蒙主義を批判して、理性に対して神話を重要視するが、それは単に神話対理性という構図を逆転させただけで、啓蒙主義の理性主義の延長にすぎないと批判する。さらに歴史主義に対しては、理性を用いれば過去を純粹に取り出すことができるとする考えがあり、隠れた理性主義にすぎないと批判する。

第2節では、ガダマーが「先入見」の役割を高く評価して、我々は、歴史の中に属していることを主張していることを論じる。過去の伝承や先入見が、我々に語りかけてくることによって理解の運動が始まる。過去と現在との関係を、連続性ととともに異質性と経験する。それゆえ、理解は、著者の意図を超えることになるが、同時にガダマーは、理解の「完全性」の先行把握の理念は手放さない。

第3節では、そのような理解のあり方を過去の地平と現在の地平との「地平融合」として示す。この地平融合によって、一層高い普遍性が獲得できる。このような理解の解釈学を「作用史」と呼んでいる。

第4節では、ハーバマスとの論争を整理する。ハーバマスは、ガダマーの解釈学には、社会連関からの批判が欠けていると批判する。それに対して、ガダマーは、言語の歴史性の重要性を説く。この論争は、深刻な対立をもたらした。

最後に第5節では、神学者のパネンベルクの「意味総体性」の議論を取り上げた。解釈学で用いられている解釈の相対主義を防ぐためには、やはり、「意味総体性」の議論が必要となってくる。その問題は、最終的には真理の問題となる。

結論として、学問論は、真理論をどのように考えるかにかかってくると思われる。今後大学の学問論の統合原理としても、真理の問題を問い続ける必要があると主張する。

羊飼いの王権

東方 敬信

イエス・キリストの王権は羊飼いの王権である。この主張はマタイによる福音書によると当時のローマ帝国に対する「対抗政治学」¹である。結論を先取りすると、キリスト教信仰の共同体形成に力を発揮する教会は武力闘争より力強いものである。キリスト教学校や社会福祉施設にはキリスト教信仰共同体の教会精神があるはずである。それがいわゆる「魂の教育」でもあろう。教会共同体が証している本来の人間力の源である。最近『ボーイ・ソプラノ』という映画で一人の少年を退学させるかどうかの論争、教員たちの論争を見て改めてそう思われた。創り主に与えられた素晴らしい声を大切にしようと判断したのである。その対抗政治学から人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）という思考も構築される。映画にはある価値観を映し出すソフトパワーがあるが、それは時々システムを転換するようなダイナミックなコンセプトにもなる。日本の裁判所でも「教会権」を認めたことがある。

さらに聖書のマタイによる福音書は、イエス・キリストがローマ皇帝のような帝国主義的な王権ではなく、柔和なるばの子に乗ってエルサレムに入場された姿が柔軟な慈しみ深い王権であると伝える。イエス・キリストは羊飼いである柔和な王である。ローマ帝国の皇帝ではなく、柔和な羊飼いの王だと表現される。旧約聖

1 ウィラード・スワートリー『平和の契約』（命のことば社）76頁。

書において預言者エゼキエルは、「わたしは失われたものを訪ね求め、追われたものを連れ戻し、傷ついたものを包み、弱ったものを強くする。」(34:16)と羊飼いの王権を記している。ある聖書学者は、牧会をローマ帝国に比べる「対抗政治学」を描写するとも言う。王としてのイエス・キリストはローマ皇帝を相手として、それを乗り越える羊飼いの王だと聖書は証しする。聖書に記録されたイエスの言葉には、99匹を野原においても「失われた一匹を求める」羊飼いのイメージがある。イエス・キリストの聖書的価値観(ひとりひとりの尊厳を守る)が自ずと「人間の安全保障」²に現れるように思われる。さらにイエス・キリストが語られた譬えはその価値観を後押しする。それは、マタイによる福音書20章の次の語句にある。

「夕方になって、ぶどう園の主人は監督に、『労働者たちを呼んで、最後に来た者から始めて、最初に来た者まで順に賃金を払ってやりなさい』と言った。そこで、五時ごろに雇われた人たちが来て、一デナリオンずつ受け取った。最初に雇われた人たちが来て、もっと多くもらえるだろうと思っていた。しかし、彼らも一デナリオンずつであった。それで、受け取ると、主人に不平を言った。『最後に来たこの連中は、一時間しか働きませんでした。まる一日、暑い中を辛抱して働いたわたしたちと、この連中とを同じ扱いにするとは。』主人はその一人に答えた。『友よ、あなたに不当なことはしていない。あなたはわたしと一デナリオンの約束をしたのではないか。自分の分を受け取って帰りなさい。わたしはこの最後の者にも、あなたと同じように支払ってやりたいのだ。自分のものを自分のしたいようにしては、いけないか。それとも、わたしの気前のよさをねたむのか。』」(マタイ20:1-15)。このイエスの譬えの「この最後の者にも」(Unto this Last)という言葉タイトルにした英国の経済倫理学者ジョン・ラスキン(1819-1900)の重要な文献がある。最近、芸術批評だけでなく、環境問題などでジョン・ラスキンの自然観や働く生活を見つめる書物があるが、本来は深い処でキリスト教価値観との関連があるにもかかわらず、それがあまり注目されていないのでその視点から考察したい。この書物はキリスト教の原点である聖書に記されたイエス・キリストの譬えをタイトルにする。そして、社会の事実を叙述する学問が社会科学だとすると、その事実をどう判断するか、その価値を巡る議論が経済政策あるいは経済倫理になる。その良し悪しを決める価値判断を支えるのが「牧会的価値観」である。現在用いられる言葉によれば「人間の安全保障」である。神学とはその牧会的価値の視座から人間の尊厳の回復を扱う学問である。したがって、神学と社会科学の間の領域を考察することになる、というのは、人間観また社会観を前提として価値観を扱う領域ということになる。

最近のこととして「オキュパイ運動」を取り上げ、さらにジョン・ラスキンの歴史的背景にある英国の19世紀に起こったキリスト教社会主義運動、キリスト教社会連合について一瞥し、イエス・キリストの「羊飼いの王権」が当時の人々のスキームとなりキリスト教的ヴィジョンとして機能した事実を指摘したい。それがジョン・ラスキンにおいては、A・スミスやJ・S・ミル、D・リカードウなどの正統派経済学を批判するキリスト教的経済倫理思想となった。その結論は「生なくして富なし」という全ての生命を配慮する羊飼いの王権を示している。この「羊飼いの王権」のもとで自然環境との共存も印象深く語っている。「心のねがいはいはまた目の光である。どんな景色も、常時飽くことなく愛でられるものではないが、喜びに満ちた人間の労働によって豊かにされる。田畑はなだらかに、庭園は美しく、果樹は実り、清楚な心あたたまる家屋敷の点在、生きもののがあざやかに響きわたるのである。音のしない大気にこころはない。それが快いのは、小鳥の高声、昆虫のうなり声や鳴き声、ひとの太い調子のことば、子供の気ままなかん高い声など一低い流れに満ちているときだけである。……路傍の野草の花も、栽培された穀物と同様、野鳥も森も獣も、飼いならした家畜と同じように必要である。それは人間がただパンだけにたよって生きるものではなく、荒野のマナによっても生き、神のすべての不思議なことば、不可知のわざによっても生きるからである³」。このラスキンの語りかけは、今日でも十分希望の言葉として聞ける。彼の自然環境との共存は、羊飼いの王権の前で最大限の新鮮な空気や清浄な水も存在する世界である。まさに「人間の安全保障」の提案であろう。

2 アマルティア・セン『グローバリゼーションと人間の安全保障』(日本経団連出版)参照。

3 ジョン・ラスキン『この最後の者にも』(中央公論新社)169-170頁。

19世紀後半の日本の女子ミッション・スクールの発達はアメリカの女性宣教師の働きに負うところが大きい。彼女らは本国の女子アカデミーや女子セミナー、場合によっては師範学校を卒業した後、日本伝道を志し、単身あるいは夫婦で宣教活動を行いながら女子教育に携わった。彼女らが福音と一緒にもたらしたものの一つに、ホーム論がある。それは、19世紀アメリカのヴィクトリア社会における女性の美徳となった家庭性(domesticity)を内包している。キリスト教信仰と結びついた家庭性は無償の家事労働を正当化し、その後の女子教育に多大な影響を及ぼした。しかし、20世紀初頭のアメリカで女子高等教育が拡大し、家政学という学問分野が形成されるのに従って、ホームは科学研究の対象として学際的に理解され、学問構造に変化が生じた。

本研究では、アメリカの女子高等教育の形成過程におけるリベラル・エデュケーションの変遷をホーム論との関係の中で分析し、発達してくる家政学運動が大学の学科創設と女性の専門職業教育に与えた影響を考察する。また、日本の女子高等教育が戦前の女子専門学校を経由して、教養系ジュニア・カレッジの成立に至る学問論的背景について、青山女学院のケースを通して検討する。研究結果は以下の通りである。

アメリカの女子セミナーにおけるリベラル・エデュケーションは男子のカレッジのそれをモデルとしながらも、女性の家庭性を前提としたところに特徴があった。ドメスティック・サイエンスはリベラル・エデュケーションを構成する一つの科目として位置づけられたものの、必ずしも女子セミナーに配置されたわけではない。しかし、キャサリン・ビーチャーとハリエット・ビーチャー・ストウの共著『アメリカン・ウーマンズ・ホーム』を援用すれば、家事を担う寮生活はイエスの自己犠牲の精神の上に成り立つ、家族労働の場として機能し、リベラル・エデュケーションとクリスチャン女性のホーム論形成とは手をとりあって進んだ。その後の女子カレッジの発達は、家庭性を継承する教養教育と家庭性を排除するアカデミックな専門教育の対照的なパターンを生み出す一方で、諸科学からなる家政学が確立することで、女性の高等教育機会の拡大と新たな女性の専門職業領域の道が拓かれた。ジェーン・アダムズのようなセツルメント・ワーカーは社会的なハウスキーピングの先頭に立ち、セツルメント施設と大学との連携を通して、都市生活の社会的産業的な諸問題の解決に取り組んだ。シカゴ大学では、学問論的にかつてのクリスチャン・ホーム論を内包したドメスティック・サイエンスは応用科学化された学問へと変容し、家庭管理学科の誕生によって、家政学の学問探求が始まった。同時に、カレッジ寮は道徳的訓練の場としての性格を強め、宗教性を伴うホームから民主的な市民生活に開かれたホームへと、その重力の中心を移動させた。

他方、日本のキリスト教女学校の教育はアメリカの女性宣教師自らが受けた女子中等教育の投影であった。それは男子系リベラル・アーツ教育のカリキュラムを踏襲しながらも、家庭性を伴った教養教育の実践であった。その後、エディンバラ世界宣教会議の決議に基づき、北米教派連合キリスト教女子大学の設立運動が進展した。青山女学院ではアルバータ・スプロールズが校長に就任し、家事・国語・修身を担当していた塚本ハマが高等普通科教頭となり、運動を支援した。東京女子大学創設に協力した青山女学院は、英文専門科を廃止した後、専攻科として2年課程の家政科を置き、そのコースは専門学校認定を得ている。この一連の流れにおける塚本の担った役割は大きい。エルサレム世界宣教会議開催後、日米合同委員会による調査報告書は、キリスト教界における日本の女子高等教育機関の拡張を求めず、確固たる経済的安定を強調した。この段階で、日本のキリスト教女子高等教育における教養教育と専門職業教育の調和する、具体的な学問論的展望を見出すことはできない。戦後、青山女学院のリベラル・エデュケーションは、青山学院女子短期大学家政科創設を通して、準専門職業教育を取り込んだ、包括的な教養教育を展開した。しかしながら、学際的に構成される家政学はジュニア・カレッジという制度においてジェンダー規範を制度と学問に埋め込み、家政学科を有するアメリカの高等教育機関においてと同様、女性のための学問領域として発展した。現在では、社会変化に伴う学科再編を通して、新しい教養教育が模索されている。

授業評価アンケート（2003～、以下「学生アンケート」）は、青学大のFD活動の一環として積極的に進められてきたが、2011年の教員側へのアンケートによって、それらがあまり積極的に活用されていないことが明らかになった。その理由の一つとして「学生からの評価が、有益な指標となっていない」ことが挙げられている。学生からの非建設的な批判・中傷により、教員のモチベーションを傷つけている可能性が考えられよう。確かにどんなに実力ある研究者・教員も、学生のみならず他者からの評価を正しく受け止めることは難しい。しかし聖書は各自に与えられた「賜物」に気づき、それを与えた神に感謝し、栄光を神に帰すことを通して、自らを適切に評価することを促す。まずはここを軸にして、学生アンケートを受け止めることが必要である。

更にアンケート自体が持つ問題性への視点も必要である。「一流の消費者」として授業に臨む学生は、声をあげないまま判断を下し続けている。つまり多くの学生は、本音を語る暇もなく教室を後にしているのである。学生アンケート結果に満足し、もしくは拘泥する以前に、そのような学生の本当の怖さや目に見えない要求を、アンケートの外に、教室やキャンパスに真摯に見出すべきであろう。

そもそも教育は、その効果がいつ現れるのか測定しがたい。教育の途中経過である学生アンケートのみで、教育と教員の評価を下すのは拙速でもある。むしろキリスト教信仰は、今（アンケート結果）から過去（先学期の授業内容）を判断することだけに終わるのではなく、将来（終末）から今（アンケート結果）を読み解こうとする。すなわち終末論的視点でアンケート結果を読み解くことができる。だがこの終末論的態度こそ、実際は大学の中で最も実践しにくいものなのかもしれない。なぜなら、ハワーワスによれば終末論、すなわちキリスト教的歴史理解こそ、大学の中で決定的に欠けているからである。世界の作者である神を想定せず、自らが歴史というドラマの作者になろうとする大学において、終末論的視点の場所を確保することがキリスト教大学に求められる。

IT社会の発達によって、学生アンケート結果のみならず、ネット上での批判等にも現代の教員はさらされる。そのことに傷つかないためにも、中傷に対する「スルースキル」、「鈍感力」も必要であろう。だが「傷つく」というその出来事の中に、キリスト者はイエスとのつながり、霊性の源を見る。いやむしろその傷ついた状態、「弱い時こそ強い」（Ⅱコリント12：10）のである。ここで必要とされるのは強さ（＝弱さを認めない生き方）にしがみつ়くことではなく、弱さを受容して、更なる創造的な授業、一段と深い学生との対話を開始することなのではないだろうか。

もちろん弱さを受容とするとは、状況に振り回される無力な教員であれ、という意味ではない。今日の授業で引き倒されようとも、次週の授業では負けない。最後まであきらめずに授業に挑む、河合隼雄が言うところの「勝負師」としての教員でなければならない。そこには消化試合のような授業は一度たりともありえない。もちろん勝負師である限り、負け方も大切である。この点に関し、残念ながら日本人は負け方を知らないのかもしれない。勝負や敗北をあまりに深刻に受け止めて—非終末論的に受け止めて—ユーモアを忘れる日本人のあり方は、今後神学的にも批判検討される余地がある。

さて弱さを受容を通し、現実と向き合いつつ勝負にこだわる教師の姿勢は、最終的に学生にどのような知を伝えることになるだろうか。それは単に知識や技能を伝達することで終わらない。「目標に向かって、どうやったら前進できるのか」を伝える形となるであろう。実はここに、教師の真の権威が成立するとマッキンタイアは述べる。これはいわゆるメンターとしての教師像と合致する。そこには人間としての完璧さや知識の卓越性を持つ教師というよりも、学生との一時的同伴者としての教師像がある。それは単なる人生の道連れではない。内田樹が語る所々でいえば、同伴しながら、何か決定的に本質的な相違を学生に感じさせ、その欠けを表現する言語そのものが欠けているという自覚を学習者側に起こさせる同伴者なのである。しかもその欠けが、学習者に不安を感じさせないどころか、居心地の良いものとして残っていく同伴者である。このようなメンターに、教師自身も出会ってきたことだろう。過去の記憶にうずもれた自分自身のメンターを思い起こし、再び出会うことを通して、学生たちとの新しい出会いも形成されていくはずである。

今後も学生アンケートは継続されるであろうが、より一層教師の資質の向上に寄与できる形へと修正されていくことを期待したい。教員側にも毎年の結果を無視することなく、同時に過大視することなく冷静に受け止めていくバランスが求められている。

大学における道徳教育と宗教との関係について

濱崎 雅孝

マックス・ウェーバーの『職業としての学問』では、大学で教鞭を執る者の義務として「知的廉直」ということが挙げられている。その意味は、事実の領域と価値の領域を分断し、学問に携わる者はこの前者のみを扱うべきである、ということである。逆に言えば、大学においては「予言者や扇動家は教室の演壇に立つべき人ではない」ということになる。

しかし、われわれが日々大学で接する現代の学生たちは、むしろウェーバーの言うような「教師」よりも「指導者」あるいは「予言者」や「扇動家」を求める傾向にある。長引く不況の煽りを受けてか、資格・就職に直結するような「実学」を求める一方で、彼らは自分たちの生き方に確かな指針を与えてくれるものを求めているのかもしれない。さらに、現代社会の倫理規範の腐敗、崩壊を思わせるような事件、大学生のモラル低下を示す出来事などが報道され、道徳教育の必要性が叫ばれてもいる。仮に大学教育の最終目標を「学問を通してよりよい社会人を育成すること」と規定するなら、「よく生きること」を主眼とした道徳教育の必要性は自明のこととなるだろう。つまり、大学教育の役割は単に学問研究の現場を体験させるだけで留めておくことはできなくなっているのである。

それでは、大学において道徳教育をいかに行えばよいのか。少なくとも古今の倫理学説を単なる知識として伝授し、その習熟度を試験やレポートによって確かめるだけの教育では、本来の道徳教育の役割を果たしたことはないだろう。大学には、学生を社会における道徳行為の実践へと動機づけることが求められているからである。この動機を与える教育は、いかにして可能となるであろうか。

ポスト近代を生きるわれわれは、道徳や倫理が絶対的なものではなく、文化や時代によって変化する相対的なものであるという考えに馴染んでいる。現代においては、「みんな違って、みんないい」という詩の言葉を標語のようにして、個人の相対主義も広まっている。それぞれの倫理にはある程度の共通性は認められても、完全な共通性、普遍性をもった原理は存在しないと考えられている。しかし、そのような相対主義の考え方は、道徳教育は成り立たない。教育が成り立つためには、教える側と教えられる側との間で何らかの原理が共有されていることが前提となるからである。その原理そのものが揺らいでいるがゆえに、今日の教育界は猫の目政策に振り回され、信頼を失っていると言ってもよいだろう。したがって、われわれはこの原理を確立することから始めなければならない。しかしここで注意しなければならないのは、この原理は絶対的なものではないということである。何らかの絶対的な原理を持ち出すことはポスト近代の文脈から逸脱するだけでなく、その絶対の権威を基礎づけるためにさらに絶対のメタ原理を持ち出さざるを得なくなり、かくして無限後退に陥ることになるからである。したがって、われわれは絶対的な原理に依拠しない、かつ相対主義を克服する原理を確立しなければならないのである。

本論において私は、この点について深い考察を残している二人の神学者ティリッヒとパネンベルクの倫理学を手がかりとして、今日の大学教育のあるべき姿を模索しながら、そこに宗教的観点が必要不可欠であることを論証する。

二人の神学者の共通点は、道徳規範の相対主義を克服するために、自然法概念を持ち出していることである。自然法を認めるなら、われわれは人類が自然本性的にもっている道徳規範をあらゆる道徳教育の共通基盤に据えることができる。これについてはバルトなどによる批判もある。その批判は、価値の相対主義に陥った反動で全体主義に突き進む情勢に向けられている。これは現代の日本においても傾聴すべき点を含んでいると言ってよいだろう。したがって我々はこの批判を視野に入れつつ、現代においても通用する新しい自然法を基

盤として、道德規範を確立していかなければならない。そこに人間を越えた存在への視点が導入され、宗教的基盤の復興が一つの解決策として提示される。それがどれほどの有効性をもつかは、今後の大学教育の中で我々自身が実験的に確かめていくしかないだろう。本論がそのための叩き台となれば幸いである。

なお、本プロジェクト「キリスト教大学の学問体系論の研究」における成果として、ティリッヒの『諸学の体系』とパネンベルクの『学問論と神学』の訳書を出版できたことは、今後の大学教育のあり方を考える上で大きな前進であったことを確信する。組織神学という体系がキリスト教の弁明という動機を持っているように、諸学問を一つの体系によって論じることは、そのまま学問の存在意義を弁明する意味を持っている。それはまた大学教育のあるべき姿を世に問うということでもあるだろう。

③社会科学研究部

研究課題：企業戦略と経営機能別戦略との影響関係の分析

プロジェクト代表：須田 敏子

市販本

『「日本型」戦略の変化——経営戦略と人事戦略の補完性から探る』

執筆者 須田 敏子 澤田 直宏 山内 麻理 宮副 謙司 内海 里香

<総括>

須田 敏子

理論的フレームワーク

本研究は、かつては有効に機能した日本企業に普及・定着した特定タイプの経営戦略・人事戦略が、環境変化によって有効性を失っていった実態と、変化の状況を調査・分析したものである。調査に先立ち、研究チームではいくつかの研究フレームワークを設定した。

第1は経営戦略と人事戦略の相互影響関係である。多くの国際経営比較論が、経営戦略の特色と労使関係・労働市場・職業訓練など人事分野の特色との関連の強さを主張しているが、長期雇用が定着した日本においては、経営戦略と人事戦略の相互影響関係は特に大きいのではないかというのが、研究チームメンバーたちの認識であった。

第2は日本企業に普及・定着した特定の戦略タイプといっても、もちろん日本企業の戦略は一様ではない。特に産業セクターは国と同様に企業に対する影響は大きい。とはいえ、やはり日本という国レベルの環境要因の影響も大きく、ある程度は産業セクターを超えて共通する戦略タイプが存在すると思われる。そこで、国レベル・産業レベルという複数レベルの外部環境を設定した。背景にあったのは、複数レベルの外部環境からの要求は、時に相反するのではないか。そして、これが企業の戦略的対応を難しくすると同時に戦略変化が多様で複雑となる原因のひとつではないか、との認識だ。同時に個別企業の戦略が外部環境に影響を与えており、両者は相互影響関係があると捉えている。この点では、本研究はオープンシステム観に立つものである。

第3は活用理論の特定である。この点では、国・産業という2レベルの外部環境分析に対して国際経営比較論・制度組織論を、個別企業分析に対して経営戦略論、という3分野の理論を活用することとした。これら3分野の理論は人間モデルにおいても、合理人モデル（効率性仮説）に基づく経営戦略論と、非合理人モデル（社会的埋め込み仮説）に基づく制度組織論、そして中間的な国際経営比較論と、それぞれ異なった立場をとる理論群であり、多角的な分析により研究の妥当性を向上できるというのが、幅広い理論分野を設定した理由である。

以上、3つの研究フレームワークに則り、産業レベルの研究対象に選んだのが、電機・製薬・金融・流通の4産業。製薬産業は先発医療用医薬品のみを対象としている。なお、国レベルの対象は日本である。4産業の選択の理由は以下のとおり。電機産業は、長く日本のリーディング産業でありグローバル市場でも主要アクターであったが、近年は新興国の台頭や急速な技術革新などの環境変化の中で苦戦を強いられており低迷する日本経済の代表と捉えられることが多いからである。これに対して、製薬・金融の2産業はグローバル市場ではもともと欧米企業が強く日本企業が弱い、かつ、規制産業で地域性が強い側面もある、などの特色を共有している。流通産業も電機産業に比べると地域独自性が強くグローバル化が進展しにくく、国内産業が生き残る可能性が高い産業である。だが近年はファスト・ファッション等を代表とする生産面でのグローバル化が急速に進むなどグローバル競争が激しくなっている産業である。以上のようにそれぞれ特色を有する4産業は、比較研究対象として有効性が高いというのが研究チームの認識であり、4産業を対象に“産業状況”と“戦略変

化（経営戦略・人事戦略）”の2つの側面について3つの理論分野から分析を行った。

電機産業における経営戦略・人事戦略の変化

本稿では、4産業の中の電機産業を対象に“産業状況”と“戦略変化”を分析する。電機産業は経営戦略論から見ると、顧客の嗜好において地域性が乏しいため地理的セグメントが成立しにくくグローバル化が進行しやすいため、グローバル規模の激しい競争が起こりやすい産業である。しかも後発者優位が働きやすく、「コンピテンス破壊型」技術革新も発生しやすい。国際経営比較論における制度優位性・劣位性の議論では、日本型経済・経営制度に対しては急進的・革新的変化が弱いと主張しており、この主張に従えば、電機産業には幅広い事業領域が含まれるが、急進的・革新的変化が進行している事業領域では日本企業は制度劣位性を有していることとなる。加えて制度組織論から見ると、長く日本のリーディング産業であった電機産業には、雇用保障に対する規範面での強いプレッシャーが働き（制度環境の影響）、人事戦略を変化させにくくなり、これが環境変化に対する日系電機企業の戦略的対応を困難にしているとも考えられる。以上のように3理論分野からの多角的アプローチから、近年の日本の電機産業が直面してきた問題が分析される。

本研究で実施した経験的研究（Empirical Study）からは、電機産業では、外資系企業では欧米型人事戦略が導入されていたが、日系電機企業では、人ベース・組織ベースという日本型人事戦略が基本的に保たれていた。だが同時に経験的研究では、大手日系電機企業で進行している欧米型人事戦略への変化も発見した。

電機産業は幅広い事業セグメントを有し、多角化が起こりやすい。こういった環境下で幅広い事業領域を有することとなった大手電機企業では、長期雇用・企業間の長期関係など日本型経済・経営制度と補完性を有するタイプの事業に事業領域をシフトさせる、あるいは「コンピテンス破壊型」変化の起こりにくい事業に事業領域をシフトさせるという戦略的対応が可能であり、これにより日本型人事戦略をある程度温存することができる。だが同時に、事業領域シフトにより、日本型人事戦略との補完性が弱い事業が企業の主たる事業領域となった場合には、人事戦略を変化させる。ここから経験的研究で得られた結果を、(1)電機産業では日本型戦略が保たれていること、(2)事業領域を変化（経営戦略の変化）させた日系大手電機企業が、これに対応して人事戦略も欧米型に変化させている、と解釈することができる。

制度組織論では、変化を起こすのは力を持った主要アクターが変化の必要を感じたときに制度企業家として組織フィールドに変化をもたらすとの主張がある。さらに多くの先行研究からは、主要アクターはグローバル化している可能性が高く、海外という他の組織フィールドでの戦略を実体験しており、これを国内に持ち込むことで変化を起こすとの結果が得られている。本経験的研究では、電機産業で得られた結果から、欧米を中心とした外資系企業が自国の人事戦略を日本法人に導入しても、日系企業は日本型人事戦略の基本的特色を保持していた。制度企業家から分析すると、近年は新興国も急速に競争力をつけているが、日本と欧米の2極が長い間グローバル市場での主要アクターであったことが背景として考えられる。つまり、一方の主要アクターである欧米外資系企業が海外という他の組織フィールドでの経験を日本法人に導入しても、もう一方の主要アクターである日系電機企業は日本型人事戦略を維持した。だが、長年主要アクターという立場にいた大手日系電機企業が事業領域のシフトという経営戦略の変化を発生させた結果、経営戦略という内部要因に連動して人事戦略を変化させたと解釈できる。

同時に日本のリーディング産業として雇用保障に対する規範的プレッシャー（制度環境）が強く、赤字を出すまで日本型人事戦略を変化できなかったという側面、日本の中での雇用保障に対する規範的プレッシャー（制度環境）が徐々にではあるが弱まっているという側面も、日本型人事戦略の変化が進展し始めた理由として考えられる。

<要 約>

日本型人事戦略の変化：その方向性と難しさ

須田 敏子

日本企業に定着したいいわゆる日本型人事戦略は、以前は日本的経営の根幹ともいわれ、日本企業の強さの源泉と称賛されたが、1990年代以降、日本経済の停滞とともに問題が指摘され、変化が求められてきた。だが、いったん企業や社会に定着した戦略的特色の変化は難しく、弱点が指摘されてから20年以上が経過した現在でも多くの日本企業が変化の過程で苦しんでいる。日本型人事戦略には、正社員に対する人事戦略の特色、雇用形態・企業規模などによる労働市場の階層性、出向・転籍など準企業内労働市場の発達など様々な側面があるが、本稿では正社員の人事戦略に絞って、かつて日本型人事戦略が有した競争戦略と変化の方向性と難しさについてまとめる。

日本型人事戦略が有した競争戦略とは何か

正社員に対する人事戦略の特色として最も有名なのは、長期雇用と年功制であろう。年功制に関しては長期的には減少傾向にあるが、国際比較からみると、先進諸国の中で日本は年齢・勤続年数の双方の面で年功制の強い国である。さらに長期雇用・年功制以外にも、人ベース（職能）の社員等級・賃金決定、新卒一括採用に基づく内部人材育成、半スペシャリスト・半ジェネラリスト型の一律的人材育成、遅い選抜、など世界的にみて非常にユニークな人事施策が日本型人事戦略の特色である。これらの個別人事施策の特色間には相互に補完性があり、シナジー効果を生み出し、全体として有効に機能してきた。たとえば、長期雇用と年功制に関しては、言うまでもなく年功制の前提となっているのが、高い雇用保障、つまり長期雇用である。若い時期には成果以下の賃金しか支払わず中高年になると成果以上の賃金を支払うのが年功制であり、雇用保障が低ければ、若年社員はいつ解雇されるかわからないため現在の成果に見合った賃金を要求することとなり、年功制下では若手社員の採用・定着は難しくなる。成果以下の賃金しか支払わない若手社員の存在があつて年功制は成り立つものであり、若手社員の採用・定着が難しい状況ではそもそも年功制などありえないのである。以上のように年功制の前提は長期雇用（高い雇用保障の提供）である。逆に長期雇用ならば、年功制にしてキャリアの前半～中盤までは成果以下の賃金しか支払わず、キャリアの後半で成果以上の賃金を支払ったとしても、キャリアの後半でどの程度高水準の賃金を支払ってもらえるかは人による。つまりキャリア全体を通じての評価によって（昇進度合い）異なる、という方式が可能となる。日本企業が採用してきたのはこの方式であり、長期雇用と年功制が補完性を有し、効果的に機能した。

年功制を別の角度から考えると、キャリアの前半には同年代の社員間で大きな昇進・昇給格差をつけず、ほぼ同じように昇進・昇給させるということになる。これはキャリアの後半になるまで出世競争の結果を明らかにしない遅い選抜方式であり、これにより、多くの従業員がキャリアの長い期間出世競争に残るため、多くの従業員の間での激しい出世競争が誘発される。これが日本企業の競争優位の源泉のひとつとして、指摘される点であり、日本型人事戦略が有していた競争戦略といえる。

環境変化により、機能不全を起こした日本型人事戦略

以上のように従来の日本型人事戦略は非常に効果的な戦略であった。しかし、これは欧米先進諸国が開発した技術やビジネスモデルなどに基づいて改善し、品質・生産性を上げるというキャッチアップ型経済の中で有効性を発揮した戦略であった。長期雇用となれば、正社員は新卒採用以来同一企業（あるいは企業グループ内）で働いてきた人たちであり、知識・スキル・考え方・行動様式などは類似性が高まってくる。そして類似性の高い集団は改善型・漸進型変化に強く、先進国で開発した技術やビジネスモデルを模倣して高品質・高生産性によって競争力をつけるというキャッチアップ型経済で効果的に機能した。

だが日本は先進国となり、技術やビジネスモデルの開発など戦略面でも世界のフロントランナーとなり、従

来の改善型・漸進型ではなく革新型・急進型変化が求められるようになったが、類似性の高い人材は革新型・急進型変化には弱い。これまでとは異なり、日本企業には人材の多様性が求められるようになったが、人材の多様化は長期雇用・内部人材育成など日本型人事戦略には適さない。適しているのは必要に応じて外部労働市場から人材調達する雇用施策であり、組織内の人材が入れ替わるという人材フロー型の人事戦略となるが、この転換は難しい。正社員に対する雇用保障が社会規範化している日本では、社会的注目度の高い大企業ほど解雇がしにくく、しかも労働組合を有する大企業にとって裁判で不当労働解雇となる危険性があり、正社員の解雇は難しい。大企業を中心に新卒採用・内部人材育成が普及しているため、企業特殊スキル中心のスキルセットを有する人材が多く、外部からの人材調達といっても、労働市場から調達してすぐに使える人材が少ないのだ。しかも優秀な人材は大企業に多く、優秀な人材ほど企業特殊スキル中心となってしまっている。これまでは長期雇用を中心とした日本企業の人事戦略が補完性を有して有効に機能していたものが、補完性ゆえに変化を難しくしてしまった。

雇用以外の面でも難しい面が多い。たとえば、人（職能）ベースの社員等級・賃金決定方式であったため、個人の職務内容を明確化してこなかった日本企業で急に職務分析を行い、職務記述書を作れと言ってもやった経験もなく、知識・スキルも有していない。職務評価を行い、これに応じて社員等級・給与水準を決めたら、降格・降給する社員が続出してしまう。従来の人ベース等級・賃金決定方式では、実質的には年齢・勤続年数に応じた昇格・昇給がなされてきたためだ。成果評価に関しても経験のない人たちに急に社員の成果を評価しろといっても、無理というものだ。以上のとおり、日本型人事戦略からの変化は困難を極めているのである。

だが同時に忘れてならないのは、困難を抱えながらも変化は起こっているのであり、現在は変化の過渡期にあるが故の問題に直面している状況といえる。

「日本型」戦略の不適合と対応策

澤田 直宏

1970～80年代の日本企業には明確な戦略的ポジショニングがなく、もっぱら先進国の企業に近づくためのオペレーションの改善が企業経営の中心を占めていた。しかしながら、明確なポジショニングの不在は日本企業が先進国の企業に追いついた段階で逆に新興国の企業に追われる立場に陥る原因となった。但し、産業毎に分析を行うと必ずしもその状況は一樣ではなく、また、その原因も一樣ではない。本研究では経営戦略論における模倣困難性の観点から産業別の状況について検討を行った。

製造業の場合、製品は競合により比較的簡単にコピーが行われるのに対して、生産プロセスの模倣は比較的難しいという特徴がある。例えば、数多くの部品を組み立てる必要がある自動車産業では生産プロセス自体に数多くのノウハウが存在する。このためオペレーション改善を通じて獲得したこれらのノウハウを競合がコピーすることは難しく競争優位が持続しやすい。結果として自動車産業は90年代以降も日本のリーディング産業の地位を維持している。しかしながら、もう一つのリーディング産業の1つであった電機産業では生産プロセスの複雑性が低いため従来型のオペレーション改善が競争優位には結びつかなかった。

また、電機産業ではモジュール化を経験した。例えば、各部品の性能が向上し続けると、ある水準で顧客の完成品に対する要求水準を上回るようになる。この場合、社内でさらに専用部品の性能を向上させたとしても顧客はプレミアムを支払わなくなる。この時点で専用部品を内製化するよりも汎用部品を購入して組み立てた方がコスト面で有利となる。さらに、汎用部品メーカーは汎用部品間の接続方式を産業内で統一するモジュール化を推進する。モジュール化が進むと需要が拡大し大量生産が可能となる。結果として規模の経済により汎用部品の価格はさらに低下する。

さらに、電機産業の場合、旧来、複雑な精密工学・電子工学によって支えられていた機能がデジタル化に伴い半導体チップに置き換えられた。デジタル信号は標準化を進めやすくモジュール化を促進する。また、デジタル化は精密機械を半導体チップに置き換えたことで部品点数も大幅に減少させ、生産プロセスの複雑性を大

幅に低下させ、生産工程自体の外注化を可能にした。このような電機産業における大きな変化は専用部品を製造し、自社工場を組み立てを行う垂直統合型企業の競争力を低下させた。とりわけ日系の大手電機メーカーは典型的な垂直統合型企業であったため著しく競争力を低下させた。

このような状況に対して幾つかの戦略的対応策は存在する。かつて日本企業の追い上げにより窮地に追い込まれた米ゼネラル・エレクトリック社や独シーメンス社、蘭フィリップス社は環境変化が速くコピーが容易な民生電機機器から撤退し、医療用機器や産業用機器などに事業ポートフォリオをシフトした。これらの事業分野は製品のコピーが比較的難しい分野であり、かつ、顧客の要求水準が高いため既存の垂直統合型の事業構造に競争優位があった。これらの事例を参考に欧米企業と類似のポジショニングに移動したのが日立製作所やパナソニックといえる。しかしながら、必ずしも全ての日系電機メーカーが同様の再ポジショニングに成功した訳ではない。これらの電機メーカーではどのような事業ポートフォリオを選択するのかというそもそも論の検討が必要となる。

なお、自動車産業や電機産業とは異なる様相の産業も存在する。化学や製薬産業では自動車産業や電機産業と異なり一度も世界市場において主要な地位を占めたことがない。理由は以下のとおりである。化学や製薬は極めてコピーが難しい産業である。何故ならば、特許自体が化学式で構成された「物質特許」であり、他の化学式では類似の機能を達成することが難しい。このため迂回特許の開発が極めて困難である。また、製薬の場合、販売において政府の許認可が必要となるだけでなく開発から臨床実験を経て許認可を得るまでの時間も長い。さらに、これらの製品から収益を獲得するには流通チャネル等の補完資産も重要である。利用者である医療機関は生命人体に関わる問題であるため過去の使用実績が豊富な既存製品を選択する傾向にある。このように化学や製薬は既存企業が有利となる条件がそろっており、先行者優位性が働きやすい。しかしながら、先行者優位性を享受しているのは欧米企業であり、日系企業はキャッチアップ自体が極めて困難である。このような状況を打破するには地道な研究開発だけでなく M&A による外部企業の保有する経営資源の吸収と活用が必要となる。しかしながら、海外に多数存在する製薬企業・創業ベンチャーの M&A や経営管理に関するノウハウの蓄積は未だ不十分であり、今後の改善余地は大きいといえる。

金融産業：国際経営比較論からの分析

山内 麻理

日本型金融システムの歴史的背景

日本型資本主義は欧州大陸と同様に調整された市場経済 (Coordinated Market Economies) として分類され、金融システムはその中核的役割を果たしてきた。即ち、メインバンク制度によって銀行が企業のモニタリングを行うと同時に、金融機関同士の競争は細分化された業際や護送船団方式により制限され、金融機関の経営の安定が図られた。他方、歴史的経緯を見ると、日本の金融システムは、戦前・戦後で大きく変化しており、戦時統制によって経営者の起業家精神が減退すると同時に、戦後は資金の逼迫などから自律的経営戦略の策定が困難となり、政府や中央銀行を中心とする緊密なコーディネーションメカニズムの一部に組み込まれていった。そのような過程で、人事制度についても業態を問わず日本型雇用システムへと収斂したが、特に大手証券会社の人事制度は、戦前の歩合外務員中心の営業体制から給与制の社員を中心とする制度へと移行した。

金融規制緩和と雇用システムの変化と多様化

その後1990年代に行われた日本型ビッグバンと呼ばれる金融規制緩和により、外資による参入が加速、更に、他業種間の相互乗り入れが可能となったことで競争環境が変化し、その結果、取扱商品の違い (商品の国際的流動性)、主要顧客層の違い、支店・営業網の大きさ、規制環境の違い (許認可制か登録制か) などを反映した人事制度の多様化が進展してきている。特に、商品の国際流動性が高く、顧客が上場企業や機関投資家、富裕層中心であり、支店網が相対的に小さい証券会社では、外資系投資銀行などの熾烈な競争に晒され、外資

からの人材の引き抜きなども多かったことから、新たな人事施策の導入や既存制度の修正が最も多く観察された。例えば、技能形成や報酬制度に関して、専門分野を入社前に決定するコース別採用の普及や配置転換の一部形骸化、年俸制の導入や賞与など変動給の拡大、報酬を決めるグレードのブロードバンド化などグローバルベストプラクティスへの収斂が見られている。また、同じ業態に属する企業であっても、特に、グローバル市場を意識するか、国内ビジネス中心に事業展開を図るかにより、人事制度の変化の度合いが大きく異なることも観察されている。

国際経営比較論による金融ビジネス

資本主義の多様性など国際経営比較論によれば、金融産業は日本型雇用システムによる技能形成や人材育成が特段功を奏する産業とはされない。金融技術は容易にコピーが可能であり、また、特許などで保護されたものではないため、人材の移動とともに企業間に行き渡る傾向がある。また、金融商品の組成、販売の手続き、営業員の資格などは、法規制や業界団体による自主規制で公式に定められているため、企業特種的な特徴は製造業に比べると限定的である。そのため、自由化後の日本の金融市場では、当時金融技術において優勢な立場にあった外資のプレゼンスが増大し、労働市場においても、外資はこれまでの日本型雇用システムとは全く異なる人事施策の導入により日系企業から優秀人材を引き抜くとともに、新卒採用市場においても特に偏差値上位校において人気就職先の地位を占めるに至った。リーマンショック以降は、本国での収益悪化などから一部撤退などもあり、状況は多少逆転している。

他方、日系企業の海外進出においては、日本型人事施策の導入は見られず、日本の金融機関は本社で採用された従業員と現地採用された従業員の間で、全く異なる人事制度を採用してきている。この状況を打破するために、旧リーマンブラザーズの欧州部門を買収した野村証券がグローバル人事を加速させ、本社スタッフと海外スタッフのグレードや報酬の基準を統一する動きを見せたが、欧州市場の低迷などもありその後の経緯は必ずしも順調とは言えない。

経営指標や基本サービスの国際比較と日系金融機関の問題点

欧米の金融機関と日本の金融機関の経営指標の比較においては、日本の特殊性が指摘される。まず、株価収益率や総資本利益率の低さなど、これまで度々議論されてきた指標に変化（改善）が見られないこと、また、海外業務からの収益が米国などの自由な市場経済（LMEs）諸国の主要金融機関だけでなく、独仏など同じく調整された市場経済（CMEs）に分類される国々の代表的金融機関と比べても極めて低水準にあること。つまり、先進国の大手金融機関において邦銀だけが国内業務中心であること。その反面、国内業務については、サービスの幅や価格が限定され、営業時間も相対的に短く、各行9時から3時までと横並びであるなど日本型金融サービスは国際比較の観点から競争力を持っているとは言い難い。

百貨店：業態特性と市場変化への適応

宮副 謙司

百貨店の業態特性と日本の百貨店の特徴

小売業態の定義は、店舗規模／商品構成／販売形態で規定される。小売業態の一つである百貨店は、ひとつの経営主体の下で運営され、店舗規模が大きく、商品構成が多様で総合的であり、販売形態としてはフルサービスの接客が主体の小売業といえることができる。また店舗運営の面では、百貨店の店舗での売場構成の基本単位は「デパートメント」である。それを一箇所ですべて統合的に組み合わせ・編集して店舗が構成されるのである。店舗全体の利益の最大化のために、売場を組み合わせ編集する機能と、売場業務の繁閑に応じて販売人員の配置を調整する機能の二つを合わせた「統合管理機能」を発揮し、その店舗の施設生産性、人的生産性を高め、市場に最適対応する業態が百貨店であるといえることができる。

日本独自の百貨店特性としては、第一に取扱商品分野が、衣料品、家庭用品、インテリア、雑貨、食料品などと幅広い。第二に販売形態は売場での接客販売以外に「催事」「外商」「店外催事」「通信販売」「宅配」などが多様である。第三に仕入形態別には、本来的な「買取仕入」よりも「委託仕入」「消化仕入」の構成比が高いことがあげられる。

このように百貨店経営にはコントロールするべき経営要素（変数）が多いが、欧米企業では取扱商品分野や販売形態を絞ることで変数を減らし多店舗チェーン経営（本部一括型仕入・中央集権型運営）を採用した。一方、日本企業は取扱商品数を減らさず、大規模店舗1店舗経営（店舗個別型仕入・店舗分権型運営）で環境変化へ対応してきた。これにはアパレルなど商品取引先が商圏、地域での一番店に商品・ブランド供給を優先する地域一番店主義も影響している。

市場環境変化への適応

百貨店は消費者ニーズに対応、あるいは先取りし新しい商品を取扱い成長してきた。戦後、衣料品では、服地主流から既製服主流へのシフト、サイズやブランドの充実などを行ってきた。新分野としてスポーツ、音映像、美と健康などを生み出し、様々な商品を消費者へ普及する機能（大衆化機能）を発揮してきた。

店舗立地も、創成期の中心街立地から私鉄ターミナル立地、郊外立地、ショッピングセンター（以下、SC）立地へと移した。事業の多角化に関しても日本の百貨店は、店舗販売以外の事業に、例えば飲食、スポーツ、文化・スクール事業に早い時期から乗り出し、事業ポートフォリオの拡大を目指して経営してきた。しかしながら、90年代バブル経済崩壊以降のリストラでほとんどの多角化事業の売却や中止を余儀なくされ、百貨店の事業領域は店舗販売主体に戻ってしまった。

また百貨店は、国の流通政策の変化を多く受けた小売業態でもある。戦後の経済復興期、店舗も再建整備が進み成長が期待された時に百貨店法が制定され（成長が抑制され）、さらにスーパーを大量生産の受け皿で大量消費の担い手とする流通政策が施行され、その後の展開に影響を受けた。

1974年には大規模小売店舗法が施行され、大型店の出店・店舗規模や営業日数・時間などについて強い規制を受けた。しかし規制緩和後は、大型SCが郊外に出店する動きが急速に進み、中心市街地に店舗を構える地方百貨店が大きな影響を受け、経営不振に陥り閉店・廃業が相次ぐことになったのである。

百貨店企業の企業行動の特徴

百貨店の企業行動としては、①業界各社横並び、②米国模倣経営、③多角化志向と本業回帰志向の繰り返しなどの特徴が見られる。中でも米国模倣経営の背景としては、戦後、米国のレジシステム業者が日本の小売業者を啓蒙して量販店の業態開発を積極的に促したことが、日本の百貨店企業も米国事例に関心を持ち、先行事例を米国に求め模倣する傾向を生み、それが現在まで長く続いていると考えられる。

経営戦略としての百貨店の経営統合

2000年代に入り、百貨店業界で大手企業同士の経営統合が相次いだ。そごうと西武百貨店、阪急百貨店と阪神百貨店、大丸と松坂屋、三越と伊勢丹といった組み合わせである。これらは、異業種企業や海外資本に経営指導された場合に予想される大規模な経営改革よりも、日本の百貨店企業の中でより優良な企業の経営支援を受け、従来の屋号を温存する形で日本型経営を維持したいとする経営思想が背景にあったと考えられる。

組織的には、すべてのケースで持株会社制がとられたため、持株会社に戦略的本社が誕生した。中期的な視点から経営戦略を策定し、事業会社は営業戦略を策定し推進するものと区分され、いわゆる「考える本社、実行する事業会社」という機能が明確となった。この結果、企業としての戦略構築力と遂行力が高まり、各社の経営戦略も、①店頭マーチャンダイジング強化型（店頭物販モデル）、②店頭情報発信強化型（広告収益モデル）、③デベロッパージネス型などと差異化が始まった。経営統合は日本的であったが、統合によって各社の志向する経営戦略やビジネスモデルに差異化が始まり、日本型経営に変化がみられるのである。

ファッション専門店：業態特性と市場変化への適応

内海 里香

日本の小売業において、近年、百貨店や量販店のシェアが低下する一方、相次ぐ駅ビルや大型ショッピングセンター（SC）の開業に合わせて出店するファッション専門店企業は、その存在感を高めてきた。

ファッション専門店企業の特性

ファッション専門店企業の特性として、まず、多産多死型であることがあげられる。そのビジネスは、ターゲット客を想定し、自分の感覚でその顧客層に売れそうなものを仕入れ、販売し儲けるビジネスであることから、参入障壁は低く少資本でも始められる。しかもファッションという短命商品を扱うがゆえに、継続的にその顧客を維持・育成していかない限り、そのショップは必然的に生命線を絶たれるということになる。例えば、紳士服専門店は、上位企業に1950年代創業企業が多く比較的「長寿」であるが、それらは、同一ブランド内で自主商品を開発し、立地を変えて自己革新型で成長してきた。一方、婦人服専門店の多くは、あるブランドが流行トレンドから離れ廃れた場合、他のコンセプトでブランドを開発するという特徴を持ちながら多ブランド化（多産化）になったと分析できる。

第二に、1世代型・創業者カリスマリーダー型企業運営が多い。大企業となっても組織内で権限移譲を行わず、自らの意思や経営判断が迅速に経営に活かされるような企業運営を行っている。

第三に、現場の販売力である。ファッション専門店の成長で大きな役割を果たしたのが、「カリスマ店長」「カリスマ販売員」などと呼ばれた現場の優秀販売員である。例えば、「渋谷109」の代表的ショップでは、元顧客が販売員となったり、友達のような言葉づかいで来店客に話しかけ、顧客もその店員のファッション・着こなし・コーディネートを参考に買い物をしたりする独自の顧客交流型の営業手法を生み出している。

市場環境変化への適応

市場環境変化への適応事例の第一は、紳士服専門店チェーン企業であろう。スーツを着用するサラリーマン自体の減少や服装の軽装化が進むにつれ、スーツの需要減・売上減に悩み、現在では都市部のリクルート学生や男女オフィスワーカーをターゲットとするようになった。2つの価格帯に絞った品揃えで特徴を打ち出した「2プライスストア」を都心部に出店したり、機能性素材を使ったスーツを開発したり積極的な事業展開がみられる。とりわけ出店面で、1990年代以降の大手都市銀行など金融機関の相次ぐ店舗閉鎖を受け、その店舗跡地に最適な面積規模を持って紳士服専門店チェーンが出店し、店舗数を一気に拡大したことが特筆される。

第二に、ZARA（スペイン）、H&M（スウェーデン）、GAP（アメリカ）等外資系ファッション企業の日本市場進出には、109系レディス専門店などに見られる、新しい顧客対応事例が見られた。前述のような独自の営業手法に加え、新しい世代の女性プロデューサーの手によるブランド開発を積極的に行い、顧客の共感を呼び成果をあげた。

第三には、急成長するファッションECとそれへの出店があげられる。楽天市場やZOZOTOWN（ゾゾタウン）などのECサイトに、ファッション専門店としても出品し自らも売上を伸ばす企業も多い。

第四は領域複合型ライフスタイルストアの開発である。20～30代の男女・ファミリーをターゲットに衣料・服飾雑貨・生活雑貨を取り扱い、ライフスタイルにまで踏み込んだブランド・業態コンセプトとしている。さらに飲食を取り入れた店舗の開発も活発化している。

業界変化を起こしている要因

第一には、創業者のリーダーシップがあげられる。ユニークかつ強い信念・行動力を持った創業者が、商品・出店などあらゆる意思決定場面でトップダウン型の判断・決定を行い、スピード経営を可能にして急成長を遂げた。彼らは依然として業界を牽引し、市場を活性化している。

第二には、日本独自ともいえる総合商社のサポートがあげられる。例えば、商社をデザイン決定の時点から

介在させることにより、糸や生地といった生産原料を早い段階で手配できるというメリットを発揮できる。また、ファーストリテイリング商品の海外生産システムの構築を支援したのは三菱商事であるが、海外での原材料調達、素材・縫製企業などをコーディネートし物流システムの整備などに貢献した。さらに海外への出店、現地での合弁会社設立も支援している。

第三に、店舗の受け皿となる SC の増加があげられる。とりわけ JR 系駅ビルという日本独自の SC が婦人ファッション専門店を次々と数多く導入した。さらに「イオン」「ららぽーと」など郊外型 SC 運営企業が多施設を全国に開業するにともない、ファッション専門店チェーン企業がテナントとして選択され成長した。

ファッション専門店は、市場環境変化に適応し、プレイヤー（経営母体）を変え、ブランド・取扱商品を変え、立地や販売形態を革新させながら、存続し進化しているのである。

研究課題：財務報告の利用者から見た国際財務報告基準の意義と課題

プロジェクト代表：橋本 尚

市販本

『利用者指向の国際財務報告』

執筆者 橋本 尚 多賀谷 充 八田 進二 市野 初芳 小西 範幸
佐藤 淑子 北川 哲雄 町田 祥弘 尹 志煌

<総括>

橋本 尚

[I] 本研究プロジェクト立ち上げの経緯と意義

財務報告基準は、財務情報の作成者である企業や経営者のためにあるのではなく、第一義的には、投資家などの財務情報の利用者のためにある。こうした利用者（顧客）指向の国際財務報告のあり方を解明するために、われわれが青山学院大学総合研究所の研究プロジェクト（2012～2013年度）の設置申請書（第一次申請および第二次申請）を提出したのは2011年9月から10月のことであった。グローバル化の進展に伴い、国際財務報告基準（IFRS）の導入が世界的な広がりを見せる中で、IFRSの強制適用に関する判断を2011年、2012年に行うとされていた米国と日本の動向に世界が注視していたが、IFRSをめぐる当時の内外の状況は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）とのコンバージェンス作業の大幅な遅れや未曾有の東日本大震災への対応などにより、次第に、慎重論が台頭しはじめていた。とりわけ、わが国のIFRSへの対応のあり方をめぐっては、製造業を中心とする企業側、作成者側の見解が大きな影響力を及ぼしており、歴史的・世界的に常識とされている財務報告の利用者の観点からの検討が不十分であることが危惧された。

そこで、今後数年間がIFRS導入の潮流を決定づける重要な時期であるとの認識の下に、われわれは、従来のがわが国の議論においてはなしがしろにされてきた感がある財務報告の利用者の観点からIFRS導入の意義と課題を明らかにするという新たな視点から、利用者（顧客）指向の財務報告基準のあり方、すなわち、利用者の意思決定に役立つ財務情報については企業情報とは何かを解明する一環として「財務報告の利用者から見た国際財務報告基準の意義と課題」のテーマの下に研究プロジェクトを立ち上げることとした。

本研究プロジェクトを開始したころの混迷状態を脱して、IFRSへの対応のあり方を中核とするわが国の財務報告制度の方向性をめぐる議論も新たな段階を迎えた感がある。2015年4月15日に金融庁から公表された「IFRS適用レポート」によれば、IFRSの任意適用企業・適用予定企業は着実に増加しており、とりわけ、2014年6月24日公表の「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」において、閣議決定レベルで初めて「IFRSの任意適用企業の拡大促進」が明記されて以降は、これまで以上の増加ペースとなっている。この時期に、本研究プロジェクトの成果を市販本の形で適時にまとめることができたことは、たいへん意義深いことと考えている。プロジェクト代表者として、関係各位に心から感謝の意を表する次第である。

[II] 活動内容

(2012年度)

2012年度は、文献研究、海外での調査を進め、それらを踏まえて、アナリストおよび企業の財務担当責任者（CFO）に対してアンケート調査を実施した。当初は、アナリストに対するアンケート調査のみ実施することを想定し、企業側については、本研究プロジェクトのメンバーのひとりである佐藤淑子が所属する日本IR協議会の会員企業のみを調査対象とする予定であったが、コスト・ベネフィットなどを検討した結果、全上場企業を対象にアンケートを実施する方が学術的価値が高まるものと判断し、全上場企業向けのアンケートも合わせて実施した。従来の財務報告の作成者側のみを意識調査や、アナリスト等への学術的ではないアンケート調

査にとどまることなく、作成者と利用者の双方に対して、同時に同じ内容の意識調査を実施できたことの学術的意義は高いものと考えている。

(2013年度)

2013年度は、引き続き、文献研究、海外での調査・意見交換および制度研究を進め、これらに関する研究成果をまとめるとともに、2012度を実施したアンケート調査の結果をもとに分析を進め、その成果をまず、ワーキング・ペーパーとして2013年7月に公表し（執筆者は橋本尚、市野初芳、北川哲雄、佐藤淑子、町田祥弘、尹志煌）、同時に、これを関係諸機関や本研究プロジェクトのテーマに関心を有する研究者に送付し、コメントを求めた。そして、寄せられたコメントを踏まえて、2013年9月に中央大学で開催された国際会計研究学会全国大会において報告した（報告者は尹志煌）。また、2013年10月に台湾の台北市の東呉大学で開催された「2013会計理論與實務研討會」において、英語による報告を行った（報告者は橋本尚、尹志煌）。本報告は、日本会計研究学会と台湾会計学会の双方の年次大会時に行われる国際交流の一環として、日本会計研究学会を代表して行ったものであり、日本会計研究学会の募集に応募し、査読を経て認められたものである。なお、本報告に対しては、コメンテーターの台湾会計学会の Picheng Lee 教授（米国 Pace 大学）から貴重なコメントを賜った。

〔Ⅲ〕研究成果の刊行

本研究プロジェクトメンバー相互間の有機的な連携のもとに、2年間にわたって活発かつ精力的な研究活動が展開され、本研究プロジェクトを通じて、利用者指向の国際財務報告のあり方や IFRS をめぐる今後の展望や課題に関する一定の知見が得られたと考えている。そこで、本研究プロジェクトの成果を基礎に、これを敷衍する形で理論的、制度的、実務的な観点から利用者指向の国際財務報告のあり方についてさらに総合的な検討を加え、これを成果物として取りまとめ、学界という中立的な立場からいっそう説得力のある提言を行うことは意義のあることと考え、今般、青山学院大学総合研究所叢書として刊行することとした。

本書の構成は、以下の通りである。第1章においては、利用者指向の国際財務報告の歴史的・国際的な潮流を整理するとともに、会計基準設定主体の構成や設定プロセスにおける利用者の位置づけを明らかにする。第2章においては、投資家から見た IFRS 観をそれに対する批判的見解とともに検討する。第3章においては、会計制度上の規範性の付与の観点から、IFRS 導入に係る会計制度上の諸課題を考察する。第4章においては、「公正な会計慣行」に関する問題を手がかりとして、IFRS の適用が拡大された場合に提起される可能性のある諸問題について検討する。第5章においては、IFRS 導入に際して避けて通ることのできない問題である税法との兼ね合いの問題に関連して、公正処理基準の意義と範囲について再検討する。第6章においては、統合報告をめぐる諸課題について明らかにする。第7章においては、企業と資本市場の間の認識ギャップを縮める「対話」を中心に、IFRS 導入の意義を深める IR 活動について考察する。第8章においては、日本の医薬品企業の行動を IFRS の導入、コーポレートガバナンスシステムの充実、アニュアルレポートの充実という観点から考察し、その制度変化への先駆性を明らかにする。第9章においては、本研究プロジェクトにおいて実施したアンケート調査の結果を検討しつつ、IFRS の導入に関する財務報告利用者および作成者の意識のギャップについて明らかにする。

なお、本書に関しては、『会計・監査ジャーナル』に伊豫田隆俊氏（甲南大学）の、『週刊経営財務』に野村嘉浩氏（野村證券）の、『産業経理』に円谷昭一氏（一橋大学）の書評がそれぞれ掲載されている。

<要 約>

第1章 利用者指向の国際財務報告のフレームワーク

橋本 尚

1966年公表の米国会計学会（AAA）の『基礎的会計理論』（ASOBAT）は、会計を情報の1つと位置づけ、貨幣的測定に限定されないとの立場を明らかにした画期的な報告書であるが、そこでは、会計情報に求められる基本的な特性として、意思決定有用性が強調されている。今日、国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）など、国際的な影響力の大きい舞台における質の高い会計基準の設定は、ASOBATの提唱した「意思決定有用性アプローチ」に基本的に立脚して進められている。その意味では、会計基準設定や財務報告の広範な領域において、成果物の利用者のニーズに着目しようという考え方は、新しいものではないが、今日的意味における利用者指向の国際財務報告の提唱の系譜を紐解くに際して重要な報告書は、投資管理調査協会（AIMR、2004年よりCFA協会に名称変更）が1993年11月に公表した『1990年代以降の財務報告』（『AIMR 報告書』）と米国公認会計士協会（AICPA）が1994年12月に公表した『事業報告の改善—顧客指向：投資家および債権者の情報ニーズを満たすこと』（『ジェンキンス報告書』）の2つである。

『AIMR 報告書』においては、会計基準設定プロセスにおける財務諸表利用者のニーズを汲み取る必要性が強調されるとともに、利用者が文書によるコメントおよび口頭による証言を行うという当時のスタイルに加えて、FASBの一員として直接参加することを通じて、利用者の見解が会計基準設定プロセスに取り入れられるべきであると提言している。

一方、『ジェンキンス報告書』の最大の特徴は、「顧客指向」の観点に徹している点である。すなわち、利用者の声を直接かつ広範にわたって聞くことにより、その真の情報ニーズを明らかにし、目的適合性を有する有用かつ効率的な企業情報の将来像を「包括的事業報告モデル」として提示している。顧客指向へと視点を変えることで、財務報告より広範な事業報告という観点から財務諸表以外の情報の改善に取り組む必要性を指摘した『ジェンキンス報告書』のシナリオの通り、事業報告の改善は、IT革命という追い風も受けて着実に進められてきた。

2010年9月にIASBが公表した「財務報告に関するフレームワーク」の第1章「一般目的財務報告の目的」では、現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者を一般目的財務報告の主要な利用者と位置づけた上で、一般目的財務報告の目的は、主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することであるとして、個々の主要な利用者は、情報へのニーズや要求が異なっており、場合によってはそれらが相反することもあるが、財務報告基準を開発するにあたっては、主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報セットを提供することを目指す、としている。

企業への将来の正味キャッシュ・インフローの金額、時期および不確実性（見通し）を評価するために、主要な利用者である現在のおよび潜在的な投資者、融資者および他の債権者が必要としているのは、企業の資源、企業に対する請求権および企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報であるが、主たる利用者の多くは、情報提供を企業に直接に要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならないので、一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者として位置づけられる。

このように、「財務報告に関するフレームワーク」においては、主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供するという利用者指向の考え方が前面に打ち出されている。

こうした利用者指向の考え方は、「フレームワークに基づくIFRS教育」における基本的な考え方としても導入されている。IFRS財団の教育イニシアティブが推進する「フレームワークに基づくIFRS教育」では、ケース・スタディを通して判断や見積りを行うためのスキルを身につけることに重点がおかれているが、ここでは、IFRSは、一般目的財務諸表において重要な取引および事象を対象とした認識、測定、表示および開示

の要求を示すものであり、一般目的財務諸表に表示される情報の基礎をなす概念を取り扱った財務報告に関する概念フレームワークを基礎としている、として、IFRSを学習する最も効率的な方法は、概念フレームワーク、とりわけ、その出発点である一般目的財務報告の目的を適切に理解することであり、これを「フレームワークに基づくIFRS教育」の基礎と位置づけている。

このようなアプローチにより、IFRSの要求事項を財務報告の目的や概念と結びつけることで、IFRSに対する理解が深まることが期待される。

第2章 利用者から見たIFRS

橋本 尚

財務報告の利用者の観点からわが国における国際財務報告基準（IFRS）導入の意義と課題を明らかにする上で重要な足がかりを得るためには、利用者（投資家）から見たIFRSの純粹かつ率直な姿を浮彫りにする必要がある。

そこで本章においては、まず、2012年4月17日開催の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における公益社団法人日本証券アナリスト協会の稲野和利会長（当時）の「投資家から見たIFRS」と題する説明を概観した。この説明は、日本証券アナリスト協会が財務データの主要な利用者である検定会員を対象に電子メールで2010年6月下旬に実施した「会計基準アンケート」（対象は検定会員でメールアドレス登録者の17,363名、回答者690名、回答率4.0%）に基づいて行われたものである。

次に、こうした「投資家から見たIFRS観」に対する以下のような批判的見解を検討した。

- ① 今般のアンケート調査は、2010年6月に実施されているが、昨今の欧米の動向等、内外情勢に変化が見られることから、情報が陳腐化しているとの印象を払拭できない。また、回答率を見ても、アンケートに対する未回答者が多いことが推察されるが、こうした未回答者は、どのような類型のアナリストなのか。そもそもアナリストといっても金融業務に従事していない者もいるし、また、本来業務の中でもセルサイドやバイサイド、ストラテジスト、ファンド・マネジャー、セクターアナリスト等の属性によってもIFRS観は異なるものと思われる。
- ② 近年、数多くの実証分析から、IFRS強制適用による経済効果が限定的であるということが確認されてきているが、どのような経済効果を期待して、全上場企業強制適用を望んでいるのか。本当に大部分のアナリストがこのような考え方を支持しているのか。IFRSの本質的な思想、たとえば、公正価値会計の拡大、損益計算書を軽視するような思想、キャッシュ・フローと乖離した見積り予測機能の拡大、さらには、保守主義思想の排除等に関してどのように考えているか。
- ③ アンケート集計結果と結論との間にはかなりギャップがあるのではないか。
- ④ 学術的に無視できない誤りがある。アンケートの場合、選択肢、質問票に、選択結果にかかわる理由を文章として織り込んではいない。それでは、回答を誘導してしまうことになる。その点で選択肢が、相当ミスリーディングになっていて、アンケート調査としては、非常に好ましくないものとなっている。アンケート調査結果としては、これも1つの事実ではあるが、客観的で冷静な判断の表れであるとは到底思えず、相当バイアスがかかっているものと思われる。

利用者のニーズを満たす財務報告基準を開発する際には、利用者といっても現在株主以外は、財務情報の作成コストの負担者ではないので、利用者の意向を反映しようとするあまり、財務報告基準が情報過多となることのないよう、コスト・ベネフィットに十分配慮する必要がある。また、ディスクロージャー制度における当事者を想定する場合、一般的には、利用者（投資家やアナリスト）という括りを用いることに違和感はないものの、IFRSをめぐる諸問題を議論する場合には、利用者（投資家やアナリスト）の中味を丁寧に区分けした上で、きめ細かな議論を展開する必要がある。特にアンケートやインタビューを実施する場合には、回答者の属性を明確化することはきわめて重要なプロセスである。

そもそも学術調査目的のアンケートの回答数や回収率がきわめて低調であることは、一般的な傾向ともいえるが、今般取り上げた日本証券アナリスト協会のアンケート調査においても、一般に支持の声は、不支持の声ほどにはあえて表明しようとするインセンティブは強く働かないとはいえ、その回答率は、調査の有効性や一般性が危惧されるほど低いものであった。その意味では、意見発信に際して、会員のコンセンサスを重視する同協会として、今後、どのような形で会員全体の意見を吸い上げ、意見発信に反映させるかということは、大きな課題となろう。

もっとも、こうした点は、学術調査目的のアンケートにも共通する課題であり、記名式の回答を求めるべきか否かなど、回答率への影響と、後日、結果を回答者にフィードバックし、2次調査等による追加的な質問の機会を確保し、深度ある議論を通じてさらなる精緻化を図ることとの兼合いで、常に葛藤するところである。アンケートやインタビューにおいて、適切な質問事項や条件づけ、さらには、選択肢を設定することや適切な調査対象者を選択することも重要であり、質問の意味を正しく理解できるか、意図した回答に誘導するような文章が含まれていないかなど、アンケートの文章の条件づけなどについても慎重に検討すべきである。なお、第9章におけるわれわれのアンケート調査は、こうした留意点を十分踏まえた上で、わが国のIFRSをめぐる議論の現状と課題を明らかにすべく実施したものである。

第3章 IFRSの導入に係る会計制度上の考察

多賀谷 充

我が国はこれまでも国外の会計基準を種々の方法で容認してきたが、その方法は類似点もあるが一様ではなく、特に、我が国における一般に公正妥当と認められる会計基準としての法的位置づけに関しては、なお議論の余地がある。

IFRSの導入に関しては、コンバージェンスをIFRS導入反対のための道具という誤った位置づけをせずに、アドプションとコンバージェンスの両アプローチを止揚した新たな対応が求められる。今後、IASBに対して十分な影響力を有するためにも、国内でのコンバージェンス能力が非常に重要となってくることとなる。コンバージェンスの機関やその能力がない国は、IFRSに対しての影響力もなく、実際にその国の企業で適用されるIFRSは他国の基準を受入れることと等しくなってしまう。それは、SEC基準特例と同様、基準の解釈や監査上の判断、さらには行政監督上の対応まで他国（実際には米国）の規範を受入れるだけの国際化となってしまうであろう。今後、ASBJが積極的な役割を果たしていくことができるか、また同時に、我が国の監査法人がIFRSの適用に関して自らの責任できちんと判断を示していくことができるかが問われることとなろう。

企業会計審議会は、2013年6月に「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表し、IFRSの任意適用要件の緩和を提言するとともに、IFRSの適用の方法として、「現行の指定国際会計基準については、一部の基準を指定しないことも可能な枠組みになっているという点では一種のエンドースメントであると言えるが、一部の基準を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっておらず、実態的にはピュアなIFRSのアドプションとなっている。また、ピュアなIFRSを適用する意図で既に任意適用している企業が存在することなどを踏まえると、ピュアなIFRSは維持する必要がある。」とした上で、これに加えて、「ピュアなIFRSのほかに、我が国においても、『あるべきIFRS』あるいは『我が国に適したIFRS』といった観点から、個別基準を一つ一つ検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正して採択するエンドースメントの仕組みを設けることについては、IFRS任意適用企業数の増加を図る中、先般の世界金融危機のような非常時に我が国の事情に即した対応を採る道を残しておくことになるなど、我が国における柔軟な対応を確保する観点から有用であると考えられる。」とし、「具体的なエンドースメントの手続については、まず、会計基準の策定能力を有するASBJにおいて検討を行い、さらに、現行の日本基準と同様に、ASBJが検討した個別基準について、当局が指定する方式を採用することが適当である」という方向を示した。これを受け、2014年7月にASBJから「修正国際基準（公開草案）」が公表された。ただし、修正国際基準はもとよりIFRSではなく、我が国と

してのあるべき国際基準を発信することを主要な目的として公表されたものであり、適用を広く促す意図はないとされている。

このような方向に関して（会計基準の内容については触れないが）、本章において重要な点を指摘しておきたい。まず第一点は、わが国は一応のエンドースメント手続を経る制度を採っているとの認識が示され、その上でピュアなIFRSを採用していることはアドプシオンといえることが明確に述べられている点である。これにより、エンドースメントとアドプシオンは対立概念ではないことが実態上も確認できたといえる。

第二点として、「修正国際基準」は、制度上は国内基準でありつつも実質的にはIASBへ発信するあるべきIFRSと位置付けられており、これは、国際的には我が国はあくまでIFRSのカーブアウトはしないという意思表示であり、また国内的にはコンバージェンスを否定するものでもない。まさに、「アドプシオンとコンバージェンスの両アプローチを止揚した新たな対応」が構築されたといえる。

また、第三点として、IFRSについて基準の中味についてはASBJが検討し、その結果にもとづき金融庁が制度上の指定を行うというエンドースメント手続が明確にされたことで、ASBJの対外的役割もより明確にされたことが挙げられよう。

2014年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」（改訂）の中で、IFRSの任意適用企業の拡大に努めることが盛り込まれ、株式市場における有力企業がIFRSを採用し始めたことで、今後、我が国におけるIFRS採用の機運が高まっていくと考えられる。いずれにせよ、この新たな対応が、IFRSに対する前向きな議論を進めるとともに、我が国のIASBに対する貢献と影響を強めるものとなるようにしていかなければならない。

第4章 会計基準の設定のあり方と適用に関する課題

八田 進二

わが国の場合、「金融庁長官が定める」との限定句はあるものの、国際財務報告基準（IFRS）も実質的に、わが国における「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当するものとして認知されている。しかしながら、この「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」という用語法については、関係者の間において、必ずしも十分な理解が得られているとは言い難い。というのも、かかる用語法は、あくまでも会計専門家の間で使用されてきているものの、法律家の間では、これとほぼ同義語と解される「公正な会計慣行」という用語法が定着してきているからである。そのため、法律上、会計基準違反を問われた裁判事案では、殊更はこの「公正な会計慣行」の内実等が争点とされ、会計的視点とは異なる判断等も見られるのである。

そこで、本章では、この「公正な会計慣行」に関する問題を手がかりとして、今後、IFRSの適用が拡大された場合に提起される可能性のある問題について検討することとする。

わが国の場合、長年にわたり、この「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の実質的な内容については、会計および監査の研究領域においてもほとんど議論されることはなかった。今問われなければならないことは、健全な経済社会を支えるインフラとしての会計および監査の機能が、社会の人々に正しく理解されていないのではないか、ということである。会計とは、企業の経済的実態を忠実に描写することであると解するならば、個々の企業の特異性ないしは置かれている環境等の違いにより、認められている会計処理基準の中で、当該企業にとって最適の会計処理方法を選択して適用することが求められる。そうすることではじめて、当該企業の真実な財務報告を可能とするのであり、それを支える基盤として、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」が存在するのである。

したがって、個別の環境ないしは企業の特異事情等を等閑視して、形式的ないしは一律的に、ある特定の会計処理方法のみを強制することは、法的な安定性といった視点からは容認されることがあるにしても、会計本来の役割とは相いれないものである。しかしながら、昨今の会計および監査を取り巻く環境の中で、具体的に訴訟を通じて議論されてきている会計基準に対する理解において、余りにも、会計的視点を軽視ないしは無視した議論が蔓延しているように思われる。こうした法の世界主導型の会計社会というものを黙認し続けること

は、明らかに、会計および監査の危機であるといわざるを得ない。そうではなく、すべての会計および監査関係者が、この「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の実質について、今こそ共通理解が得られるための取り組みを始めることが強く求められるのである。

会計および監査の世界では、国際的にも、実務上の経験、慣行ないしは慣習を基礎に会計基準および監査基準等の設定および見直し等がなされてきたというのが実態である。その意味では、基準設定については、いわゆる帰納法的な視点が重視されていたものと解される。

しかしながら、IFRSについては、こうした視点とは対峙する演繹的な視点での設定がなされてきており、既存の会計知識を有する立場の者からすれば異質のものとして捉えられる傾向がみられる。それどころか会計、とりわけ米国の会計基準および20世紀末以降のわが国の会計基準にみられるような「規則主義的 (Rules-based)」な詳細な会計基準ではなく、これを「原則主義的 (Principles-based)」な会計基準として設定しているといった点に関しても、違和感を抱く恐れもある。というのも、粉飾決算といったように明らかな不正会計でなくとも、会計基準に抵触するのではないかとということで責任が問われる事案が散見されることから、法規範性（法的な強制力）を有してきている会計基準の実質ないしはその適用の当否等に関しては、社会的にも共通の理解を得ておくことが望まれるのである。

そもそも原則主義というのは、規則主義の場合と異なり、大本となる基本的な考えを示した上で、個別・具体的な会計処理等については、企業の的確な判断に委ねるというものである。つまり、個々の取引や経済行為に適用する会計処理などを詳細に会計基準として規定するのではなく、企業の主体的判断を尊重するというものである。その意味で、規則主義が子供の世界の規範だとすれば、原則主義は、まさに誠実な大人の世界の規範の前提をなす考えだと称することもできる。

そのために、会計の場合、原則主義が有効に機能するためには、会計判断を下す当事者において次の3つの前提が備わっていることが不可欠なのである。まず、会計基準に対して適切な判断を下すのに必要な専門的知識を保持していること。次に、会計基準の具体的適用に際して倫理観および誠実性を発揮できていること。最後に、原則を貫いたり、または原則から逸脱した場合に適切な説明責任を履行できること。つまり、この専門性、倫理性および説明責任を備えた者が会計に関与することで、はじめて原則主義は受け入れ可能となるのである。こうした前提を度外視して、IFRSの単なる技術的な適用ないしは導入のみを推進する場合には、却って、自由裁量の世界で企業は会計基準を恣意的に駆使する恐れもあり、本来の真実な会計情報の開示が担保されない恐れもある。

その意味でも、今後、IFRSの健全な適用と促進を図るために会計プロフェッションが、果たすべき役割と責任は極めて大きいものといわざるを得ない。

第5章 法人税法第22条第4項にいう公正処理基準の再検討

市野 初芳

本章は、法人税法第22条第4項にいう一般に公正妥当と認められた会計処理の基準（以下、公正処理基準とする）の解釈について、その制定経緯を概観し、公正処理基準の内容を検討した上で、2つの判例を手がかりに若干の問題を考察したものである。

公正処理基準は、1967（昭和42）年に税制の簡素化の一環として創設された。その趣旨は、企業利益と課税所得は、法人税法上の取扱いを定めた「別段の定め」を除き、原則として一致するというものであった。すなわち、この規定は、原則として、企業の自主的経理を尊重することであり、企業の行った会計処理を容認することである。

公正処理基準は、一般社会通念に照らして公正であると評価される会計処理の基準であり、客観的で規範的な性格をもつものである。具体的には、企業会計原則、企業会計基準委員会の公表する会計基準や指針等、中小企業の会計に関する指針、会社法等の計算規定、さらには、それぞれの業界において確立した会計慣行等で

ある。さらに、今後は、IFRSが一定の条件のもとに公正処理基準になっていくものと考えられている。このように、公正処理基準とされるものは広範囲にわたる。

しかし、何が公正処理基準であるかが問われるのは、企業の行った会計処理が税務署など課税当局との間で問題となり、訴訟になった場合である。したがって、企業の会計処理が公正処理基準に該当するか否かは、最終的に裁判所が判断することになる。裁判所は、法人税法の理念や目的に従い、企業が採用した会計基準等を法的視点から詳細に検証し判断する。

裁判所の判断を検討するため、本章では、企業が採用した収益の認識基準が公正処理基準に該当するか否かが問われた2つの判例を取り上げた。1993(平成5)年11月最高裁において原告が上告棄却の判決を受けた「法人税更正処分等取消請求事件」いわゆる大竹貿易事件、2013(平成25)年7月東京高裁で判決が確定した事件、すなわち日本公認会計士協会が2000(平成12)年7月に公表した「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」における「リスク・経済価値アプローチ」に準拠した企業の会計処理が公正処理基準に該当しないと判示された事例である。

2つの判決に共通するのは、裁判所が、公正処理基準が税制簡素化の一環として創設されたのであるから、「別段の定め」のあるものを除き、企業が公正妥当と認められた会計処理基準等から特定の方法を選択し、それを継続適用している場合には、法人税法上もその処理を妥当なものとして是認すべきという立場を前提としている点である。しかし、法人税法は、企業会計と異なる理念や目的をもつのであるから、企業の採用した会計処理基準等が公正処理基準に該当するか否かについては税法固有の観点から、会計処理基準等の一般性や客観性を詳細に検証すべきであるという立場を採っているのである。

公正処理基準は、税制簡素化の一環として企業の自主的経理を尊重するという趣旨から創設された。しかし、判例の検討から、裁判所は、法人税法の理念や目的に合致する会計処理基準等を公正処理基準としている。これでは、公正処理基準創設の趣旨が十分に生かされていないように思われる。この背景には、企業の採用する会計処理基準等は国会における税負担の公平という観点から十分な吟味を経ていないので、裁判所は、そのような会計処理基準等により、企業の税負担が決められることをできるだけ回避しようとする意図があるものと思われる。

昨今、経済活動のグローバル化の進展に伴い企業の取引が複雑かつ多様化し、これに対応するため会計処理基準等が次々に公表されている。このような状況の中で、法人税法は「別段の定め」を立法することによりこの変化に対応してきたが網羅されているわけではない。企業は、将来の課税リスクを回避するためにも、現在行っている会計処理が「別段の定め」を除き、法人税法の理念や目的という観点から公正処理基準に該当するか否かを慎重に検討する必要がある。

第6章 IFRS 会計思考の展開にみる統合報告の可能性

小西 範幸

第6章では、IFRSの会計思考と統合報告の関係を検討した結果、IFRS会計思考が展開されている利用者指向の現代の財務報告では、統合報告の可能性が広がってきていることを明らかにした。

財務報告の目的は、将来のキャッシュフローの評価に有用な情報を提供することにある。IFRSを個々に検討してみると、キャッシュフローを基礎とした認識および測定のお考え方が浸透してきており、IASBの概念フレームワークの見直し作業から、その会計思考を抽出することができる。そこでの認識規準の特徴は将来キャッシュフローを織り込んだ認識領域の拡大化であり、それに伴って測定可能性が重視されるようになっている。蓋然性規準において閾値に達していない、例えば、ある事象の発生確率が50%にも満たないリスクが高い事象の場合でも、財務諸表への計上の可能性を認識時点では排除せず、測定値を計算する中で当該リスクを逡減させることができれば、財務諸表に計上している。つまり、IFRS会計思考は、認識規準と測定規準の連携強化を図って、財務諸表に計上できる事象を広げると同時に、リスクが高すぎて財務諸表に計上できない

将来事象を織り込んだ会計事象との一体的な説明を可能にしている。それは、会計事象はリスクあるいは不確実性を伴うリスク事象であると考えられるからである。

リスクは、不確実性、発生可能性、原因、影響およびアウトカムを用いて説明することができ、ある事象についての発生可能性とその影響度が決まると確率分布が求められて当該リスクが確定する。この確率分布から、発生の可能性の範囲にわたってリスクが発生する見込みが決定され、こうして当該事象に関する不確実性が逡減していった、財務諸表に計上できるようになる。

統合思考に伴う財務報告、すなわち統合報告では、財務諸表以外の情報の必要性に加えて、財務諸表との統合的な表示・開示が求められる。それは、統合思考が組織の短期、中期および長期の価値創造を包括的な観点から捉えた意思決定および行動の前提となる考え方であるため、実際的な将来予測情報が求められるからである。

我が国でも、また国際的にみても、さまざまな報告書の公表によって情報開示が充実してきている。そこでは、開示情報量の多さに加えて、組織のサイロ化の問題が指摘されていて、2013年の国際統合報告評議会（IIRC）の『国際統合報告フレームワーク』の公表を契機として、係る事態を打開するための新たなコミュニケーションツールとしての統合報告書に注目が注がれている。

統合報告書では、(a)組織のビジネスモデルにおいて、(b)重要性の高い要素、すなわち、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、自然資本、および社会的資本に分類できる組織の資源がどのように組み合わせられ、そして関連しているかを用いて、(c)組織の価値創造プロセスについての説明を行う。統合報告書の公表により、組織の価値創造プロセスが可視化され、組織の持続的な価値創造の取り組みが識別・評価できるようになる。それによって、①ステークホルダーの同等な扱いの保証、②実際的な将来予測情報の提供、③経営者の管理責任の説明、④良好なリスクマネジメントの促進による内部統制の拡充などの効果が得られて、財務報告の目的適合性の向上が図られる。

社会というコミュニティで抽出された課題に対して、その中の各主体が共鳴した上で、発信者と受信者の双方に何らかの取り組みの変化が現われて、はじめてコミュニケーションが意義あるものとなってくる。その点、財務報告には本質的には影響の双方向性の性格を有している。しかし、社会的課題を解決するという視点でみた場合には、単に財務報告が、ある主体から特定の相手に対して実績を重視した財務情報を発信して交流を促すという範囲に留まっていたのでは、共生価値の創出は望めない。共生価値の創出には、企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会状況を改善しながら、自らの競争力を高める経営方針とその実行を伴う。そこでは、社会発展と経済発展の関係性を明らかにし、企業のサステナビリティを促せることが重要である。したがって、利用者指向の財務報告では、アカウントビリティに加えて、企業の構成員たる経営者あるいは従業員などが自らの活動に関する説明責任を果たすこと、すなわち、企業活動の説明責任（コーポレート・アカウントビリティ）も明らかにされてこそ、情報の伝達が双方向に近づいていく。その結果、社会的責任投融資が促されていくことが考えられる。

第6章では、英国、米国およびIASB などでは、財務報告の目的適合性の向上を図るため、其々に異なった「統合報告書」を公表して統合報告制度を確立していったことを明らかにしている。それによって、統合報告を具現化するには、統合報告書と銘打った1つの報告書によって行われるのが唯一の手段ではないことを突き止めることができた。また、web 開示の活用によって、当該情報間の結合性を高めることができるため、統合報告書の可能性が広がってきていることも指摘した。

これまでの投資者や債権者を主に対象とした財務諸表が中心の財務報告は、会計基準等の法令遵守のための財務情報を伝達するプロセスであるため、その制度化には義務化を伴っていた。しかし、統合報告制度の確立においては、その限りではなく、日本型の統合報告制度の確立が望まれ、それには、ベストプラクティスの整備が不可欠である。

統合報告制度の確立は、21世紀型の会計ディスクロージャー制度の構築を通して、経営の健全性の向上と持続可能な経済社会の確立に寄与することができるようにするために重要である。そこでは、グローバルリスクに対処した統合リスクマネジメントの充実が、リスク情報の統合開示を促進する統合報告制度の確立を必然的

なものとしていることを指摘することができた。

第7章 IFRS 任意適用と IR

佐藤 淑子

IFRS を任意適用する企業は着実に増加し、その株式時価総額は、上場企業の18.5%を占めるまでになっている¹。本章では、コーポレートガバナンス・コードや日本版スチュワードシップ・コードが企業と資本市場の間の「対話」を求めていることを踏まえて、IFRS 導入の意義を深める IR (Investor Relations) 活動について考察する。任意適用した企業の活動状況や、2012年に青山学院大学総合研究所が実施した「IFRS 導入に関するアンケート」結果をもとに論じていく。

1. IFRS 任意適用企業の IR 活動

一般に、企業が IFRS を任意適用する目的は大きく3つある。第1に自社のグローバルな事業展開をわかりやすく説明すること、第2に、海外の競合企業との比較可能性を高めること、第3に、グローバルな業務運営に活用すること——である。

だが、こうした姿勢を市場の評価につなげるには、投資家の理解を深めることが必要である。まず求められるのは、適用によって生じた差異に関する説明である。また IFRS は「原則ベース」の基準であるため、一般に財務諸表作成者、すなわち経営者の裁量が大きいといわれる。経営の透明性を高める姿勢も重要である²。

IFRS を比較的早くから任意適用した企業の IR 活動を調べると、①すみやかな情報開示と説明の工夫②経営層が IFRS 適用の意義を経営戦略とともに説明③グローバル企業が活用する経営指標を取り入れて説明——などによって、投資家の理解を深めようとする姿勢がみられる。

それにより、アナリストなど財務情報利用者の理解は進んでいるが、IFRS 任意適用をめぐる認識は、企業とアナリストの間に若干の差がある。2012年に青山学院大学総合研究所が企業とアナリストを対象に実施した「IFRS 導入に関するアンケート調査」(以下、「IFRS アンケート」) 結果にも、その一端が表れている。

2. 財務情報利用者にとっての IFRS 開示と IR

IFRS アンケートで、アナリストと企業の間で認識差が大きかった個別基準は、「のれんの償却」「減損会計」「研究開発費の資産計上」の3項目である。

まず、のれんの償却と減損会計についてである。とくにアナリストが懸念しているのが①従来基準との差異が大きい②減損による損益変動のリスクがある③回収可能価額を見積もることが難しい——ことであり、企業が適切に対応しないと、情報開示の信頼性が低下すると懸念されているようだ。

IFRS アンケートの回答に伴うコメントの中には、減損テストの基準や、M&A による利益のかさ上げといった部分で経営者が介入する可能性を指摘するものもある。

次に、研究開発費の資産計上である。日本基準が研究開発費を費用認識するのに対し、IFRS は資産計上する。これにより、1株当たり利益の金額が変わること、純資産や ROE などの財務比率への影響が及ぶこと、仕掛研究開発費 (インプロセス R&D) の資産計上による影響が大きい業界があること——などを、アナリストは危惧している。

また資産計上された開発費は、のれんと同様、減損損失が認識されると業績への影響が大きい。「損益に対する影響が大きい」「業績予想のコスト認識に大きな影響がある」といったコメントがあった。

こうした結果からは、アナリストは、比較可能性向上という IFRS 導入の意義を高めるには、まずは経営の

1 「IFRS 適用レポート」、金融庁、2015年4月15日

2 青山学院大学総合研究所「IFRS 導入に関するアンケート調査」におけるアナリストのコメントから推測される。

透明性を高めることを要望していることが読み取れる。のれんの償却や研究開発の資産計上は、M&A や成長分野への投資から生じる。こうした重要な意思決定において、経営者は投資家の視点を意識しているのかを問うているのである。

IR 活動では、① M&A や成長投資の目的や資産の評価基準を合理的に説明する②リスク情報を事前に開示し、減損を認識したら早めに開示する③これまでの情報開示を後退させず、新たな情報なども加えていく——といった姿勢が求められている。

3. 対話の時代の IFRS と IR

企業は IFRS をグローバル経営の強化に活用し、その姿勢を資本市場に評価してもらおうとしているのに対し、アナリストは経営の透明性を従来以上に求め、資本コストを意識して経営資源配分の基準などを明確にすることなどを望んでいる。

こうした両者間の距離を縮小し、企業価値向上という共通目的に向けての活動が「対話」である。対話で得られた「気づき」を行動につなげて活用すれば、両者のすれ違いが少なくなり、中長期的な目的を達成することも期待できる。

IR 活動においては、①グローバル経営の現状と将来展望②成長戦略の実行と評価③投資家視点を活用した企業価値向上——などをテーマに対話を深めることが望まれる。

IFRS アンケートでは、対話によって「海外投資家の日本株理解を促進する」「事業投資や M&A に対する会社の考え方を議論できる」「資本効率の良否や是非の議論を通じて資本コストの意識が高くなる」ことなどを期待するアナリストのコメントが散見された。

アンケート実施後、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードなど、対話のための制度や仕組みが整備された。IFRS 任意適用の促進も、政府の成長戦略の一角を担っている。だからこそ、当事者たる企業とアナリストは、アンケートで浮き彫りとなった両者間のギャップを認識し、企業価値向上に資する対話を続けることが求められよう。

第8章 わが国医薬品企業における制度変化への先駆性

—IFRS、ガバナンス、アニュアルレポートにおける先進事例の研究—

北川 哲雄

本章は8節に分かれる。1「はじめに」では本章の目的が指摘されている。

我が国大手医薬品企業の行動分析を行う際に留意すべきは各種制度改革に対し能動的に取り組み他のセクターに比べ先行する傾向があるということである。産業セクター別にみた場合、IFRS の導入は大手企業を中心にかなり早く進みつつあるし今進行中のコーポレートガバナンス・コード制定に対しても、今日論まれている非常に斬新な草案がそのまま通ったとしても医薬品大手企業の場合すでに十全の体制を整えている。また AR (アニュアルレポート) においても非常に先進的な試みをする企業が多い。AR の将来的姿を示唆しているとも目される「統合報告」の作成についても熱心な企業も多い。

それではなぜ制度改革にプロアクティブに取り組むのであろうか。単に新しモノ好きであるという軽率な判断はもちろんできない。横並びを意識しているわけでもないと思える。

IFRS の移行の要因については企業側が「グローバル資本市場」での評価向上を重要と受け止めそれに対し真摯に対応していることであると筆者は推定している。会計基準がどうあるべきかの詳細についてアナリストも事業会社も原則、価値フリーである。IFRS が理論的に特段優れているから移行するわけではない。投資家が投資意思決定に際し横比較する場合、便宜性があるためである。事業会社に即して言えば情報のユーザーフレンドリーを見越した上でコスト・ベネフィット上メリットがあるから行うというのが主眼であろう。

国内基準と IFRS 基準との大きな差異の一つは「のれん」の償却の有無である。大手医薬品企業は近年、ク

ロスボーダーM&Aを活発に執り行ってきた。この場合、投資家にとって海外医薬品企業との業績比較の観点から日本企業側がIFRSを採用することにより有用性が増すことになる。

2においては我が国医薬品企業におけるIFRS導入状況を観察した。主要10社中IFRS基準導入企業は6社に上る。とりわけ最大手と言われる武田、アステラス、中外、エーザイ、第一三共、大塚6社の中では5社に上る。大塚のみがまだIFRS基準採用の意思表示をしていない。外人持株比率の高さ、利益構成比に占める海外部門の大きさ等が導入の要因であると推定した。一方で総合化学会社の子会社である2社は、親会社が未だ国内基準のためIFRS採用に踏み切れないでいると推定された。

3においてはIFRS導入の遠因とされているクロスボーダーM&Aの隆盛に伴う「のれん」額の増大について触れている。最大手武田薬品工業では1990年代に新薬黄金時代を迎え、その成果として豊富な余剰資金を抱えるに至った。そしてその資金を資本市場からのプレッシャーもあり主にクロスボーダーM&Aに使用することになった。他の大手も追随することになったが問題は、それらの投資効果についてはかなり疑問とされるディールもあったことが観察された。

4においては2006年度よりIFRS本格導入が始まった欧州企業の導入例を紹介している。国内会計基準においても今年度から施行された、非常にトリッキーとされる、部分連結子会社（このケースの場合58%所有）の100%所有への異動があった場合の会計処理と機関投資家および債券格付機関の反応をみている。機関投資家も債券格付け機関も表面的な財務内容の悪化に惑わされることなく、将来キャッシュフローのvisibilityに関心があることが論じられている。

そして5において我が国医薬品企業のIFRS移行時の情報開示を検討する。具体的に検討されたのは中外製薬とアステラス製薬のケースである。両社とも投資家・アナリストに対し懇切丁寧なる説明をおこなっていることがわかる。しかしながらcore EPSについては非常に解釈が難しい問題があることも指摘された。

6はIFRS移行と時を置かず進められてきた医薬品企業のコーポレートガバナンスシステムの先取性に触れている。まず、最先端を行くという英国医薬品企業のグラクソスミスクライン（GSK）社のガバナンスシステムを紹介するとともに、GSKまで至らずとも、我が国の標準的な姿からはかなり先取的と思われる医薬品企業が多いことが判明した。

7は企業情報開示の重要ツールの一つであるアニュアルレポートの動向について触れている。IFRSによる財務情報もガバナンスシステムも投資家・アナリストにとって企業価値を算定するうえで重要であるがそれはアニュアルレポートに適切に説明されていなければならない。この点についても日本の医薬品企業は日本企業の中で極めて先進的であり多くの企業がすでに優れた統合報告書を作成していることが判る。

8では以上のまとめとして、日本の医薬品企業の行動をIFRSの導入、コーポレートガバナンスシステムの充実、アニュアルレポート（統合報告）の充実という観点から観察してきた。こういった他のセクターにない特性は何故うまれたものなのであろうか、という問題意識に言及している。産業としてのグローバル性が一つの要因であろう。ある日本企業の開発した統合失調症薬は世界54カ国で使用されている。投資家・アナリストも当セクターについてはグローバルな企業を分析したうえで投資意思決定を強いられることになる。

第9章 IFRSの導入に関する財務報告利用者および作成者の意識のギャップについて

橋本 尚 市野 初芳 北川 哲雄 佐藤 淑子 町田 祥弘 尹 志煌

われわれは、財務報告の利用者の観点からIFRS導入の意義と課題を明らかにすべく、実態調査を実施することとした。すなわち、利用者（顧客）指向の財務報告基準のあり方を考えるべく、IFRSの導入に関して、会計情報の利用者、すなわち、一般投資家や彼らに対して情報の媒介者となるアナリストに対して、アンケート調査を実施することとしたのである。

しかしながら、その一方で、IFRSを用いて財務報告を行う会計情報の作成者、すなわち、企業の会計責任者の認識もIFRSの適用問題を考えるにあたっては、決して無視することのできない問題である。そこで、国

内外の証券アナリストと上場企業を対象にしたアンケート調査を実施することとした。情報利用者と作成者の双方に対する意識調査によって、両者のIFRSに係る認識のギャップを明らかにするというアプローチをとることとしたのである。今般のわれわれの意識調査の結果が、今後のわが国におけるIFRSへの対応のあり方をめぐる議論において、検討資料となれば幸いである。

調査は、以下の要領で行った。

まず、アナリストについては、日本に拠点を有する証券会社および投資信託会社の各社に協力を依頼し、協力が得られた11社に所属するアナリストに対して、それぞれの会社を通じて、調査票の配布と回収を行った。最終的に、101名のアナリストからの回答を得た。

一方、企業側の会計責任者については、2012年12月1日時点の全上場企業3,548社に対して、財務担当責任者宛に、郵送で調査票を発送し、Fax および e-mail にて回答を寄せてもらった。最終的に、174社からの回答を得た（回収率4.9%）。

本研究では、制度全般に関する帰無仮説として、以下の3つを設定した。

- 仮説1 アナリストと企業の会計責任者との間には、IFRSの適用方法に対する意識に差異はない。
- 仮説2 アナリストと企業の会計責任者との間には、IFRSの導入が企業の財務情報の分析および将来予測に係る比較可能性にとって有用だと考える程度に差異はない。
- 仮説3 アナリストと企業の会計責任者との間には、IFRSの任意適用に伴う、異なる会計基準またはそれに基づく財務諸表の混在が問題だと考える程度に差異はない。

結果として、仮説1は、有意水準1%で棄却された。すなわち、アナリストと会計責任者は、IFRSをすべての上場企業に強制適用すべきとするか、現状の任意適用のままで十分であるとするかという点に関して、統計的にも有意な差をもって、異なる認識を有していることが明らかとなったのである。

また、仮説2は、有意水準1%で棄却された。すなわち、アナリストおよび会計責任者において、IFRSが有用であるかまたは有用でないとする認識に、統計上の有意な差をもって相違があることが明らかとなったのである。

仮説3は、有意水準5%で棄却された。すなわち、アナリストおよび会計責任者において、会計基準の混在を重要と考えるか否かに関して有意な差異が認められることが明らかとなった。

IFRSの適用に当たって、個別基準に関しても、4つの点：①IFRSの適用によって企業価値評価に影響を与える項目とそうでない項目、②IFRSの適用によって経営者の恣意性が介入すると考える項目と介入しやすいと考える項目、③日本基準と比べて内容に問題がある項目と、開示やIRのレベルが下がると考えられる項目、および④日本において実務上適用が困難だと考えられる項目について尋ねた。

その回答からは、以下のようないくつかの特徴が見受けられる。

- ①「のれんの償却」をアナリストも会計責任者も企業価値評価に影響を与える項目の上位に挙げている。
- ②「収益の認識」について、会計責任者は、企業価値評価に影響を与えそうだと考える傾向が強いが、アナリストは、経営者の恣意性が介入する可能性に懸念を抱いている。
- ③「保険契約」は、アナリストも会計責任者も、企業価値評価に影響を与えないと考えている。
- ④恣意性が介入する項目、および介入しやすい項目のいずれも、「収益の認識」を除いて、アナリストおよび会計責任者の回答に大きな違いはない。
- ⑤IFRSの内容に関して問題があるとする項目については、「のれんの償却」と「開発費資産計上」が挙げられるなど、一定の共通認識があるように解される。
- ⑥開示やIRのレベルが下がる項目として、アナリストおよび会計責任者の双方で、「財務諸表の表示形式」が高かったことが特徴的であり、いわゆる「シンプルな本体」となることによる見え方の問題として、IFRSによる財務諸表の表示形式に対する懸念を有する傾向が読み取れる。
- ⑦日本における実務上の適用が困難な項目としては、アナリストでは、「無形資産の評価（ブランド等）」を最

も数多くの回答者が挙げ（会計責任者では、16件：9.2%）、会計責任者が「有形固定資産・減価償却」を挙げており（アナリストでは、4件：4.0%）、それぞれに特徴的であるといえよう。

IFRSの導入に関する財務報告利用者と作成者の意識のギャップは、無視できない程度に大きいと考えられる。そうしたギャップのうち、最大の論点は、「IFRSの適用の方法」といえよう。複数の会計基準の並存は、会計基準間に大きな差異がないとしても複雑で、比較可能性が低下する懸念もあり、利用者にとっては歓迎すべきものとはいえない。

④自然科学研究部

研究課題：宇宙線の起源をさぐる理論・観測研究

プロジェクト代表：山崎 了

報告論集

『宇宙線の起源をさぐる理論・観測研究』

執筆者 山崎 了 馬場 彩 井上 剛志 柴田 徹

<総括>

山崎 了

自然界に存在する放射線のうち、1割程度は宇宙空間から絶えず降り注ぐ宇宙線と呼ばれる高エネルギー粒子によるものである。このように身近な宇宙線が発見されたのは約100年前であるが、宇宙線の源がどこか、宇宙線がどのように作られるか、宇宙線がどのようにして地球まで伝播してくるのか、これら根本的問題はすべて未解明である。宇宙線の源の最有力候補は超新星残骸 (Supernova Remnant, 以下 SNR) であるが、その直接的証拠はつかめていないのが現状である。SNR とは、寿命を迎えた星が起こす超新星爆発の後に残されたもので、外縁部は毎秒1000km 以上の速さで膨張する強烈な爆風 (= 衝撃波) があり、その内部は約1000万度の高温ガスで満たされている。このような強い衝撃波を伴う SNR は我々の住む天の川銀河内に数10個程度あり、それらで低エネルギーの粒子が加速されて高エネルギー宇宙線になると考えられている。

2005年頃以降、ガンマ線・X線などの高エネルギー電磁波の天体観測、および地球に降り注ぐ宇宙線の直接測定実験の新たな結果が続々と得られ、研究は飛躍的に進んだ。また、それらに触発され、宇宙線加速過程に関する理論的考察も急激に進んだ。このような情勢の中で、理論と観測の研究者が共同研究を行うことにより、宇宙線の起源について新たな知見を得られると我々は期待した。本研究では、宇宙線源での高エネルギー粒子の加速過程、高エネルギー粒子が源から逃走して銀河宇宙線となる逃走過程、および源から地球への宇宙線の伝播過程を理論的に考察した。さらに、SNR 等の天体のガンマ線・X線観測を行い、宇宙線の直接観測実験の結果とあわせて、先の理論計算の結果と比較し、宇宙線源の同定、宇宙線加速過程・伝播過程の解明を目指した。銀河宇宙線は、加速・逃走・伝播という3つの過程を経て地球へ届く。それぞれの過程で電磁波放射を行うため、それらの理論解析と観測により各過程を研究することができるのである。

本学の宇宙グループでは、日・米・欧の国際共同で準備中の次世代 TeV ガンマ線望遠鏡 Cherenkov Telescope Array 計画 (CTA) に参画し、CTA を中心に据えて、高エネルギー宇宙物理学の国内拠点を形成することを目指している。CTA は、宇宙からやってくる超高エネルギーガンマ線が地球大気中で作る空気シャワーを観測し、次世代高エネルギー観測実験としては、唯一かつ最大規模である。ガンマ線観測を通じて、高エネルギー天体現象のメカニズムの解明をめざす。SNR およびそこでの宇宙線加速の同定は、CTA での最重要課題のひとつである。本研究では CTA の本格稼働前に理論的予言や観測に対する提言、観測機器の開発を行ない、本学の CTA への科学的貢献を確固たるものを目指す。CTA 計画が成功すれば、国内はもとより、国際的にも本学の知名度があがることが期待されるからである。特に青学のメンバーは、焦点面検出器の開発、観測のシミュレーション、期待される成果の理論的考察などで貢献を目指している。

上で述べた研究目的を実現するため、2012年度～2013年度の2年間で、代表者の山崎および馬場・柴田・井上の3名の分担者による共同研究により、主に以下のような成果を挙げた。これらの成果は査読付き学術雑誌(44編)や国内学会、国際会議(31件。そのうち招待講演は20件)で発表した。

- シンクロトロン X 線スペクトルから電子の最高エネルギー付近の関数形を決定すると、加速領域での磁場の配意などの情報をこれまでの手法と独立に得ることができることを示した。これは最近打ち上がった NuSTAR 衛星や2015年度打ち上げ予定の ASTRO-H 衛星での観測計画に指針を与えるものと期待される (山崎・馬場)。
- SNR の外縁部にある衝撃波での宇宙線加速のシミュレーションコードを開発した (山崎・井上・柴田)。特に、上流に被加速粒子のエスケープ境界が存在する場合の電子加速のシミュレーションを行い、最高エネルギー付近の分布関数の形は、定常を仮定した場合の解析的公式で良く近似できることを世界で初めて示した (山崎・井上)。
- 実際に観測されたものと同程度の乱流スペクトルをもつ非一様な星間媒質中を伝播する SNR 衝撃波の磁気流体シミュレーションを行った結果、若い SNR で観測されるシンクロトロン放射の偏光を非常に良く再現できた (山崎・井上)。さらに、年齢1000年程度の若い SNR である RX J1713.7-3946 の CO 分子輝線、HI ガス、シンクロトロン X 線の詳細観測を行い、分子雲の周囲にシンクロトロン X 線が局在していることを発見した。これは、分子雲で満たされた非一様な星間空間に衝撃波が伝播していったときに我々のシミュレーションから得た予言と一致した (山崎・井上)。
- 年齢約2000年の若い SNR である RCW86 の H α 輝線の固有運動の観測を行い、輝線幅から予想される衝撃波膨張速度と無矛盾であること、しかしながら、X 線シンクロトロン放射の固有運動とは2倍近く小さいことを明らかにした (山崎・馬場)。これは非一様な上流媒質中を伝播する衝撃波を考えると説明可能であることを磁気流体シミュレーションの結果を用いて示した (山崎・井上)。
- CTA の主焦点検出器として、浜松ホトニクス社製の光電子増倍管が大量に使用される。従って、多くの光電子増倍管を較正するシステムが必要である。本研究期間中に較正システムを立ち上げ、試験を開始した。10本以上の光電子増倍管を同時に試験することで、暗電流や増幅率といった光電子増倍管の性能を決定づけるパラメータを初めて系統的に調査した (馬場・柴田)。
- CTA でのガンマ線観測により予想される SNR のガンマ線イメージやスペクトルのシミュレーションを行い、CTA のパフォーマンスの確認をした (山崎・馬場・井上・柴田)。
- 超高エネルギーガンマ線を放射する SNR である HESS J1731-347 を X 線衛星「すざく」で追観測し、約10 TeV の高エネルギー電子の放射するシンクロトロン放射が卓越していること、さらに、スペクトル指数が領域ごとに異なり、X 線吸収量の大きい領域 (つまり密度の高いと考えられる領域) でスペクトルがハード (エネルギーの高い X 線光子の量が多い) であることがわかった (山崎・馬場)。これは、分子雲などの密度の濃いガスと衝撃波が衝突している領域で磁場が増幅されて宇宙線の加速効率もあがるという山崎・井上の提唱する理論モデルを支持する結果と考えられる。
- Large Hadron Collider forward (LHCf) 実験の結果をもとに、約10 TeV のエネルギー帯域の陽子-陽子衝突によるガンマ線及び電子・陽電子の生成断面積を導出した (山崎・柴田)。これにより、銀河宇宙線の最高エネルギーに迫る100 TeV を超えるエネルギーをもつ宇宙線の放射するガンマ線のスペクトルを詳細に計算することが可能となった。さらにこれを用いて電子・陽電子の生成断面積を導出した。これらの結果から、地球に降り注ぐ宇宙線電子成分の陽子起源の寄与を詳細に計算し、10 GeV 以上のエネルギー帯域の宇宙線電子成分の超過を確認した。さらに、数 GeV 以下の低エネルギー帯域では、太陽変調を考慮して計算した結果が、2013年夏に発表された AMS-02 実験の測定結果とぴったり一致した (山崎・柴田)。

<要 約>

山崎 了

若い超新星残骸 (SNR) における電子加速は、2000年頃までに電子が磁場中で行うシンクロトロン放射が電波・X線帯域で検出されたことで立証された。山崎・馬場らもシンクロトロンX線の詳細観測から、SNRの衝撃波下流の磁場が星間空間の典型値よりも10倍かそれ以上まで増幅されていることを発見し、銀河宇宙線陽子の最高到達エネルギーが観測的に示唆されている値 ($=10^{15.5}\text{eV}$) に達すると期待した。その後、宇宙線陽子の加速源の同定を目的として、陽子起源のガンマ線 (=宇宙線陽子が星間ガスに衝突して生成されるパイ中間子の崩壊で放たれる) の検出を目指した観測・理論研究が進められてきた。ところがガンマ線は宇宙線電子が低エネルギー光子を逆コンプトン散乱で叩きあげても発生し、両者の分離が難しく簡単には決着がつかない。近年のガンマ線観測では、古いSNRで陽子起源のガンマ線が同定されているが、これらのSNRでは陽子の最高到達エネルギーは $10^{15.5}\text{eV}$ には遠く及ばない。一方、複数の若いSNRのガンマ線スペクトルは 10^{14}eV 以下にカットオフをもち、かつ単純な陽子起源説を棄却した。このような予想外の観測結果が次々と得られ、新たな理論的課題が浮き彫りとなっている。

様々な観測があるにもかかわらず、銀河宇宙線の起源を同定できない大きな理由の一つが、SNR 衝撃波近傍での磁場配位を決定できていないことである。磁場強度の大小により、観測結果を説明するモデルパラメータが縮退し、複数の解釈を生む原因となっている。そこで、我々は磁場配位の新たな決定方法を提唱した。加速機構の最有力は1次フェルミ加速である。それによると、衝撃波面の周辺に存在する被加速粒子が磁気乱流による散乱をうけて波面前後を何度も往復しながらエネルギーを獲得していく。被加速粒子の分布関数は移流拡散方程式によって記述される。この方程式の解は、べき型の部分と最高エネルギー付近で次第に減衰する部分をもつが、我々は後者の減衰の様子が磁場強度の大小や拡散係数の運動量依存性によって異なることを指摘した。さらに、シンクロトロンX線スペクトルから電子の最高エネルギー付近の関数形を決定すれば、加速領域での磁場の配意などの情報をこれまでの手法と独立に得ることができることを示した。これらの成果は最近打ち上がったNuSTAR衛星や2015年度打ち上げ予定のASTRO-H衛星での観測計画に指針を与えるものと期待される。

次に、確率微分方程式を用いて移流拡散方程式を数値的に解く計算手法の開発を行った。この方法では速度場の微分を陽に含むため、衝撃波面での流体速度の不連続性に起因する発散の困難があったが、この問題はM. Zhang (2000) の手法によって解決された。また、統計的精度を向上するために、ある程度のエネルギーを得た粒子を統計的重みの小さい粒子に分割して統計を稼ぐParticle Splitting法も採用した。M. Zhangの手法とParticle Splitting法を組み合わせた計算コード開発は史上初であり、これにより最高エネルギー付近の関数形を精度良く調べることが可能となった。この新開発した計算コードを用いて、被加速粒子の最高エネルギーが衝撃波上流への逃走によって制限される場合やシンクロトロン冷却で決まる場合について計算を行った。その結果、どちらの場合も定常近似のもとに得られた解析解とほぼ一致することがわかった。これらは1次元かつ平面衝撃波に対する計算であったが、今後はより現実的な多次元かつ球殻状の衝撃波に対する計算を行っていく予定である。

宇宙の低密度媒質中の衝撃波では、媒質プラズマの粒子間衝突の平均自由行程が遷移層の厚みに比べて桁違いに長い場合、無衝突衝撃波と呼ばれる。流体近似の下では衝撃波は単なる不連続面として表され、大多数のプラズマ粒子は圧縮・減速を受けて下流に流される。このような無衝突衝撃波の周辺に速度の大きな非熱的粒子が存在すると、それらは比較的簡単に衝撃波面を横切ることができ、さらに電磁波動による散乱を受けることで、エネルギーを獲得しながら衝撃波面の前後を往復することが可能になる (1次フェルミ加速)。この際の根本的問題として、注入過程—はじめに非熱的粒子がどのようにしてできるか—は未解決の難問である。非熱的粒子の注入過程は衝撃波遷移層の近傍で励起される波動を介して起こると考えられており、これを理解するには、衝撃波近傍の領域で何が起きているかマイクロレベルで詳細に解析する必要がある。このためには、衝

撃波面のマイクロ構造に迫り、プラズマを運動論的に取り扱って、ミクロスケールの素過程を調べる必要があり、大規模シミュレーションも必須となる。従来の無衝突衝撃波の計算機実験では、計算機内に生じた衝撃波が上流へと高速で伝播するため、多次元モデルおよび長時間の計算機実験は困難であった。しかし、我々は高効率の計算手法を取り入れた2次元電磁粒子コードを新たに開発し、衝撃波の発展を衝撃波静止系で追うことに世界で初めて成功し、長時間の計算機実験が現実的なものとなっている。本研究期間中では、低マッハ数の垂直衝撃波の計算機実験を行った。その結果、変形二流体不安定が起源と考えられる非線形波動の励起が見られることを確認し、上流方向へ伝播する変形二流体不安定は反射イオンの影響で目立たなくなり、下流方向へ伝播するモードは顕著になることを明らかにした。

馬場 彩

我々は、2017年度観測開始予定の次世代 TeV ガンマ線望遠鏡 Cherenkov Telescope Array 計画 (CTA) に参加している。CTA は100 GeV から10 TeV という超高エネルギーガンマ線帯域で、現行の超高エネルギーガンマ線望遠鏡に比べて一桁高い感度を持つ望遠鏡であり、日米欧が参加する国際計画である。実現すると、現在まで100個弱しか見つかっていない超高エネルギーガンマ線天体が1000個以上発見され、超高エネルギーガンマ線天文学の本格的な幕開けになると考えられている。本学は、この計画の日本チーム (CTA-Japan) 設立当初から参加している最古参グループの一つである。

CTA の主焦点検出器は光電子増倍管で、総数は10万本にもものぼる。本学では特に光電子増倍管の比較校正を担当し、実験を行なっている。我々はプロトタイプモデルの量産型光電子増倍管13本を比較し、これらのゲインの誤差が10% 程度であることを突き止めた。このような複数の光電子増倍管の比較は初めての成果である。ゲインの誤差は検出できるチェレンコフ光の強度推定に大きな影響を与えるため、特に重要なパラメータである。我々の結果は、プロトタイプモデルがCTA の観測要求を満たしていることを示しており、本格的な量産のめどがついたことを示している。また、10万本もの光電子増倍管を同じ精度で、(shipping のたびなどに) 何度も校正する必要がある。10万本に対して同じ校正をするのは一人ではできず、手分けして行う必要があるが、この時にだれでも同じ校正が出来るマニュアルが必要になると予想される。そこで我々は、光電子増倍管校正に必要な最低限の計測パラメータの割り出し、紫外線レーザーを用いて世界各地どこでも同じように校正できるシステム (キャリブレーションシステム) の構築も行っている。これらの作業は、CTA-Japan 本部の宇宙線研究所と共同で行った。

また、CTA でどのような観測を行なえば、どのようなサイエンスが導かれるかの議論も続けている。特に超新星残骸 (SNR) での宇宙線加速解明について精力的にシミュレーションを行っている。SNR からの超高エネルギーガンマ線の起源については、いまだに放射起源が加速された陽子なのか電子なのか決着がつかない。そこで我々は、超高エネルギーガンマ線が電子起源ならシンクロトロン X 線と同じ空間分布をするはず、陽子起源ならパイ中間子起源の放射を作り出す分子雲ターゲットと同じ空間分布をするはず、という作業仮説をたてた。これが実際のCTA 観測で区別できるか調べるため、宇宙線加速で最も有名なSNR であるRX J1713.7-3946のシンクロトロン X 線画像とNANTEN2による分子雲画像を用い、それぞれの作業仮説に基づいたCTA 観測結果をモンテカルロ法でシミュレーションした。その結果、CTA の高統計と高空間分解能のおかげで、100時間程度の観測で得られた画像がシンクロトロン X 線画像と分子雲画像のどちらにより似ているかの判別が可能であり、電子起源か陽子起源かを区別できることを示した。これは、現実的な観測時間で宇宙線陽子成分の直接観測が可能であることを示した貴重な成果である。また、宇宙線がSNR から逃亡するときを作る超高エネルギーガンマ線ハローの観測可能性についても議論している。もし超高エネルギーガンマ線ハローが発見されると、SNR で加速された粒子が宇宙線になる瞬間をとらえた初の証拠となり、SNR が宇宙線加速源であることをはっきり裏付けることとなる。これらの観測予想については、現在CTA チームの公式論文として投稿準備中である。

さらに、SNRの衝撃波の環境と加速効率の関係についても研究を行なった。X線帯域では加速電子からのシンクロトロン放射に加え、衝撃波に暖められたプラズマからの熱的放射が見えるため、加速現場の密度や温度などの環境情報を得ることが出来る。我々はSNR RCW86の詳細X線観測を用い、場所ごとのX線放射スペクトルを比較することで、密度が低い領域ほど加速効率が高いことを発見した。これは、密度が薄い領域では衝撃波速度が高い状態が維持され、加速が効率よい時期が長く続くためと考えてよい。このような加速環境への示唆は、初めての成果である。

井上 剛志

不連続な密度構造を持ったプラズマを衝撃波が通過すると密度の不連続面に存在する小さな揺らぎが増幅される。これはRichtmyer—Meshkov (RM) 不安定として知られる物理現象であり、プラズマの慣性核融合研究の分野では系の対称性を破壊する厄介者として知られている。しかしながら、Giacalone & Jokipii (2007) や Inoue et al. (2009, 2012) の論文で示されているように、宇宙ではこのRM不安定が起源となってプラズマ乱流が駆動され、その乱流によるダイナモ効果で磁場が増幅するという非常に興味深い現象が指摘されている。このような現象の舞台となるのは超新星爆発で発生した衝撃波が周囲の星間媒質を圧縮することで形成される超新星残骸 (SNR) であり、SNRはエネルギーが約 $10^{15.5}$ eVまでの高エネルギー宇宙線の加速現場と信じられている。SNRで粒子を加速する為には乱れた強い電磁場が必要とされることから、上述したRM不安定による磁場増幅現象の基本的物理を押さえることはSNRにおける宇宙線加速を解明するために非常に重要であると考えられる。

SNRの形成現場となる星間媒質は温度が約1万Kの広がった星雲間ガスの中に温度が約100K以下の冷たくて密度が星雲間ガスの100倍程度も高い濃密な星間雲が偏在している。そのような現実的な星間媒質で超新星爆発が発生すると、衝撃波が星雲間ガスと星間雲の間の密度不連続面と相互作用してRM不安定が成長する。この不安定性の成長自体は過去に多くの研究があるが、粒子加速で重要になる磁場を含んだ磁気流体力学の枠組みではあまり先行研究が無い状況であった。そこで我々は磁気流体力学方程式を数値的に解くシミュレーションの手法を用いて、RM不安定の成長と磁場増幅の因果関係の詳細について研究を行った。その結果、過去の研究が指摘していたように、RM不安定の成長が不連続面近傍の磁場増幅に直接関与している事実を突き止め、さらにRM不安定の線形成長率が直接磁場の成長率を与えているという新しい結論を得ることに成功した。また、若いSNRのみに限定していた磁場強度等の初期パラメータをより広い範囲にまで取ったシミュレーションを行うことで、RM不安定が非線形段階にまで成長して磁場増幅を行うことができる臨界初期磁場強度を導出することに成功した。さらに、衝撃波速度が相対論的である場合も考慮した一般的な線形解析を行った結果、従来のRM不安定の概念を超えた磁場や相対論的效果まで含めたより上位の線形不安定性を新たに発見することができた。これら一連の研究成果によってSNRにおける磁場増幅機構に対する理解が前進したのみならず、パルサーやガンマ線バーストといった様々な高エネルギー天体現象にも将来的に適応が可能な一般的な物理に対する知見を得ることができた。

RM不安定は本来密度が不連続に変化する媒質に発現する不安定性であるが、星間媒質には超音速乱流による擾乱を起源とする、密度コントラストがより小さく密度が滑らかに変化する非一様性も同時に内包されている。このような非一様性は星間雲が存在しない高銀緯領域に存在するSNRの理論モデルを作る際に重要になる。そこで、そのような非一様性を持った媒質にSNRを模した衝撃波を伝搬させる磁気流体力学シミュレーションを行った。その結果、密度コントラストが小さな非一様性に関してもRM不安定は成長し、磁場の発展に大きな影響を与えることが明らかになった。特に、RM不安定が生成する渦の非一様性は増幅される磁場の平均場の方向に大きな影響を与え、観測されるシンクロトロン放射の偏光方向を衝撃波面と平行な方向に同期させる効果を持つことが発見された。さらに、RM不安定の結果生じる衝撃波面の揺らぎは斜め衝撃波効果を経由することによって実際よりも大きな宇宙線加速効率を観測的に導いてしまうという問題点を新たに指摘

した。これらの研究成果は高銀緯領域や低密度領域で観測される SNR の観測結果の解釈にとって本質的に重要な文献となることが期待される。

柴田 徹

2010年に欧州原子核研究機構（CERN）の巨大加速器 Large Hadron Collider（LHC）が稼働をはじめた。この加速器のもともとの目的は、素粒子物理学の標準理論で唯一の未発見粒子であるヒッグス粒子の検出にあり、2012年に発見された。ヒッグス粒子の存在は質量の起源を標準理論で説明するためにはどうしても必要であり、翌2013年には提唱者であるアングレール博士とヒッグス博士にノーベル賞が授与されたのは記憶に新しい。

一方 LHC にはもう一つ重要な役割があった。天体ガンマ線の観測技術が近年非常に進歩し、地上（例えば CTA）でも衛星上（例えば Fermi-LAT）でも高エネルギーガンマ線の観測が可能になってきた。しかも両者のエネルギー領域が10—100 GeV あたりで重なるようになり、観測データの信頼性は格段に向上した。ガンマ線の起源は現在、陽子起源（宇宙線核子成分—銀河ガス衝突）と電子起源（電子成分—銀河光子衝突）が考えられる。このうち後者の素過程は電磁相互作用なので、電子密度や光子密度といった衝突環境さえ与えればガンマ線の生成断面積は正確に求めることができる。一方前者は強い相互作用に起因する中間子多重発生現象が絡んでおり単純ではない。しかも信頼できるガンマ線生成の加速器データも高エネルギー領域では少なく、どうしても多重発生モデルの不確定さが常につきまっていた。こうした中 LHC は TeV 領域のガンマ線生成断面積を膨大な統計量で提供し、ハドロン起源ガンマ線の解釈の不確定性を大幅に除去することができるようになった。

本研究では LHC データをもとに、陽子—陽子衝突によって生ずるガンマ線の生成断面積の定式化を試み、それは GeV 領域から PeV 領域まで適用できることを示した。LHC は重心系で 7 TeV の全エネルギーに達するので、地球静止系での入射陽子エネルギーは 24 PeV に対応し、これは 100 TeV のガンマ線生成にも十分適用できることを意味する。歴史的には LHC 以前にもいろいろな多重発生モデルがあったが、特に TeV 以上の高エネルギー領域でのガンマ線生成に対する加速器データとの一致は必ずしもよくなく、特に高エネルギー領域のガンマ線生成断面積の実験データが待たれていた。この実験は名古屋大と早稲田大のグループが中心になってそれぞれシリコン・ストリップ型検出器、シンチレーションファイバー型検出器を使って行われ（Adriani et al. 2011）、2次ガンマ線のエネルギー分布、角分布が報告された。我々は過去の低エネルギー領域の加速器実験と LHC 実験にいたる幅広いエネルギー領域（GeV—PeV 領域）で実験データをよく再現する半経験公式を見出した。

さらに我々は、ガンマ線生成断面積の半経験公式を基に、陽子—陽子衝突によって生成される電子と陽電子の生成断面積の導出にも成功した。これはガンマ線の元が中性パイ中間子（ π^0 ）であることから荷電パイ中間子（ π^+ , π^- ）にも適用可能であり、従って $\pi \rightarrow \mu + e$ 崩壊に起因する電子、陽電子の生成断面積も求めることができるのである。低エネルギー領域では励起核子生成の効果を考慮する必要がある点だけは異なるが、我々はこの効果もきちんと取り込んだ。また、これらの結果から、地球に降り注ぐ宇宙線電子成分の陽子起源の寄与を詳細に計算し、10 GeV 以上のエネルギー帯域の宇宙線電子成分の超過を確認した。さらに、数 GeV 以下の低エネルギー帯域では、太陽変調を考慮して計算した結果が、2013年夏に発表された AMS-02実験の測定結果とびつたり一致した。

現在、電磁相互作用、強い相互作用以外に起因する電子・陽電子の生成、例えばダークマター起源の可能性も指摘されている陽電子過剰問題もからんでくるので、今後ガンマ線と電子・陽電子の観測データと理論との比較はますます重要になってくる。尚、LHC は2015年4月より衝突エネルギーがさらにアップし、ガンマ線の生成断面積が実験室系で1 PeV まで可能になるので、これまでの半経験公式の検証と改良をさらに行うつもりである。

研究課題：海洋生物の医薬品等への活用とその知的資産マネジメント

プロジェクト代表：木村 純二

報告論集

『海洋生物の医薬品等への活用とその知的資産マネジメント』

執筆者 木村 純二 田代 朋子 菊池 純一 山崎 正稔 根岸 隆之
澤野 恵梨香 松本 芳嗣 後藤 康之 三條場 千寿 内山 真伸

<総括>

木村 純二

背景と目的

本研究は「海洋生物の医薬品等への活用とその知的資産マネジメント」と題し、2012年4月より2014年3月までの2年間遂行されたものである。

海洋生物は陸上生物と生育環境が大きく異なり、その特異な構造を持った代謝物には抗菌、抗腫瘍、抗ウイルスなどの多様な生理活性作用を持つことが知られている¹。

2004年に軟体動物 *Philineopsis speciosa* から微量得られた強い細胞毒性を有する26員環デブシペプチド kulokekahlide-2 (5S, 6S, 7S-Dtda, D-Hica, L-Ala, D-MePhe, MeGly, L-Leu, および D-Ala) が単離された²。そして、その数種の類似体も含め全合成が達成された。これらをヒトがん細胞株39系で評価したところ、有効濃度は十分低く、作用機作がユニークであるとの評価を受けた。

2008年に深海海綿 *Aaptos ciliata* から得られた c-Lys, MePhe, および 9-decenoic acid (Dece) から成るトリペプチド ciliatamide-A は感染症であるリーシュマニア症を引き起こす原虫に対する阻害作用を示ことがわかった³。リーシュマニア症とは日本にあまり馴染みがなく、熱帯・亜熱帯地方に蔓延する感染症で世界保健機構 (WHO) が指定する難病の一つである。治療薬としては antimony 製剤や amphotericin B などが知られているが、副作用が強くまた高価であるなどの問題があり、新規治療薬の開発が急がれている^{4,5}。

2008年に海藻の褐藻類アズマネジモクから得られた quinone 類は抗リーシュマニア活性を示し⁶、sargaquinoidatic acid と命名した quinoid terpene はリーシュマニア原虫に対し、*in vitro* 試験において amphotericin B と同等の阻害活性を示した。

海洋生物から得られたこれら3種類の化合物・誘導体の特許申請を行った。そのうち抗リーシュマニア薬については審査請求から特許権の設定まで異例の速さで権利化された⁷。知財の管理については、2004年から主宰している知財クリニックにおいて実務事例参照型健康管理モデルを構築していた⁸。

海洋天然物の *in vitro*、*in vivo* における生理活性試験 (抗ガン細胞試験、抗リーシュマニア活性試験、脳の発達に必要な甲状腺ホルモンに注目してバイオマーカー候補物質の同定) および知的資産マネジメントの各分野と協力して新薬候補物質の探索を目的とした。

以上の背景をもとに報告書を5章より構成した。

- 1章 強い細胞毒性をもつ kulokekahlide-2 誘導体の構造活性相関の研究 (生命科学コース：木村純二、田代朋子、根岸隆之)
- 2章 抗リーシュマニア活性を示す ciliatamide 誘導体の構造活性相関の研究 (生命科学コース：木村純二、東京大学大学院農学生命科学研究科：松本芳嗣、後藤康之、三條場千寿)
- 3章 抗リーシュマニア活性を示す sargaquinoidatic acid の研究
 - 3-1 単離精製と構造解析 (生命科学コース：木村純二、山崎正稔)
 - 3-2 合成法 (東京大学薬学部：内山真伸)
- 4章 生理活性物質測定法

4-1 抗リーシュマニア症の *in vitro* および *in vivo* の阻害作用評価 (東京大学大学院: 松本芳嗣、後藤康之、三條場千寿)

4-2 神経細胞の評価法の開発 (生命科学コース: 田代朋子、根岸隆之、澤野恵梨香)

5章 知財資産マネジメント (法学部: 菊池純一)

結果・結論

Kulokekahilide-2の 21-Ala、24-MePhe、および43-Alaの各アミノ酸の立体配置をかえた誘導体、D-MePheの *p*-位に塩素子を導入した誘導体、一部を欠損した類似体など数多く合成し、ヒト肺がん細胞 (A549)、ヒト慢性骨髄性白血病 (K562)、および乳腺ガン細胞 (MCF7) に対しての細胞毒性試験から構造活性相関を検討した。その結果、kulokekahilide-2が強い活性を示すには、21-L、24-D、および43-D体の組み合わせと環状型が重要であること、26員環デプシペプチドとそのエステル交換した24員環生成物とではその活性値にほとんど差がないこと、などがわかった。また、D-MePheの *p*-Cl誘導体やD-AlaのN-Me誘導体は強い活性を示し、特にD-*p*-Cl-MePhe誘導体はいずれの細胞に対しても天然物より100倍以上強い活性を示すことが明らかとなった。

簡単なトリペプチド ciliatamide Aの c-Lys、中央部の MePhe、そして Deceの3つの部位を種々かえた誘導体のリーシュマニア原虫に対する阻害作用を測定し、構造活性相関の検討を行った。阻害作用の強さは脂肪酸の炭素数に大きく依存し、c-Lys部位は単純なアミンでも活性を示すことが明らかとなった。*in vitro*において標準の amphotericin Bと同程度の強い阻害作用を示す簡単なアミン、MePhe、および炭素数10の脂肪酸からなるトリペプチドを見いだすことができた。

海藻からの強い抗リーシュマニア活性を示す sargaquinoidatic acidの絶対立体配置、そして安定性などを検討した。その結果、2位炭素原子の絶対立体配置は *R*体であり、熱や光に対して2'位の二重結合が異性化することを明らかにした。また、*in vivo*試験を行ったところ、sargaquinoidatic acid治療群は標準物質である AmBisome治療群 (amphotericin Bを ribosomeで加工した市販薬)と同様に治療開始時より減少し、脾臓や肝臓肥大は未感染時とほぼ変わらない程にまで減少した。天然化合物は微量で安定な供給ができないので、有機合成の検討を行った。まだ、全合成までには至らなかったが、quinone誘導体の4級炭素上にモデル化合物として geranyl基、次いでカルボン酸を導入することに成功した。これら誘導体は *in vitro*阻害試験において比較的高い活性を示した。

治療薬を開発するためには、迅速かつ精度の高い活性試験方法が必要である。抗リーシュマニア活性評価においては、sargaquinoidatic acidを用いて *in vitro*における原虫の培養条件、検査方法などの確立を行った。また、*in vivo*における腹腔内および経口投与の最適方法、評価法を確立した。「発達神経毒性」としての影響評価を検討するため、脳の発達に必須な甲状腺ホルモンに注目してバイオマーカー候補となる遺伝子、たんぱく質を同定することができた。

未開発国に蔓延するリーシュマニア症は、慈善目的で安価な創薬を図る企業にこの研究が継承されるように海外の企業も含めライセンス活動を行った。DNDi (Drugs for Neglected Diseases initiative: 顧みられない病気のための新薬開発イニシアティブ) をメガ・システムとして把握するための論理的構築を行った。DNDiのシステムは、知的財産に係る権利設定の制約を回避し、放置された病理的症候群が多発しやすい環境が常態であるとすれば、メガ・システムに基づく検討は急務であると結論された。

(参考文献)

1. 例えば、最近海綿から得られた化合物の類似体の eribulin という乳がん治療薬が市販されている。この薬は1986年にクロイソカイメンから単離した抗がん作用を示す環状エーテル化合物 (halichondrin B: 収量 $5 \times 10^{-4}\%$) の全合成を行っている過程で見つかった類似体である。Y. Hirata, D. Uemura, *Pure & Appl. Chem.*, **58**, 701-710 (1986).
2. Y. Nakao, W. Y. Yoshida, Y. Takada, J. Kimura, L. Yang, S. L. Mooberry, P. J. Scheuer, *J. Nat. Prod.*, **67**,

1332-1340 (2004).

3. Y. Nakao, S. Kawatsu, C. Okamoto, M. Okamoto, Y. Matsumoto, S. Matsunaga, R. W. M. van Soest, N. Fusetani, *J. Nat. Prod.*, **71**, 469-472 (2008).
4. S. L. Croft, G. H. Coombs, *Trends Parasitol* **19** (11), 502-508 (2003).
5. R. Lira, *et al.*, *J. Infect. Dis.*, **180** (2), 564-567 (1999).
6. 丸島春美、堀江将平、木村純二、日本化学会第88春季年会 1G3-54 2008.
7. ライセンス取得のため2011年4月に審査請求を行ったところ、2011年6月に特許権の設定登録がなされた。審査請求から特許権の設定までに平均29.6ヵ月という年月が通常かかるのに比べ大変早い審査で、この化合物の有用性が認められた(特許番号4762381、2011/6/17)。
8. 菊池純一 “知財管理” **61** (10) 1457-1469 (2011).

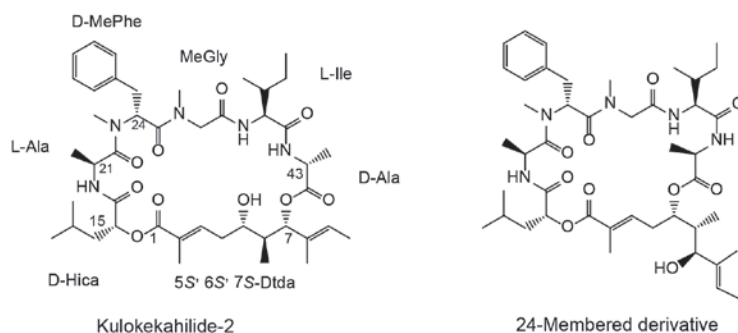
<要約>

木村 純二

1章 細胞毒性を有する kulokehahilide-2の研究

ハワイ産軟体動物 *Philinosis speciosa* より得られた細胞毒性の強い kulokehahilide-2は下図に示すように D-Ala、L-Ile、MeGly、D-MePhe、そして L-Ala の5つのアミノ酸と D-leucinic acid (D-Hica) と (5S, 6S, 7S, 2E, 8E)-trimethyl-5,7-dihydroxy-2,8-decadienoic acid (5S, 6S, 7S-Dtda) の2つのヒドロキシ酸からなる環状デプシペプチドである。この化合物の全合成を成し遂げ、アミノ酸の立体配置や置換基をかえた誘導体を種々合成した。その過程でラクトン部がエステル交換を起こし24員環化合物に異性化することがわかった。これらの誘導体のヒト肺がん細胞 (A549)、ヒト慢性骨髄性白血病 (K562)、および乳腺ガン細胞 (MCF7) に対する細胞毒性試験から構造活性相関を検討した。強い活性を示すには環状デプシペプチドであること、21-Alaの立体配置が重要であること、43-D-Alaの N-Me 化誘導体は活性が強いこと、24-D-MePheを24-D-*p*-Cl-MePheにかえた誘導体は天然物の100倍も活性が強いこと、そして細胞毒性の作用機作は他に報告されている aurilideなどの類似環状デプシペプチドと異なること、などがわかった。最近5S, 6S, 7S-Dtda 部位に体内動態を調べるために有効なポジトロン断層法 (PET) を利用できる¹¹C 導入に成功し、制癌剤創製のリード化合物として医薬品開発に大きく貢献できる可能性を示した¹。

本章の内容はほとんど論文として発表し、また天然物を含む数種の誘導体のヒトがん細胞株39系などの評価データが化学療法基盤支援活動より公開されている²⁻⁴。



(参考文献)

1. C. Han, H. Doi, J. Kimura, Y. Nakao, M. Suzuki, *Int. J. Org. Chem.*, **4**, 269-277 (2014).

(業績)

2. M. Umehara, T. Negishi, Y. Maehara, Y. Nakao, J. Kimura, *Tetrahedron*, **69**, 3045-3053 (2013).

3. M. Umehara, T. Negishi, T. Tashiro, Y. Nakao, J. Kimura, *Bioorg & Med. Chem. Lett.*, **22**, 7422-7425 (2012).
4. Y. Takada, M. Umehara, R. Katsumata, Y. Nakao, J. Kimura, *Tetrahedron*, **68**, 659-669 (2012).

2章 抗リーシュマニア活性を示す ciliatamide 誘導体の構造相関の研究

深海海綿 *Aaptos ciliata* より単離された環状 L-Lys (L-c-Lys)、L-MePhe、および9-decenoic acid (Dece-) からなるトリペプチド ciliatamide A は、感染症である抗リーシュマニア症活性を示すことが報告されている(リーシュマニア症の詳細は4章で述べる)¹。しかし、c-Lys と MePhe の2つの立体配置を組み合わせた4種の異性体を合成して旋光度を測定したところ、天然物の立体配置は D-c-Lys、D-MePhe であることがわかった^{2,3}。

これら4つの異性体のリーシュマニア原虫に対する阻害率は、それぞれ D-c-Lys-D-MePhe-Dece 85%、L-c-Lys-L-MePhe-Dece 55%、D-c-Lys-L-MePhe-Dece 75%、L-c-Lys-D-MePhe-Dece 70%であった(試料10 μ g/mL、標準物質の amphotericin B の阻害率を100%)。構造活性相関の検討のために、中央の D-MePhe と固定し c-Lys と Dece の部分をかえた誘導体を種々合成した。

c-Lys の代わり環状アミンである cycloheptyl amine (c-Hep-) の誘導体 (c-Hep-D-MePhe-Dece) の阻害活性は70%であったので、簡便なジペプチド c-Hep-D-MePhe を用いて脂肪酸部位の検討を行った。Dece と同じ炭素数10の飽和脂肪酸である decanoic acid (Deca-) にかえた誘導体 (c-Hep-D-MePhe-Deca) の阻害率は60%で、末端の二重結合の影響はあまりないことがわかった。飽和脂肪酸の butanoic acid (But) および stearic acid (Ste-) を用いた誘導体 (c-Hep-D-MePhe-But、c-Lys-D-MePhe-Ste) の場合には、阻害率は6%、0%と極端に低下した。炭素数10の脂肪酸が活性を示すことより、ジペプチド D-MePhe-Dece を用いて c-Lys の部位を6員環のアミノ酸 c-Orn や環状アミン cyclohexyl amine (c-Hex-) 鎖状4-heptylamine (4-Hep-)、芳香環アミン benzylamine (Ben-) などの誘導体を調べたところ、これら誘導体の活性は構造との規則性がなかったが、4-Hep-MePhe-Dece と Ben-MePhe-Dece は、標準の amphotericin B とほぼ同等な活性を示した (98%、91%)³。

以上の結果、活性には脂肪酸部位の炭素数に影響しアミン部分はそれほど影響しないことがわかった。天然物の ciliatamide A より安価で容易に得られる活性の強いトリペプチドを開発することができた。

(参考文献)

1. Y. Imae, K. Takada, S. Okada, Y. Ise, H. Yoshimura, Y. Morii, S. Matsunaga, *J. Nat. Prod.*, **76**, 755-758 (2013).
 2. J. A. Lewis, R. N. Daniels, C. W. Lindsley, *Org. Lett.*, **10**, 4545-4548 (2008).
- (業績)
3. 秋山将太、中尾洋一、松本芳嗣、後藤康之、三條場千寿、長田康孝、梅原将洋、木村純二、第55回天然有機化合物討論会要旨集、2013年9月。

3章 抗リーシュマニア活性化合物 sargaquinoidatic acid の研究

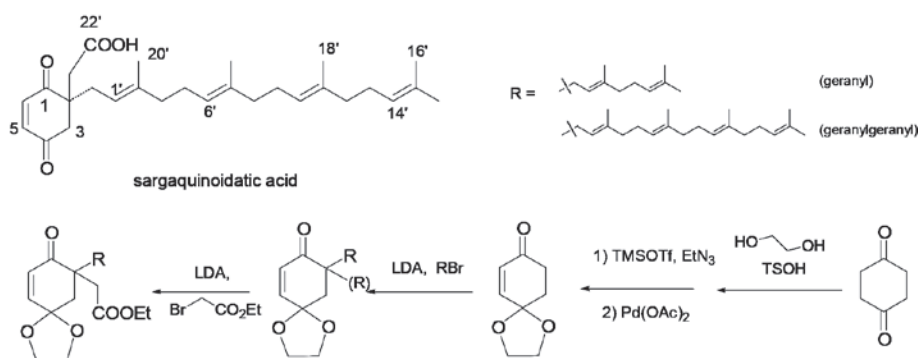
褐藻類ヒイバマタ目ホンダワラ科アズマネジモクの脂質成分から quinone 類を探索し、そのリーシュマニア原虫に対する阻害作用を調べた。そのうち市販薬 amphotericin と同程度の阻害作用を示す quinoid terpene を見だし、sargaquinoidatic acid (以下1と略す) と命名した。

神奈川県真鶴岬で採取した褐藻アズマネジモクを MeOH/CHCl₃ を用いて1週間室温で浸漬し脂質を抽出した。得られた抽出物を40% EtOAc/Hexane を用いたフラッシュカラムクロマトグラフィーで粗分離、次いで ODS-HPLC (Inertsil ODS-P 20 \times 250mm、検出器 UV 210nm、移動相90% MeCN/H₂O) 繰り返し用いて精製した(収率: 3~5 \times 10⁻²%)。化合物1の HRFABMS *m/z* 441.3019 [M+H]⁺ (calcd for C₂₈H₄₁O₄ 441.3005) から、C₂₈H₄₁O₄ の組成式であることがわかり、各種 NMR 測定、NOESY 相関より、下図に示す構造で二重結合の立体配置はすべて E 配置であることが明らかとなった。また、2位の不斉中心の絶対立体配置

は CD 励起子キラリティー法により R 配置であることがわかった。

活性試験などを行う上で、1 の安定性を知ることは重要である。そこで、1 の MeOH 溶液を UV ランプ (254 nm) で 20 h 照射し、HPLC によりその分解生成物を追跡した。その結果、1 の 2' 位二重結合が異性化された化合物が 20% 得られ、1 が 70% 回収された。UV 照射による分解生成物は 1 のモル濃度に大きく影響し、生成物が煩雑になるので、熱による安定性を検討した。化合物 1 を 90% MeCN 水溶液中で 23 時間加熱還流したところ、1 の 2 位側鎖が転移した 2 種類の異性体が生成していることがわかった。

次に 1 の全合成を目的として下図に示すような計画をたてた。すなわち、quinone 部位の片方のカルボニル基をアセタールで保護したエノン体を合成し、これに側鎖導入による四級炭素構築を行った。合成したエノン誘導体に geranyl 基の導入を試みたところ、1 つ導入された目的物の他に 2 つ導入された副生成物も得られた。さらにカルボン酸部位導入のため、塩基でエノラートとした後に、ethyl bromoacetate との反応により 1 と同じ官能基を有している誘導体を合成できた。化合物 1 がもつ geranylgeranyl 基を導入するため、オレフィンメタセシスを用いたルートなどを検討したが、副生成物が多数生成し目的物を単離精製することができなかった。これら合成過程で得られた化合物の活性試験を行ったところ、1 よりは活性が低い天然より得られた他の quinone 類と比べ高い活性を示した。



Sargaquinoidatic acid (1) の合成計画

(謝辞)

海藻の生態や同定に関し長きにわたり多大なるご指導を頂きました、相模湾海藻調査会主幹 海洋科学博士 高橋昭善先生に心より厚く御礼申し上げます。また、CD 励起子キラリティー測定および解析にご指導頂きました、東邦大学理学部 准教授 桑原俊介先生に深く感謝いたします。

4 章 生理活性物質測定法

4-1 抗リーシュマニア症の *in vitro* および *in vivo* の阻害作用評価

リーシュマニア症は主として皮膚型と内臓型 (Kala-azar) に大別され、そのうち内臓型リーシュマニア症は発熱、貧血、肝脾腫、消瘦などを呈し、適切な治療が施されなければ致死的である。世界中で年間 50 万人の人々が犠牲になっており、そのうち 6 万人が毎年死亡している。リーシュマニア原虫には 2 つの発育ステージがあり、サシチヨウバエ中腸内における前鞭毛型 (プロマスティゴート) と哺乳動物細胞内における無鞭毛型 (アマスティゴート) である。現在リーシュマニア症の治療薬として主に 5 価のアンチモン製剤である Sodium antimony gluconate (SAG) が広く用いられているが、副作用が強いこと、また近年薬剤耐性原虫の出現が問題となっており、新規治療薬の探索が緊急の課題である。

アズマネジモクより単離したキノン類に着目し、10 種について *in vitro* におけるプロマスティゴート抗リーシュマニア症活性を検討した。10 種類の化合物のうち 6 種類が 50% 以上の増殖抑制効果を示しその中でも sargaquinoidatic acid (1) はコントロールとして用いた amphotericin B と同様 100% の増殖抑制効果を示した。

そこで *in vitro* において最も効果を示した 1 の *in vivo* における抗リーシュマニア症活性について検討した。

1) 化合物1の抗リーシュマニア症活性（皮膚型）

Leishmania major (MHOM/UZ/91/PM2) の培養プロマスティゴートを BALB/c マウスに 1×10^7 尾根部に皮内接種し、感染12週後から1腹腔投与（200 μ g/頭）を4週間行い、治療が終了した1週間後まで皮膚病変の大きさを測定した。未治療群の皮膚病変は治療開始後も増大し続けているのに対して、1の治療群は皮膚病変の増大が抑制され、皮膚型の治療に効果を示した (Fig 1)。

2) 化合物1の抗リーシュマニア症活性（内臓型）

Leishmania donovani (MHOM/NP/03/D10) の培養プロマスティゴートを BALB/c マウスに 1×10^8 腹腔内に接種し、感染49日後に剖検し、内臓型リーシュマニア症を発症していることを確認した後、治療を開始した。Sargaquinoidatic acid は腹腔投与で合計30日間行い、始めの14日間は1 mg/頭、残りの16日間は2 mg/頭の量を投与した。コントロールとして既存の治療薬である AmBisome を用い、200 μ g/頭の量を30日間投与した。いずれの群も治療が終了した次の日に剖検した。感染アマスティゴート数を評価するために、脾臓、肝臓の押捺標本を用いて Leishman Donovan units (宿主有核細胞当たりのアマスティゴート数に臓器重量 mg を掛けた数値, LDU) を計数した。未治療群の脾臓 LDU は1000以上、肝臓は2500以上の値を示し、治療開始時（感染49日後）と比較して大幅に増加した。一方、1の治療群の脾臓、肝臓では AmBisome 治療群と同様、感染アマスティゴートは観察されず、双方の LDU とともに0であった。また、両臓器を用いて培養を行った結果についても、両臓器において生存している原虫は分離されず、完全に原虫が排除されたと考えられる。さらに、治療による脾腫の改善を評価するために、脾臓重量を測定した。未治療群の脾臓は治療開始時と比較して増加し、未感染時の5倍以上にまで増大した。一方、1の治療群は AmBisome 治療群と同様、治療開始時より減少し、未感染時とほぼ変わらない程にまで減少した (Fig 2)¹。そこで、同様な方法で短期間治療を試みた。*Leishmania donovani* の培養プロマスティゴートを BALB/c マウスに 1×10^8 腹腔内に接種し、感染42日後から1の腹腔投与（45mg/頭 \times 3回/日）を5日間行い、治療が終了した7日後に剖検した。脾臓、肝臓の押捺標本を用いて LDU を計数した結果、未治療群の脾臓、肝臓 LDU は、治療開始時（感染42日後）と比較して大幅に増加した。一方、1の治療群の脾臓、肝臓では感染アマスティゴートは観察されず、双方の LDU とともに0であった。また、脾臓重量を測定した結果、未治療群の脾臓は治療開始時と比較して増加したのに対して、1の治療群は治療開始時より減少し、短期間投与でも効果を示した。

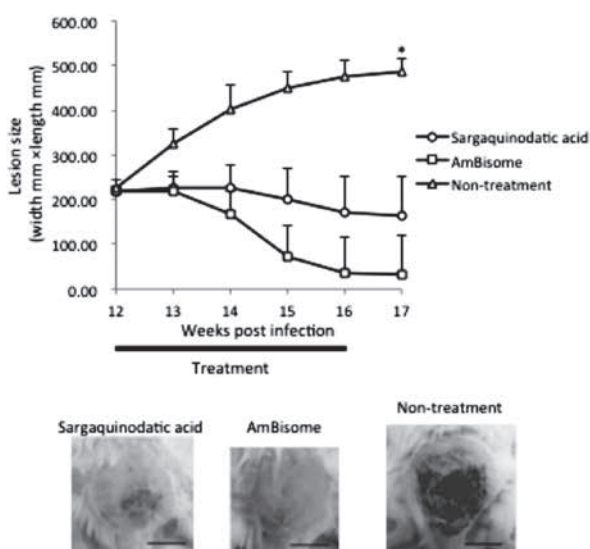


Fig 1. Sargaquinoidatic acid (1) 投与による皮膚病変の増大抑制

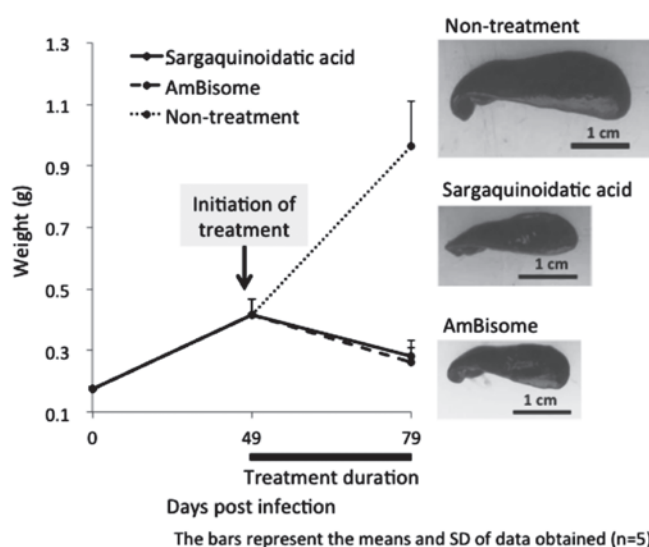


Fig 2. Sargaquinoidatic acid (1) 投与による脾臓の改善

3) 褐藻類 *Sargassum yamadae* 抽出物の経口投与による抗リーシュマニア症活性

Leishmania donovani (MHOM/NP/03/D10) の培養プロマスティゴートを BALB/c マウスに 1×10^8 腹腔

内に接種し、感染42日後から海藻抽出物経口投与（0.5g/頭）を5日間行い、治療が終了した21日後に剖検した。脾臓、肝臓の押捺標本を用いてLDUを計数した結果、海藻抽出物経口治療群では未治療群と比較し感染アムスティゴート数は低く、明らかに原虫増殖が抑制されていた。また、脾臓重量を測定した結果、海藻抽出物経口治療群では未治療群と比較して脾臓重量の増加が抑えられていた。海藻抽出物の経口投与においても抗リーシュマニア症活性を示した。

以上の結果より、海藻アズマネジモクより得られた1は、*in vivo*においても殺原虫効果、さらに脾腫の改善が見られ、抗リーシュマニア症活性を示した。また、1の投与を短縮させた場合でも同等の効果が見られたこと、さらに本海藻からの抽出物を経口投与した場合でも効果が見られたことから、短期間の治療でも効果が得られる治療薬、また経口投与薬としての可能性が考えられた。また、皮膚型リーシュマニア症の治療だけでなく、内臓型リーシュマニア症にも効果が見られたことから、病型の異なる双方のリーシュマニア症に効果を示す治療薬になりうることも考えられた。今後更なる解析が必要と言えるが、本海藻から単離された sargaquinodatic acid (1) はリーシュマニア症治療薬として多いに有望であると考えられる。

4-2 神経細胞に対する生理活性物質の評価法の開発

胎生後期から生後初期にかけて、脳では神経回路が盛んに形成され、機能的な発達を遂げるが、この過程には外界からの刺激や血流を介して脳に到達するさまざまな生理活性物質が重要な役割を果たすことが知られている。しかしながら、脳のどの部位に、いつ、どのような影響を与えるのかを個々の物質について調べるのは大変な労力と時間を要する。私達は脳の発達に必須のホルモンである甲状腺ホルモンを例にとり、生後4日から28日のラットを用いて、脳内5部位の感受性を調べるとともに、 γ -アミノ酪酸（GABA）を伝達物質とするシステムに注目してその発達経過を検討し、発達異常を検出するためのマーカータンパク質の選定を試みた。成体の脳で代表的な抑制性伝達物質として機能するGABAは、最も初期から発現する神経伝達物質であるが、初期には興奮性に機能し、神経回路形成期にその機能が抑制性に切り替わる。解析の結果、この切り替わりに関わる神経特異的Cl⁻輸送体（KCC2）およびGABA合成酵素のうちシナプスに局在するGAD65の二つのタンパク質の発現が鋭敏に発達状況を反映すること、また、多種類のGABA神経細胞のうち、遅くに分化するサブタイプであるパルブアルブミン陽性細胞も発達の遅れに伴って減少すること、を見出した²。これらは脳の発達に対するさまざまな物質の影響を効率的に調べるマーカーとして利用できると考えられる。

細胞毒性試験のヒト肺がん細胞（A549）、ヒト慢性骨髄性白血病（K562）、および乳腺ガン細胞（MCF7）については紙面の都合上省略した³。

（業績）

1. 長田康孝、三條場千寿、木村純二、後藤康之、松本芳嗣、第82回日本寄生虫学会、2013年3月。
2. Sawano E, Takahashi M, Negishi T, Tashiro T. (2013) Thyroid hormone-dependent development of the GABAergic pre- and post-synaptic components in the rat hippocampus. *International Journal of Developmental Neuroscience*, **31**, 751-761.
3. 1章の業績3を参照。

5章 知的資産マネジメント

メガ・システムとは、「第一要素は、惑星規模（Planet size oriented）でシステムを考えるという点である。第二要素は、国境、分野の垣根などを飛び越える、いわゆる境界を越えた仕組み（Global spread）を考えるという点である。そして、第三要素は、必ずしも競争原理に依拠した功利的な考え方の枠組みにはまらず、あるいは、第三者との意見調整において多数の論理にはまらない工夫がなされつつある、それゆえ、多重構造（Plural structured）の原理原則で実施を考えざるをえない。」これら三要素を兼ね備えた複合システムである。DNDi（Drugs for Neglected Diseases initiative）は、まさに、これらの要件を満たすものであり、情報の発

信者側からの視座のみならず、情報の受け手側からの視座との調整機能を配備し、また、事前に設計せざるを得ない。メガ・システム内で生じる各種の調整コストは肥大する傾向にあり、それゆえ、垣根を越えた組織間の統括機能を発揮できるマネジメント体制が求められる。その調整の根底には、互惠に基づく信頼関係の構築が必要であり、かつ、不信感の醸成が飛散しないように情報のリスク・マネジメントが求められる。

世界保健機構（WHO）がイニシアティブを取る DNDi の枠組みは、罹患者救済主義（Patients' needs-driven）と非営利基準新薬開発（non-profit drug R&D）の二要素を組合せることによって、放置された病理的症候群（Neglected Diseases）を撲滅するというものである。現在、グローバルな視野から 7 種類の難病が対象となっている。例えば、皮膚粘膜リーシュマニア症に関して、営利基準の下で高価かつ副作用が多発する薬剤は存在するが、自然物由来の抗リーシュマニア活性物質の開発は進んでいない。

新薬開発の動力源は、知的財産と薬事行政に係る制度の改廃であるとしても過言ではない。制度改廃の大きなパラダイムの一つに、「属地主義に基づく論理から国際協調の論理へ」という流れがある。これは、薬事法、医師法等の国内法に依拠して、国の枠組みの中で成長してきた医薬品業界にとっては、国境を越えた情報から強く影響されることを意味する。そのことが、医薬品に関する国民的なレベルではなく、国際的なレベルにおけるステークホルダーに対処しなければならず、必然的に、全球的規模で巨大な情報網を扱える組織体が必要されることになる。特に、世界に分散して存在し、かつ、多様な文化的、民族的資質を備えた発展途上国からの消費圧力は強くなっている。したがって、巨大な物流網を扱えるシステム機能が必要になる。DNDi のシステムは、そのような潮流の中に座している。

もう一つの原因が知的財産である。医薬品の知的財産は、特定の物質特許に依存している。つまり、病理現象を抱えた人間に対して、特定の異物を投与することによって、主たる病理現象を制御する。その異物が体内において副次的現象を引き起こし、その現象を制御する新たな物質投与が必要になる。このように、特定物質をスパイラル的に投与することに依存した医薬処方が行われている。このため、特定の物質を探し出すためには、高額で時間のかかる研究開発のスタイルが採択されている。しかし、このような医薬処方には限界が訪れていると見るのが妥当である。限界の一つは、収益事業の中心にあった、主要な事業医薬の特許期間が次々と切れ、ジェネリック医薬品による企業間競争が激しくなっていることである。限界のもう一つは、特定物質に依存した悪循環を回避するため、遺伝子操作などによる再生医療型や未病状態から健康を確保する予防医薬型への転換が進行していることである。したがって、医薬品の知財ポートフォリオを再編する活動が加速している。DNDi のシステムは、知的財産に係る権利設定の制約を回避することにある。放置された病理的症候群が多発しやすい環境が常態であるとすれば、メガ・システムに基づく検討は急務であると考えられる。

（業績）

1. 菊池純一、村上恭一、金井司、田村直“青山ビジネスロー・レビュー”青山学院大学、22（1）、1-35（2012）。
2. 竹田由美子、菊池純一、村上恭一“知財のビジネス法務リスク”菊池純一 編著 第14章 187-201（2014）。

〈あとがき〉

本プロジェクトは、製薬企業と異にする大学内の研究環境において、新薬候補物質の探索を短期間でどこまで遂行されるかを試みた。化学科から化学・生命科学科へ改組した際に尽力された田代朋子教授と木村はこのプロジェクト終了と同時に定年退職となった。今後は、慈善目的で安価な創薬を図る企業にこの試みが継承されるようライセンス活動が行われることを希望する。また、脳神経に関与したたんぱく質を同定できたことは、今後天然物の小分子との相互作用を研究するために重要な足跡を残した。

最後に、総研事務局の渡邊奈穂美様をはじめスタッフの皆様、また共同研究者の方々に厚く御礼申し上げるとともに、所報の執筆は代表である木村が行ったので至らぬ箇所が多々あることをご容赦いただきたい。

Ⅱ. 研究プロジェクト資料

【総合文化研究部門】（1年目）

研究部	研究課題	研究期間	氏名	兼担等の種別	学部（研究科）・職位	2015年度研究内容
課題別b	株式市場に関する国際比較調査～投資家心理からのアプローチ～	3年	亀坂 安紀子	兼担・代表	経営学部・教授	調査の総括、データ構築、調査結果についての報告書作成、国際ワークショップ開催
			高橋 文郎	兼担	国際マネジメント研究科・教授	調査全体へのコメント、回答者の紹介、調査結果の公表方法の検討
			小林 孝雄	兼担	国際マネジメント研究科・教授	国際ワークショップ開催、活動結果の公表
			島田 淳二	兼担	経営学部・教授	調査票原案と調査結果についての報告書原案へのコメント
			芹田 敏夫	兼担	経済学部・教授	調査票原案と調査結果についての報告書原案へのコメント
			筒井 義郎	客員研究員	甲南大学経済学部・教授	過去の調査の引継、作業全体へのコメント
キリスト教文化	贖罪思想の社会的影響の研究	3年	森島 豊	兼担・代表	総合文化政策学部・准教授	英国贖罪思想史
			大島 力	兼担	経済学部・教授	旧約聖書における贖罪理解
			高砂 民宣	兼担	経営学部・准教授	新約聖書における贖罪理解
			須田 拓	客員研究員	東京神学大学・常勤講師	ピューリタン神学における贖罪思想

【領域別研究部門】（1年目）

研究部	研究課題	研究期間	氏名	兼担等の種別	学部（研究科）・職位	2015年度研究内容
自然科学	大学生の健康増進のためのヘルステスト開発の試み	2年	安井 年文	兼担・代表	教育人間科学部・教授	研究の統括（データの収集および分析、ヘルステストの作成を含む）
			井上 直子	兼担	教育人間科学部・教授	データの収集および分析
			遠藤 俊典	兼担	社会情報学部・准教授	データの収集および分析、ヘルステストの作成
			加藤 彰浩	兼担	教育人間科学部・助手	データの収集および分析、ヘルステストの作成
			有川 星女	兼担	教育人間科学部・助手	データの収集および分析、ヘルステストの作成
			宮崎 純一	兼担	経営学部・教授	研究対象者の確保およびデータの収集
			田村 達也	兼担	教育人間科学部・助手	データの収集および解析作業
			片岡 悠妃	兼担	教育人間科学部・助手	データの収集および解析作業
			吉田 政幸	客員研究員	びわこ成蹊スポーツ大学・准教授	研究対象者（大学生）の「からだ」、「こころ」の健康についての調査
			北村 哲	客員研究員	びわこ成蹊スポーツ大学・専任講師	研究対象者（大学生）の「からだ」、「こころ」の健康についての調査

【総合文化研究部門】（2年目）

研究部	研究課題	研究期間	氏名	兼担等の種別	学部（研究科）・職位	2015年度研究内容
課題別a	タイ人日本語学習者の学びを支援する一書く能力・話す能力向上へ向けたICT活用と日本語教育のコラボレーション	3年	稲積 宏誠	兼担・代表	社会情報学部・教授	全体統括
			宮治 裕	兼担	社会情報学部・准教授	ICT活用とコーパスの公開
			寺尾 敦	兼担	社会情報学部・准教授	日本語教育へのICT活用
			大野 博之	客員研究員	東京医療保健大学・助教	日本語教育へのICT活用
			Kanokwan Laohaburanakit KATAGIRI	客員研究員	Chulalongkorn University Assoc. Prof.	タイ人学習者の話し言葉コーパス構築とその活用
			萩原 孝恵	客員研究員	山梨県立大学国際政策学部国際コミュニケーション学科・准教授	タイ人学習者の話し言葉コーパス構築とその活用
			Iketani Kiyomi	客員研究員	Chulalongkorn University Lecturer	タイ人学習者の話し言葉コーパス構築とその活用

研究部	研究課題	研究期間	氏名	兼担等の種別	学部(研究科)・職位	2015年度研究内容
課題別 b	自校史研究と教育実践モデルの開発—青山学院史研究—	3年	杉浦 勢之	兼担・代表	総合文化政策学部・教授	万代順四郎と青山学院
			長谷川 信	兼担	経営学部・教授	自校史教育の展開
			梅津 順一	兼担	総合文化政策学部・教授	戦中・戦後の青山学院／マクレイ研究
			杉谷 祐美子	兼担	教育人間科学部・教授	自校教育のプログラム内容と自校史の位置づけ
			シュー土戸 ポール	兼担	文学部・准教授	メソジストの世界的高等教育政策／ガウチャー研究
			小林 和幸	兼担	文学部史学科・教授	草創期の青山学院に関する史料的研究
			伊藤 真利子	客員研究員	静岡英和学院大学・講師	日本における教育制度の展開と米山梅吉研究
			酒井 豊	客員研究員	教育人間科学部名誉教授	日本におけるメソジスト教育史
			浅田 厚志	客員研究員	株式会社出版文化社(代表取締役社長) 総合文化政策学研究科一貫制博士課程5年	経営数字の推移で見る青山学院の歴史
			佐々木 竜太	客員研究員	清和大学短期大学部・専任講師	青山スタンダード科目「青山学院大学の歴史」の実践とその意義

【領域別研究部門】(2年目)

研究部	研究課題	研究期間	氏名	兼担等の種別	学部(研究科)・職位	2015年度研究内容
人文科学	英日語の「周辺部」とその機能に関する総合的対照研究	2年	小野寺 典子	兼担・代表	文学部英米文学科・教授	日英語の周辺部現象
			澤田 淳	兼担	文学部日本文学科・准教授	日英語の周辺部現象
			DIAS, J. V.	兼担	文学部英米文学科・教授	日英語の周辺部現象
			Elizabeth C. Traugott	客員研究員	スタンフォード大学・名誉教授	日英語の周辺部現象
			東泉 裕子	客員研究員	青山学院大学・非常勤講師	日英語の周辺部現象
	“近世”とは何か—世界史的考察—	2年	武内 信一	兼担・代表	文学部・教授	総括：中近世英語学(中世主義論)
			青木 敦	兼担	文学部・教授	ヨーロッパ・アジア近世論
			狩野 良規	兼担	国際政治経済学部・教授	近世英米コミュニケーション論
			佐伯 真一	兼担	文学部・教授	日本中近世文学(武士道論)
			大屋 多詠子	兼担	文学部・教授	江戸時代文学と王権論
			岩田 みゆき	兼担	文学部・教授	日本近世史料論・開国と近代化
			秋山 伸子	兼担	文学部・教授	フランス近世文学論
	渡辺 節夫	客員研究員	青山学院大学・名誉教授	ヨーロッパ中世社会の変容と近世		
	自然科学	原子を用いた新量子技術創成のための基礎研究	2年	前田 はるか	兼担・代表	理工学部物理・数理学科・教授
北野 健太				兼担	理工学部物理・数理学科・助教	磁気光学トラップシステムの改良、及び幾つかの原子分光実験の遂行
水谷 由宏				客員研究員	上智大学理工学部機能創造理工学科・助教	磁気光学トラップ装置、及び予備的装置を用いた分光実験を行い、得られた分光スペクトルの解析を行う
英語化授業における日本語注釈つき学習教材の半自動生成と、当該教材を用いた学習促進の研究		2年	鷺見 和彦	兼担・代表	理工学部 情報テクノロジー学科・教授	全体システム評価改良設計、口述筆記・翻訳API(共同研究)推進
			戸辺 義人	兼担	理工学部 情報テクノロジー学科・教授	ネットワークシステム、口述筆記・翻訳システム詳細設計改良、国際化授業コンテンツ作成
			佐久田 博司	兼担	理工学部 情報テクノロジー学科・教授	授業配信サーバー、Web システム、教育システムの構築と運用
			LOPEZ, Guillaume	兼担	理工学部 情報テクノロジー学科・准教授	映像メディアサーバー、国際化授業コンテンツ作成
			REEDY, D. W.	兼担	理工学部・教授	口述筆記翻訳監修・英語教育の観点での評価改良

【総合文化研究部門】（3年目）

研究部	研究課題	研究期間	氏名	兼任等の種別	学部（研究科）・職位	2015年度研究内容
課題別	青山キャンパス防災 時空間情報システムの 開発研究	3年	岡部 篤行	兼任・代表	総合文化政策学部・教授	防災時空間情報システム、全体統括
			日吉 久礎	兼任	理工学部経営システム工学 科・准教授	避難経路シミュレーションモデルの評価法
			杉浦 勢之	兼任	総合文化政策学部・教授	防災関連組織の在り方とその連携法

【総合文化研究部門】

研究部	研究課題	研究期間	氏名	兼担等の種別	学部(研究科)・職位	研究分担
キリスト教文化	3.11以降の世界と聖書一言葉の回復をめぐって	3年	福嶋 裕子	兼担・代表	理工学部・准教授	プロメテウスの神話をめぐる技術知と聖書解釈
			大宮 謙	兼担	社会情報学部・准教授	ベトロの湖上歩行：伝承史的考察
			左近 豊	客員研究員	日本基督教団美竹教会 主任担当教師(牧師)	危機を生き抜く信仰者と教会：聖書とサバイバル

【領域別研究部門】

研究部	研究課題	研究期間	氏名	兼担等の種別	学部(研究科)・職位	研究分担
人文科学	現代詩・演劇と戦争・紛争・災害一癒しの倫理と表現の探求	2年	伊達 直之	兼担・代表	文学部英米文学科・教授	独立達成後のアイルランドにおける、対英独立戦争・内乱時の歴史化と詩的な想像力との関係
			外岡 尚美	兼担	文学部英米文学科・教授	戦争の言説と演劇的想像力の関係
			佐藤 亨	兼担	経営学部・教授	北アイルランド紛争と演劇的想像力の関係
			堀 真理子	兼担	経済学部・教授	戦争表象の推移と劇作家の反戦意識を現代英米演劇の想像力という観点から探る
社会科学	ラテンアメリカにおける地域統合・地域主義の新たな展開	2年	幸地 茂	兼担・代表	地球社会共生学部・教授	地域統合論によるラテンアメリカ地域統合の分析
			菊池 努	兼担	国際政治経済学部・教授	地域統合論に基づく理論的・実証的研究
			岩田 伸人	兼担	経営学部・教授	ラテンアメリカの経済統合政策
			Philippe De Lombaerde	客員研究員	国連大学地域統合比較研究センター(UNU-CRIS) 副所長	ラテンアメリカと地域統合の経済学的分析
			José Briceño Ruiz	客員研究員	ロス・アンデス大学(ベネズエラ) 准教授	国際関係論・歴史学に基づくラテンアメリカの地域研究統合
	国際刑事法の形成と日本法の受容・発信についての基礎研究	2年	新倉 修	兼担・代表	法務研究科・教授	総括
			安藤 泰子	兼担	法学部・教授	国際刑事法の調査と文献資料の整理
			高佐 智美	兼担	法学部・教授	比較憲法および人権法の調査
			宮崎 万壽夫	兼担	法務研究科・特任教授	刑事実務との比較調査
			Coop, S. L.	兼担	法学部・准教授	国際刑事法および国際人権法の調査および調査票の整理と英語表現のチェック
竹村 仁美	客員研究員	愛知県立大学外国語学部・准教授	国際刑事裁判所および国際会議の動向調査と日英専門用語対照表の作成			
自然科学	機能性分子骨格ジアリールポリインの電子励起状態	2年	鈴木 正	兼担・代表	理工学部 化学・生命科学科・教授	研究総括
			武内 亮	兼担	理工学部 化学・生命科学科・教授	分子設計と合成
			磯崎 輔	兼担	理工学部 化学・生命科学科・助教	分光計測/量子化学計算
	数学系講義を補完する自習システムの構築	2年	寺尾 敦	兼担・代表	社会情報学部・准教授	授業で使用された教材をもとにウェブ教材を作成
			矢野 公一	兼担	社会情報学部・教授	授業で使用する教材の作成
			伏屋 広隆	兼担	社会情報学部・准教授	授業で使用する教材の作成
			高村 正志	兼担	社会情報学部・助教	授業で使用する教材の作成

2014年度総合研究所 公開講演会等開催状況

日 時	タ イ ト ル	講 師 等	場 所	主 催
14.12.7 14:30~ 16:30	Elizabeth Closs Traugott 教授 講演会 演題: The pivotal role of linguistic context in constructional change	講師 Professor Dr. Elizabeth Closs Traugott (Stanford University)	17号館6階 本多記念国際会議場	人文科学研究部 「英日語の『周辺部』とその機能に関する総合対照研究」 共催: 日本語用論学会
15.1.31 14:00~ 15:30	講演会 創造から新しい創造へ キリスト教から見た津波・フクシマへの一つの観 ^{レンズ} 点	講師 スコット・ヘイフマン教授 (英 セント・アンドリュース大学)	17号館8階 17810教室	キリスト教文化研究部 「3.11以降の世界と聖書—言葉の回復をめぐる—」
15.3.5 9:45~ 17:30	国際シンポジウム LATIN AMERICA IN THE PACIFIC RIM 開会 <u>SESSION I : Latin America and Asia-Pacific : Interactions in the Pacific Rim</u> 1. Latin American in the Pacific Rim : Trends and Agenda 2. Opportunités and Challenges in Trade Relations between Asia and Latin America 3. Macroeconomics of Trade Diversification : The Case of Latin America's Trade with Asia-Pacific <u>SESSION 2 : Global trends inside and outside of the Pacific Rim</u> 1. Latin America-Asia Economic Relations : What to Expect Next? 2. Reshaping World Trade Agenda : Mega-FTAs in Asia-Pacific and the Japan-EU Economic Partnership 3. The Transatlantic Trade and Investment Partnership : Implications for Latin America and Asia <u>SESSION 3 : Trade Policies in the Pacific Rim : Latin America Strategies</u> 1. The Case of Chile 2. The Case of Colombia 3. The Case of Peru 4. The Case of Mexico <u>SESSION 4 : Japan and Latin America in the Pacific Rim</u> 1. Japan and Latine America 2. Beyond Free Trade : Trade, Investment and International Cooperation 3. Official Development Assistance Programs and Projects through JICA in Latin America and Caribbean 閉会	仙波憲一 (青山学院大学学長) 竹本和彦 (国連大学サステイナビリティ高等研究所所長) 司会 幸地茂 (国際交流センター副所長) Antoni Estevadeordal (米州開発銀行統合貿易局局长) Juan Blyde (IDB 統合貿易局 Lead Trade Economist) Keiji Inoue (ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 国際貿易統合部 Deputy Director) Won-Ho Kim (韓国外国語大学国際地域大学院 学部長、教授) 司会 幸地茂 (国際交流センター副所長) Alicia Garcia Herrero (BBVA リサーチ新興市場チーフ・エコノミスト) 渡邊頼純 (慶應義塾大学総合政策学部教授) Philippe De Lombaerde (国連大学地域統合比較研究所副所長) 司会 幸地茂 (国際交流センター副所長) 岩田伸人 (国際交流センター所長) H.E. Mr. Patricio Torres (チリ大使) H.E. Mr. Roberto Vélez (コロンビア大使) H.E. Mr. Elard Escala (ペルー大使) Mr.Armando Arriaga (メキシコ大使館 臨時代理大使) 司会 幸地茂 (国際交流センター副所長) 岩田伸人 (国際交流センター所長) 高瀬寧 (外務省中南米局局长) 細野昭雄 (JICA 研究所シニアリサーチアドバイザー) 高野剛 (JICA 中南米部部长) Philippe De Lombaerde (国連大学地域統合比較研究所副所長) 式部透 (米州開発銀行アジア事務所所長)	国際連合大学 本部5F エリザベス・ローズ会議場	社会科学部 「ラテンアメリカにおける地域統合・地域主義の新たな展開」 共催: 総合研究所 国連大学地域統合比較研究所 米州開発銀行 協賛: WTO 研究センター コロンビアコーヒー生産者連合会

2014年度 総合研究所研究成果一覧

○印 プロジェクト代表
 ※印 所員以外の執筆協力者・研究協力者
 市販本の価格は本体価格（税抜）

研究部	形態	書名(プロジェクト名)	所 員	内 容	刊行日	出版社	価 格
課題別	市販本	東北の震災復興と今和次郎ものづくり・くらしづくりの知恵 (文化資源マネジメント論に資する都市農村交流の研究)	○ 黒石 いずみ	はじめに I 震災復興の観点から II 先人の努力を掘り起こす 一、地域のくらしからの創造 ものづくりとくらしづくり 二、日常からの創造 住まいと女性の力 あとがき 参考文献	2015.3.30	平凡社	3,000円
	市販本	ヒューマン・ライツ教育—一人権問題を「可視化」する大学の授業— (人権教育の手法に関する多国間分析と青山モデルの構築)	○ 大石 泰彦 申 恵丰 別府 三奈子 坂上 香 森本 麻衣子 野中 章弘 高佐 智美 楊 林凱 藤田 早苗	はしがき I なぜいま、ヒューマン・ライツ教育なのか II ヒューマン・ライツ教育の実践—青学と「ヒューマン・ライツコース」の取り組み III ヒューマン・ライツ教育の諸課題 IV 諸外国のヒューマン・ライツ教育 資料 あとがき 索引	2015.3.30	有信堂 高文社	2,800円
キリスト教文化	市販本	21世紀の信と知のために キリスト教大学の学問論 (キリスト教大学の学問体系論の研究)	○ 西谷 幸介 清水 正 小柳 敦史 ※ 中井 章子 茂 牧人 東方 敬信 大森 秀子 塩谷 直也 濱崎 雅孝 西谷 幸介	まえがき 第一部 神学の学問論／知のあり方 第一章 学問論の文脈における青山学院大学教育方針の意義 第二章 知と超越—理性の真実の復権を目指して 第三章 共同体形成としての学問 第二部 哲学の学問論／知のあり方 第四章 一八〇〇年前後のドイツ大学論・学問体系論 第五章 現象学の学問論 第六章 解釈学の学問論 第三部 社会倫理と学問論／知のあり方 第七章 キリスト教神学と社会科学 第八章 社会的証しのキリスト教倫理（社会起業家の時代に） 第四部 キリスト教大学における教育の諸問題 第九章 日米女子高等教育におけるリベラル・エデュケーション—その発祥と展開 第一〇章 聖書学から見た大学の知—授業評価と知の伝え方 第十一章 大学における道德教育と宗教との関係について 第十二章 宗教としてのキリスト教 あとがき 青山学院大学教育方針	2015.2.28	新教出版社	5,000円
社会科学	市販本	「日本型」戦略の変化 経営戦略と人事戦略の補完性から探る (企業戦略と経営機能別戦略との影響関係の分析)	○ 須田 敏子 澤田 直宏 山内 麻理 宮副 謙司 内海 里香	はしがき 序章 「日本型」戦略の変化—研究のフレームワーク 第1章 経営戦略論 —環境変化に対する企業の適応プロセスの考察 第2章 制度組織論 —組織フィールドにおける複雑な変化のメカニズムに迫る 第3章 国際経営比較論 —各国の競争優位・劣位を制度補完性から解明 第4章 日本型戦略の特色と変化 第5章 電機産業 —本格的に動き始めた「日本型」からの変化 第6章 製薬産業 —進む商品・労働市場と人事戦略の変化 第7章 金融産業 —多様化の進展とグローバル化への遠い道のり 第8章 流通産業 —百貨店・専門店の業態特性と市場環境変化への適応	2015.3.12	東洋経済 新報社	4,000円

研究部	形態	書名(プロジェクト名)	所 員	内 容	刊行日	出版社	価 格
社会科学	市販本	利用者指向の国際財務報告 (財務報告の利用者から見た国際財務報告基準の意義と課題)	○ 橋本 尚 多賀谷 充 八田 進二 市野 初芳 小西 範幸 佐藤 淑子 北川 哲雄 町田 祥弘 尹 志煌	第1章 利用者指向の国際財務報告のフレームワーク 第2章 利用者から見たIFRS 第3章 IFRSの導入に係る会計制度上の考察 第4章 会計基準の設定のあり方と適用に関する課題 第5章 法人税法第22条第4項にいう公正処理基準の再検討 第6章 IFRS会計思考の展開にみる統合報告の可能性 第7章 IFRS任意適用とIR 第8章 わが国医薬品企業における制度変化への先駆性 — IFRS、ガバナンス、アニュアルレポートにおける先進事例の研究— 第9章 IFRS導入に関する財務報告利用者および作成者の意識のギャップについて 付録 「アンケート」質問用紙と回答用紙 索引	2015.3.30	同文館出版	4,200円
自然科学	報告論集	宇宙線の起源をさぐる理論・観測研究 (宇宙線の起源をさぐる理論・観測研究)	○ 山崎 了 馬場 彩 井上 剛志 柴田 徹	1. 研究目的と研究成果の要約 2. 研究成果リスト 3. 謝辞 4. 出版論文集	2014.9.30	—	—
	報告論集	海洋生物の医薬品等への活用とその知的資産マネジメント (海洋生物の医薬品等への活用とその知的資産マネジメント)	○ 木村 純二 田代 朋子 菊池 純一 山崎 正稔 根岸 隆之 澤野 恵梨香 松本 芳嗣 後藤 康之 三條場 千寿 内山 真伸	はじめに：本プロジェクト研究の背景と目的 第1章 強い細胞毒性をもつ kulokekahilide-2 誘導体の構造活性相関の研究 第2章 抗リーシュマニア活性化化合物 ciliatamide 誘導体の合成と構造活性相関の検討 第3章 抗リーシュマニア活性化化合物 sargaquinoidatic acid の研究 第4章 生理活性物質測定法 第5章 知的資産マネジメント	2015.3.31	—	—

歴代所長・研究部長

所長（1988.10.1～）

在職年月	氏名	役職（当時）
88.10.1～90.9.30	諸井 勝之助	国際政治経済学部・教授
90.10.1～92.9.30	廣島 敏史	文学部（フランス文学科）・教授
92.10.1～94.9.30	原茂 太一	法学部・教授
94.10.1～98.9.30	岡本 康雄	国際政治経済学部・教授
98.10.1～00.3.31	半田 正夫	法学部・教授
00.4.1～01.3.31	渡邊 昭夫	国際政治経済学部・教授
01.4.1～05.3.31	佐伯 胖	文学部（教育学科）・教授
05.4.1～09.3.31	秋元 実治	文学部（英米文学科）・教授
09.4.1～13.3.31	本間 照光	経済学部・教授
13.4.1～15.3.31	渡辺 節夫	文学部（史学科）・教授
15.4.1～	浅井 和春	文学部（比較芸術学科）・教授

研究部長（2003.4.1～）

研究部門	在職年月	氏名	役職（当時）
課題別	03.4.1～05.3.31	佐伯 胖	文学部（教育学科）・教授
	05.4.1～09.3.31	秋元 実治	文学部（英米文学科）・教授
	09.4.1～13.3.31	本間 照光	経済学部・教授
	13.4.1～15.3.31	渡辺 節夫	文学部（史学科）・教授
	15.4.1～	浅井 和春	文学部（比較芸術学科）・教授
キリスト教文化	03.4.1～09.3.31	大島 力	理工学部・教授（～08.3.31） 経済学部・教授（08.4.1～）
	09.4.1～13.3.31	西谷 幸介	国際マネジメント研究科・教授
	13.4.1～	伊藤 悟	教育人間科学部・教授
人文科学	03.4.1～07.3.31	木村 松雄	文学部（英米文学科）・教授
	07.4.1～09.3.31	重野 純	文学部（心理学科）・教授
	09.4.1～13.3.31	佐藤 泉	文学部（日本文学科）・教授
	13.4.1～	佐伯 眞一	文学部（日本文学科）・教授
社会科学	03.4～06.10.11	田中 隆雄	経営学部・教授
	06.10.12～07.3.31 （代行）	秋元 実治	文学部（英米文学科）・教授
	07.4.1～08.3.31	山崎 敏彦	法務研究科・教授
	08.4.1～10.3.31	大石 紘一郎	法学部（法学科）・教授
	10.4.1～13.3.31	申 恵丰	法学部（法学科）・教授
	13.4.1～	菊池 努	国際政治経済学部・教授
自然科学	03.4.1～07.3.31	降旗 千恵	理工学部（化学・生命科学科）・教授
	07.4.1～11.3.31	吉田 篤正	理工学部（物理・数理学科）・教授
	11.4.1～	小池 和彦	社会情報学部社会情報学科・教授
eLPCO	05.4.1～07.4.5	佐伯 胖	文学部（教育学科）・教授
	07.4.6～11.3.31	玉木 欽也	経営学部・教授

編集後記

2015年度総合研究所報が無事に刊行のはこびとなりました。これも執筆者の皆様と研究所スタッフのご尽力のたまものと、深く感謝申し上げます。今年度の所報には、総研の5つの研究部（課題別研究部、キリスト教文化研究部、人文科学研究部、社会科学研究部、自然科学研究部）の活動報告と、課題別研究部から2件、キリスト教文化研究部から1件、社会科学研究部から2件、自然科学研究部から2件の、合計7件におよぶ研究成果報告が収められています。青山学院大学の幅広い学問領域の中から、公募・選定された大学を代表する研究の成果です。

巻頭言にも触れましたように、総合研究所による研究プロジェクトの公募は本年度をもって終了しますが、現時点で5件の応募がなされており、継続中の研究と合わせて今後もそのバックアップをつとめていく所存です。また、今年度の下半期は、来年度以降の総合研究所における独自の「総合的」研究のあり方を策定するとともに、プロジェクト公募に依らない新しい青山学院大学総合研究所としての研究を進めていかなければなりません。皆さんの忌憚のないご意見とご協力をたまわることができたら幸いです。

(浅井 和春 記)

青山学院大学総合研究所報 第23号

2015年10月31日 発行

編 集 総合研究所編集委員会

発 行 青山学院大学総合研究所

所長 浅井 和春

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

03-3409-7472 (TEL)

03-5485-0780 (FAX)

印 刷 ヨシダ印刷株式会社

150th
140th



青山学院スクール・モットー

地の塩、世の光

The Salt of the Earth, The Light of the World

(マタイによる福音書 第5章 13～16節より)



Aoyama Gakuin since 1874